

# 砥部町一般廃棄物処理基本計画

～持続性のある循環型社会の構築をめざして～

〈中間見直し〉

平成28年3月 策定

令和6年3月 改訂

砥 部 町



## はじめに

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を生み出して廃棄物問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係して自然環境へ大きな負荷をかけるものとなっています。そのため、このような大量廃棄型の社会構造を見直して天然資源の消費抑制と環境負荷の低減をめざした循環型社会の形成が求められています。

国では、「環境基本法」をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び個別のリサイクル法を制定・改正するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」や「循環型社会形成推進基本計画」を策定して循環型社会の基本方針を示しています。このうち、循環型社会形成推進基本計画では、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たに平成 32 年度の数値目標等が示されています。

愛媛県においても、平成 23 年度に「第三次えひめ循環型社会推進計画」を策定して「調和と循環により、かけがえのない環境を守るやさしい笑顔づくり」を基本理念として、①3Rの推進、②廃棄物の適正処理の確保、③循環型社会ビジネスの振興の3つの基本方針に基づきリサイクル及び適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざしています。

砥部町では、平成 18 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画を見直して、新たに長期的視点に立った基本となる「砥部町一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理基本計画」を策定して循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進するものです。

平成 28 年 3 月  
砥部町長 佐川 秀紀



# 目 次

## 第1章 基本的事項

1. 計画策定の基本的な考え方	1- 1
(1) 計画策定の趣旨	1- 1
(2) 計画の位置付け	1- 2
2. 地域の概況	1- 9
(1) 位置と地勢	1- 9
(2) 人 口	1- 9
(3) 土地利用	1-10
(4) 都市計画区域	1-11
(5) 産 業	1-12
3. ごみ処理の現状	1-14
(1) ごみ処理の経緯	1-14
(2) ごみ処理フロー	1-15
(3) ごみ処理体制	1-16
(4) ごみ処理の実績	1-17
(5) ごみ処理事業経費	1-31
(6) ごみの不法投棄	1-31
4. 生活排水処理の現状	1-32
(1) 生活排水処理状況	1-32
(2) 生活排水処理の実績	1-37
(3) し尿処理事業経費	1-38
5. 廃棄物処理行政の動向	1-39
(1) 国の動向	1-39
(2) 愛媛県の動向	1-40
(3) 近隣自治体	1-42

## 第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針	2- 1
2. ごみの発生量及び処理量の見込み	2- 2
(1) 人口及び事業活動等の将来予測	2- 2
(2) ごみ発生量の将来推計	2- 3
3. ごみ処理の評価と課題	2- 5
(1) ごみ処理の評価	2- 5
(2) ごみ処理の課題の抽出	2-13

4. ごみ処理計画	2-14
(1) 廃棄物減量化目標	2-14
(2) 循環型社会形成のための主な取組	2-16
(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分	2-17
(4) 収集・運搬計画	2-18
(5) 中間処理計画(再生利用含む)	2-20
(6) 最終処分計画	2-21
(7) ごみ処理施設の整備に関する事項	2-23
(8) その他ごみ処理に関して必要な事項	2-23

### 第3章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針	3- 1
2. し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み	3- 2
(1) 計画処理区域	3- 2
(2) 計画処理区域内人口の予測	3- 2
(3) 計画処理区域内における処理形態別人口推計	3- 2
(4) し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量	3- 3
3. 生活排水処理の評価と課題	3- 4
(1) 生活排水処理の評価	3- 4
(2) 生活排水処理の課題の抽出	3- 5
4. 生活排水処理計画	3- 6
(1) 生活排水処理目標	3- 6
(2) 循環型社会形成のための主な取組	3- 6
(3) 生活排水処理の主体	3- 7
(4) 生活排水処理計画	3- 7
(5) し尿・汚泥処理計画	3- 7
(6) その他し尿処理に関して必要な事項	3- 8

# 第1章 基本的事項

## 1. 計画策定の基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

砥部町一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、長期的視点に立って砥部町(以下、「本町」という。)の一般廃棄物処理基本計画を定めるものです。

本町では、平成17年1月の旧砥部町と旧広田村の合併後の平成18年3月に「砥部町一般廃棄物処理基本計画」を策定して適正な廃棄物処理行政に努めています。その策定後10年を経たことから、変動する社会動向、法整備状況、本町一般廃棄物の現状等を踏まえた上で、新たにごみの発生抑制、一般廃棄物処理施設の整備、分別・収集・運搬の効率化等について示すものです。

これからの地域社会は、廃棄物の3Rによる持続性のある循環型社会、地球温暖化防止による低炭素化社会並びに生物多様性による自然共生社会が求められています。本計画では、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分によって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される快適なまちづくりを実現するため、廃棄物の3Rによる持続性のある「循環型社会」の構築をめざすものです。

#### ◆めざすべき地域社会の姿

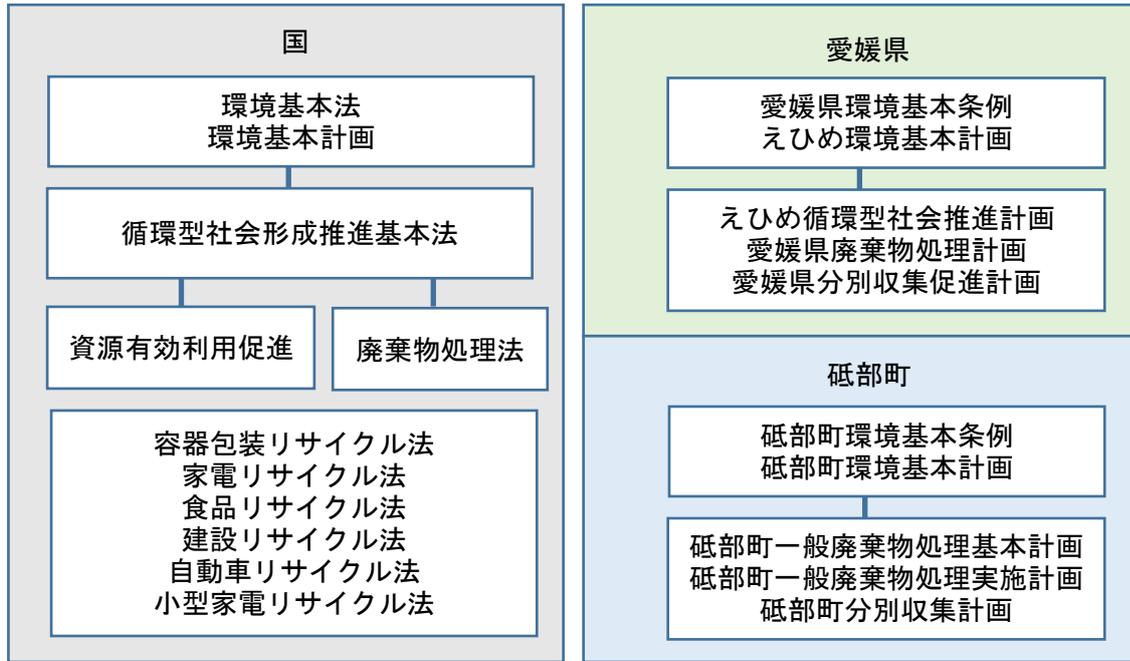


「循環型社会」とは、循環型社会形成推進基本法第2条において、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。」とされています。「循環型」とは、「主に天然資源について、人間が有効に活用できる状態を保ちつつ状態を遷移させながら連続的・永続的に資源利用システムを成立させる。」ことをいいます。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的な視点に立ち、本町のごみ処理並びに生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものです。本計画と国や愛媛県の計画との位置づけを以下に示します。

### ◆計画の位置付け



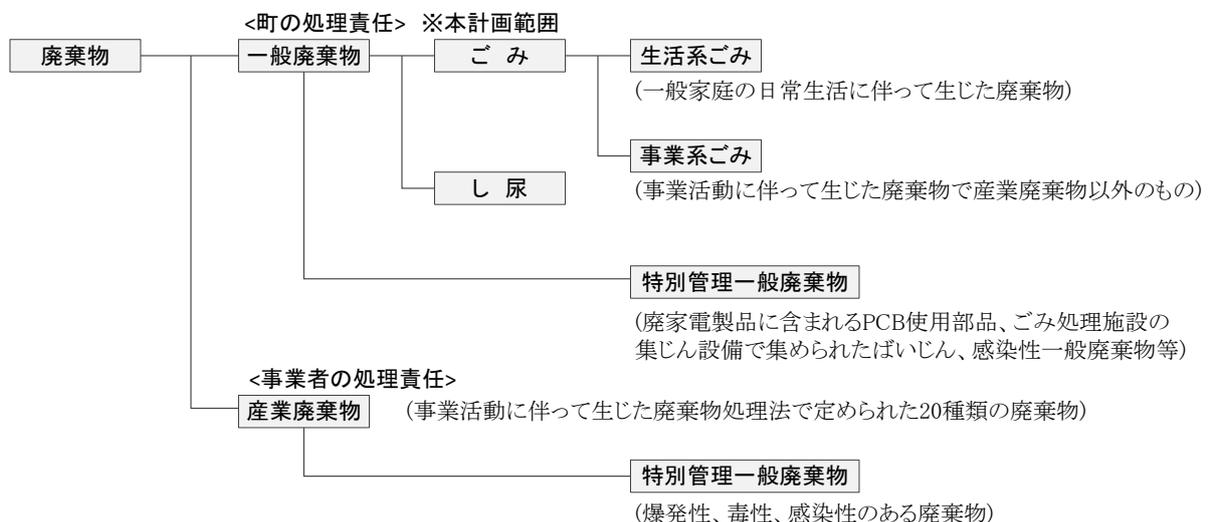
#### 1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

#### 2) 廃棄物の区分と計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、町内で発生する一般廃棄物(ごみ・し尿)を対象とします。

### ◆廃棄物の区分と計画の範囲



### 3) 計画目標年度

本計画は、15年後の令和12年度を計画目標年度とし、令和7年度と令和10年度を計画中間目標年度とします。

また、本計画は、国の指針に基づいて概ね5年ごとに見直しするほか、社会の動向や法制度の動向等、計画の前提となる諸条件を大きな変動があった場合や施設整備事業等の関連事業の進捗状況に応じて見直しを図るものとします。

### 4) 砥部町総合計画との関連

本計画は、「第2次砥部町総合計画（平成30年3月）」を上位計画として位置づけて、総合計画に示された将来像と将来像実現に向けた4つの要素を踏まえた計画とします。

#### ◆総合計画の基本理念と将来像

#### 将来像

## 文化とこころがふれあうまち



「第2次砥部町総合計画」の及び後期基本計画における本計画に関連する施策とその成果は、概ね次のとおりです。

#### ◆第2次砥部町総合計画の政策方針(目標)(抜粋)

##### ○ 豊かな自然と共に生きる環境整備(生活・環境分野)

豊かな自然環境のある風景は、本町の宝であり、住民だけでなく、訪れる観光客にとっても貴重な風景となります。自然環境を守り育てていく意識の向上を図り、自然環境保全に取り組みます。

環境に配慮したまちとして、廃棄物の適正化や資源化を図り、ごみを減らす暮らしを実践する循環型社会の形成を目指します。また、住民の快適な生活を確保するため、下水道及び浄化槽の適正な整備及び維持管理を推進します。

### 主要課題

- 住民の主体的な環境保全活動を促すため、地球温暖化を身近な問題として捉えるなど、環境に対する住民の意識を高めることが必要です
- 河川水質汚濁の原因である生活排水の適正処理を行うために、公共下水道や浄化槽の整備を進め、引き続き水質監視を行う必要があります。

### ◆第2次砥部町総合計画後期基本計画(抜粋)

#### 【豊かな自然と共に生きる環境整備】

#### 主要な取り組み

- 本町の有する豊かな自然環境を守り、育てていく意識の向上を図り、自然環境保全に取り組めます。
- 廃棄物の適正化や資源化を図り、ごみを減らす暮らしを実践する循環型社会の形成を目指します。

#### 【施策の成果と成果指標・目標値】

ごみ分別の徹底や適正な廃棄物の処理等、環境衛生・環境保全の取り組みによる資源循環型社会に対応した環境整備

成果目標	実績値	実績値	目標値
	平成28年度	令和3年度	令和9年度
1人あたりのごみ排出量	790 g/人・日	726 g/人・日	700 g/人・日
資源化率	21.1%	24.4%	26.3%

注) 資源回収含む。

下水道整備や生活排水処理が適切な住民の衛生面に配慮された生活環境の整備

成果目標	実績値	実績値	目標値
	平成28年度	令和3年度	令和9年度
污水処理人口普及率 (生活排水処理率)	71.4%	80.0%	83.8%
※下水道普及率	25.5%	34.5%	45.5%
※下水道処理人口	5,467人	7,046人	8,647人

出典) ※令和4年度砥部町污水处理施設整備構想

## 5) 第2次砥部町環境基本計画との関連

本計画は、さらに「第2次砥部町環境基本計画（令和2年2月）」を踏まえた計画とします。

### ◆環境基本計画のめざす環境像と基本目標

#### 【目指す環境像】

うるおいのある自然豊かなまち 砥部

#### 【基本目標】

健やかで安心して暮らせるまち

豊かな自然と歴史・文化を大切にする  
まち

やすらぎのある快適な生活空間を感  
じるまち

限りある資源と地球環境を大切にす  
るまち

環境のことを考え、行動するまち

#### 【個別目標】

穏やかな大気環境を守ります  
きれいな水環境を守ります  
やすらぎを感じる場所を守ります  
有害化学物質による汚染を防ぎます

豊かな自然を守ります  
歴史・文化を守ります

美しく潤いのあるまちを目指します  
豊かな景観資源を保全し、良好な景観を  
守ります

ごみを減らし、リサイクルを進めます  
地球環境問題への取り組みを進めます

環境に配慮した行動を進めます  
環境教育と学資を進めます  
環境情報の提供を進めます

「第2次砥部町環境基本計画」における本計画に関連する施策の展開と環境指標は、概ね次のとおりです。

#### ◆施策の展開(抜粋)

##### 【健やかで安心して暮らせるまち】

(省略)

##### ●野焼き対策の推進

- ◇農業用廃ビニールや廃プラスチックなどは、適正に処理するよう、普及・啓発に努めます。
- ◇家庭ごみなどは、適正に処理するよう、普及・啓発に努めます。
- ◇ごみなどの野外焼却を行わないよう、監視・指導を行います。

##### ●生活排水対策の推進

- ◇「砥部町生活排水対策推進計画」に基づき生活排水対策を推進します。
- ◇「砥部町清流保全条例」に基づき肱川流域の水環境保全を推進します。
- ◇公共下水道の整備を推進します。
- ◇公共下水道などの処理区域外の地域には、合併処理浄化槽の設置整備を進めます。
- ◇適切な浄化槽の使用方法の啓発に努めます。
- ◇県公共土木施設愛護事業(愛リバー・サポーター制度)の普及を図り、河川美化運動への参加を促進します。

##### 【やすらぎのある快適な生活空間を感じるまち】

##### ●不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ◇不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発を行います。
- ◇不法投棄に対する監視を推進します。
- ◇喫煙ルールの徹底や喫煙マナーの向上について、普及・啓発に努めます。
- ◇プラスチックスマートの啓発に努め、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの削減を推進します。

##### ●環境美化の推進

- ◇空き地の適正管理に関する啓発を行います。
- ◇「町内一斉清掃」を推進します。
- ◇ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーについて、普及・啓発に努めます。
- ◇県公共土木施設愛護事業(愛リバー・サポーター制度・愛ロード・サポーター制度)の普及を図り、河川・道路美化運動への参加を促進します。

##### 【限りある資源と地球環境を大切にすまち】

##### ●廃棄物の発生抑制

- ◇「砥部町一般廃棄物処理基本計画」に基づき廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理を推進します。
- ◇電気式生ごみ処理機等購入事業等の補助制度を活用し、ごみの減量化及び資源化を推進します。

##### ●リサイクルの推進

- ◇再生品を率先して利用します。
- ◇公共工事における再生材の使用を推進します。
- ◇リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。
- ◇ごみの分別徹底を啓発します。

●町民・事業者への啓発活動の推進

- ◇過剰包装の自粛を啓発します。
- ◇リサイクルの推進のため、町民・事業者への啓発活動を推進します。
- ◇再生品の利用についての普及・啓発に努めます。
- ◇分別収集方法に関するPRを行います。
- ◇ごみ減量に関する情報提供を推進します。
- ◇ごみ問題に対する学習機会の充実を推進します。
- ◇食品ロス(食べ残し・賞味期限切れ廃棄)の削減についての普及・啓発に努めます。

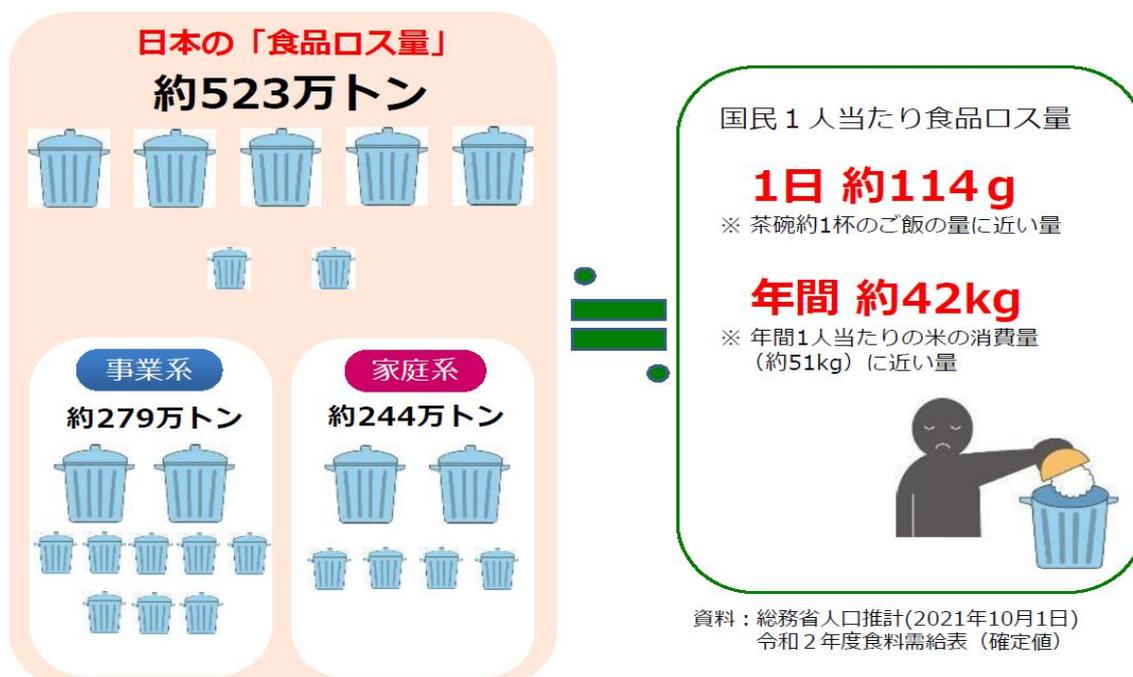
## 6) 食品ロス削減の推進

### 食品ロスの現状

食品ロスとは、本来食べられるのにも関わらず廃棄される食品のことです。一般廃棄物としては、食品小売業や流通業及び飲食店から排出される事業系と一般家庭から排出される家庭系があります。また、食品加工業や食品製造業から排出される産業廃棄物もあります。

令和3年度(2021年度)の国の推計によると、日本の食品ロス量は523万トンと試算されています。このうち家庭から発生する家庭系食品ロス量は244万トン、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は279万トンとなっています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2021年で年間約440万トン)の1.2倍に相当します。また、この食品ロスを国民一人当たりで換算するとお茶碗約1杯分(約114g)の食べ物が毎日捨てられていることになります。

### 日本の食品ロスの状況(令和3年度)



出典：農林水産省

#### 食品ロス削減目標

国は、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で、家庭系食品ロスについては「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、ともに令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度と比較して、食品ロス発生量を半減するという目標を設定しています。本町においても、国の目標に準じて目標を設定します。

## 2. 地域の概況

### (1) 位置と地勢

本町は愛媛県のほぼ中央部に位置し、北は重信川を隔てて松山市、東は松山市と久万高原町、南は内子町、西は伊予市と松前町と接しています。

本町北部は重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れる盆地となっており、南部に向かうにつれて標高が高くなり、北ヶ森(1,010 m)、三郷の辻(932 m)等の高峰に囲まれた山間地となっています。

#### ◆砥部町の地理的状況

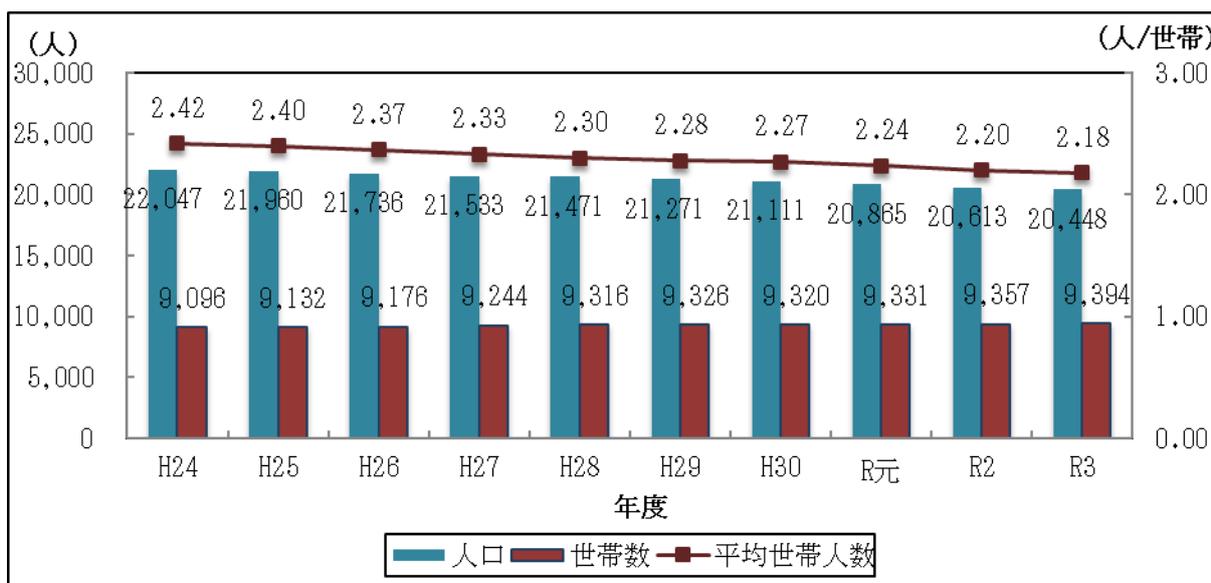
東西	南北	面積
約 9 km	約 21 km	101.59 k m <sup>2</sup>

本町の気候は、北部は年間を通して温暖な気候であり、南部の山間地では冬期には積雪も見られ、中央部は寒暖の差が大きな盆地気候となっており、地域により異なります。

### (2) 人口

本町の令和3年度末人口は、20,448人であり、愛媛県の1.5%程度を占めています。年度別推移を見ると、平成24年度の22,047人から毎年、わずかに減少する傾向にあります。一方、世帯数はやや微増傾向にあることから平均世帯人数は微減する傾向にあり、核家族の傾向が伺えます。

#### ◆人口と世帯数

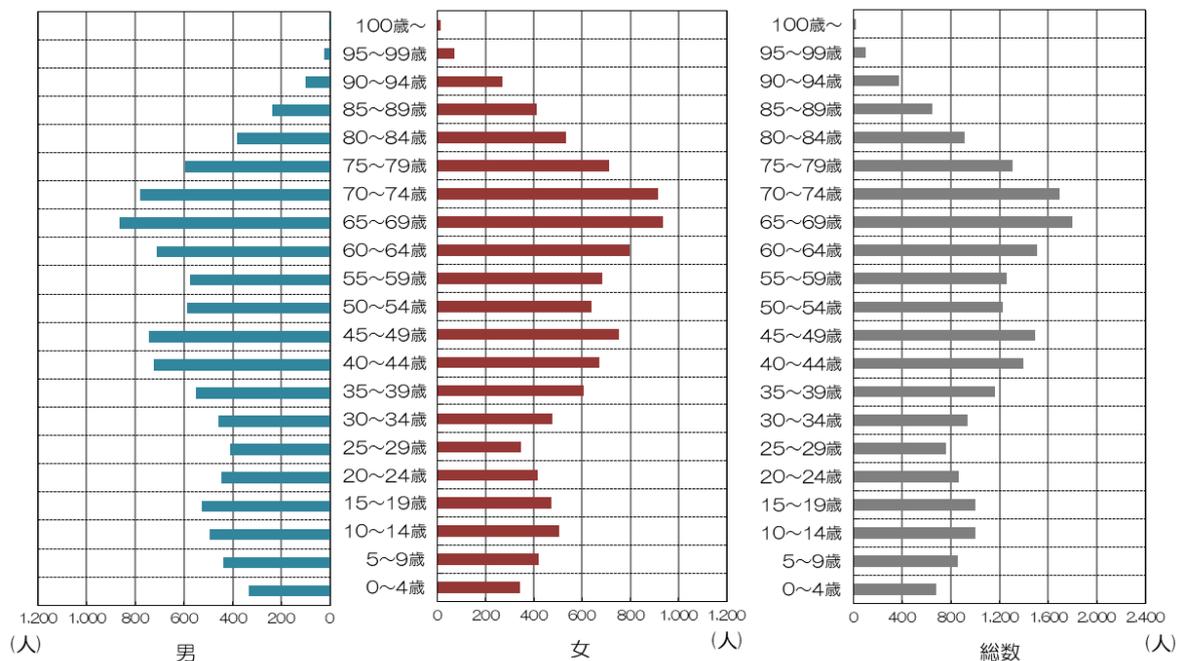


出典) 住民基本台帳人口(各年度4月1日現在)

注) 人口には外国人人口を含みます。面積は101.59 k m<sup>2</sup> (令和3年1月1日現在)

本町の性別・年齢別人口構成比は、団塊世代を含む65～74歳と、その子世代にあたる40～49歳の人口が多くなっています。高齢人口(65歳以上)は、32.7%となっており、全国値(令和元年28.4%)と比べて65歳以上の人口比率がわずかに高い数値を示し、高齢化率は毎年上昇する傾向にあります。

◆人口ピラミッド

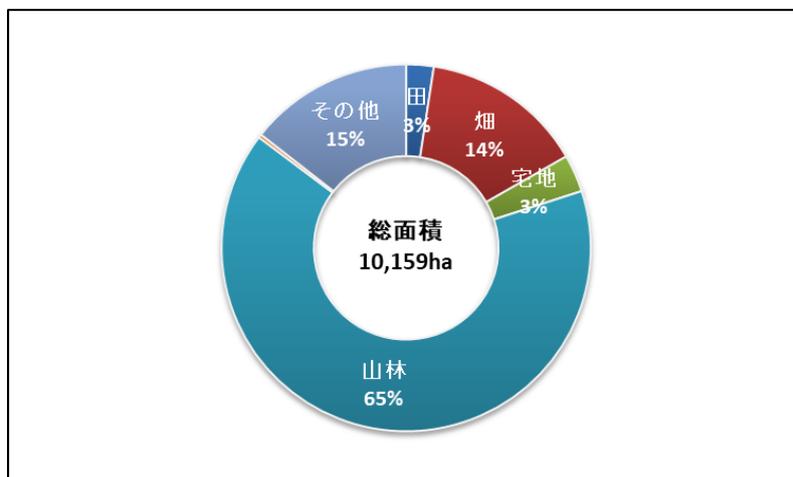


出典) 住民基本台帳人口 令和元年12月末日現在  
 砥部町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画 令和3年3月 p.7

(3) 土地利用

本町の土地利用面積は、山林の面積が6,656 haで全体の約7割を占めており、農地の面積が続いて1,724 haで約2割を占めています。

◆地目別土地面積の割合 (令和元年度)

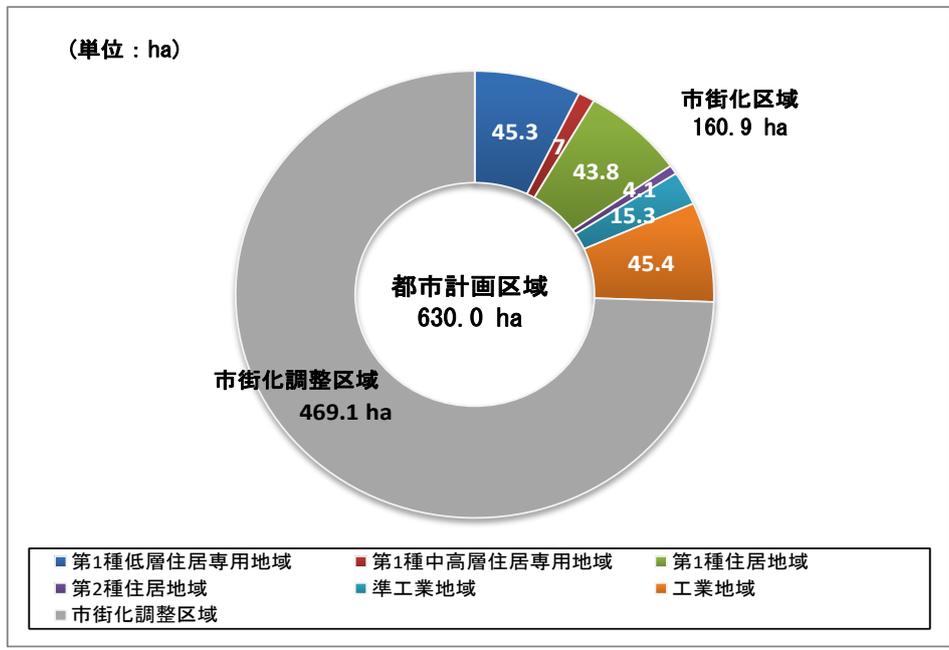


出典) 愛媛県統計年鑑 (令和元年1月1日現在)

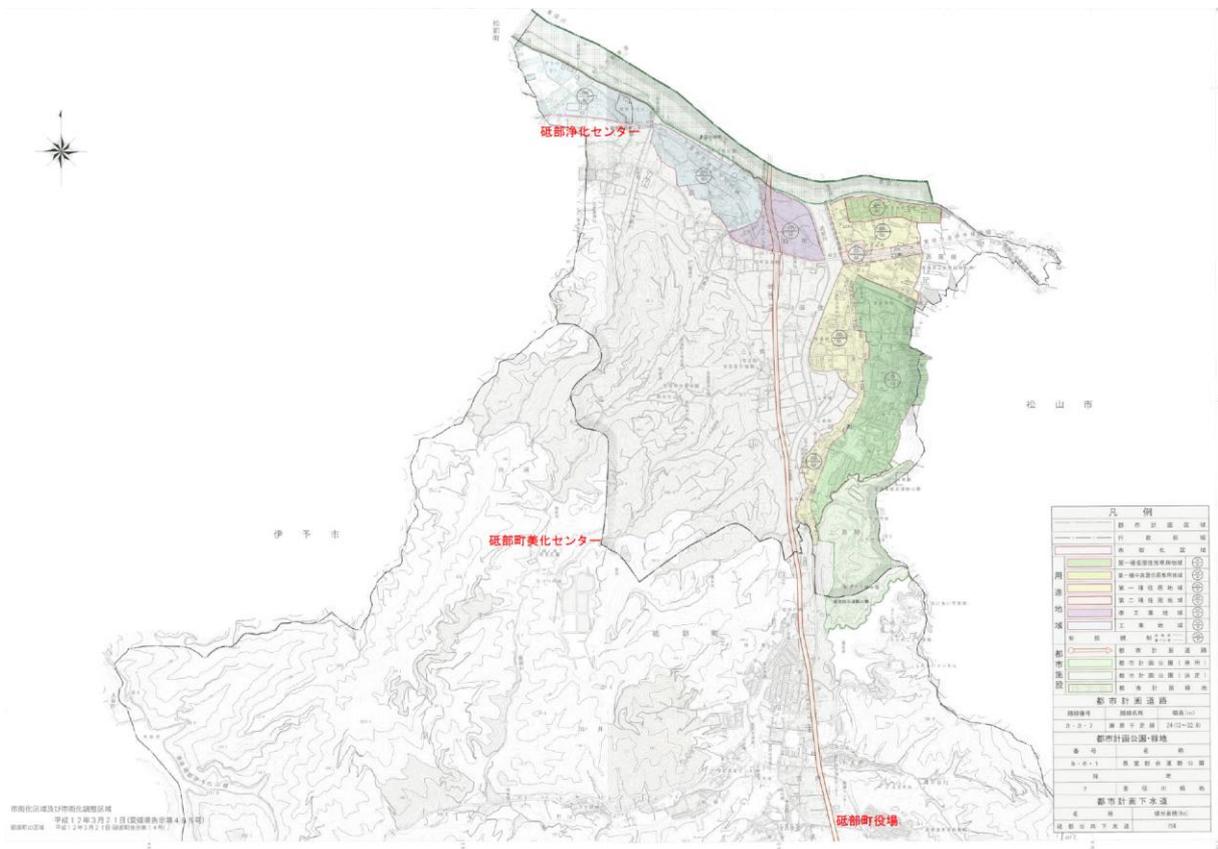
#### (4) 都市計画区域

本町の都市計画区域は、令和3年度 630 ha で、町全体の約 6%となっています。そのうち、市街化区域は 160.9 ha (25.5%) を占めています。

##### ◆都市計画区域面積



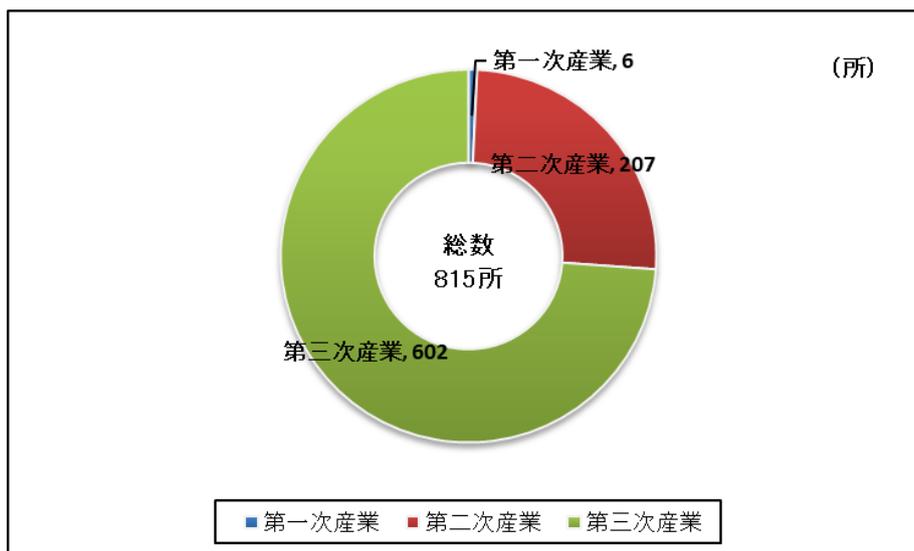
##### ◆砥部町都市計画総括図



## (5) 産 業

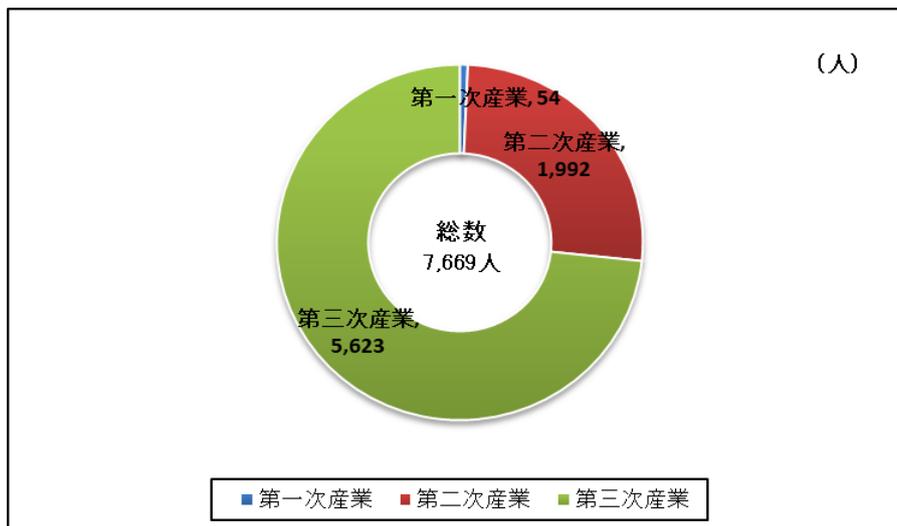
本町の産業は、第三次産業の事業所数が全体の約7割を占めており、従業者数も約7割と  
なっています。その次に第二次産業が続き、第一次産業は僅かとなっています。経済センサ  
スによると事業所数及び従業者数とも概ね横ばい傾向にあります。

### ◆産業別事業所数



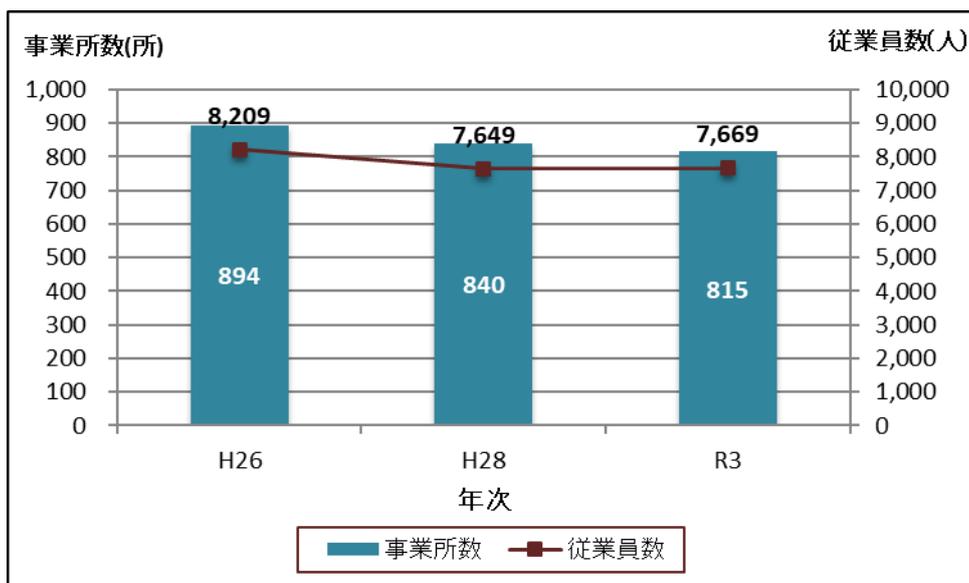
出典) 令和2年国勢調査

### ◆産業別従業者数



出典) 令和2年国勢調査

◆事業所数及び従業者数の推移



出典) 砥部町統計資料集 平成 26 年 平成 28 年 令和 3 年経済センサス

### 3. ごみ処理の現状

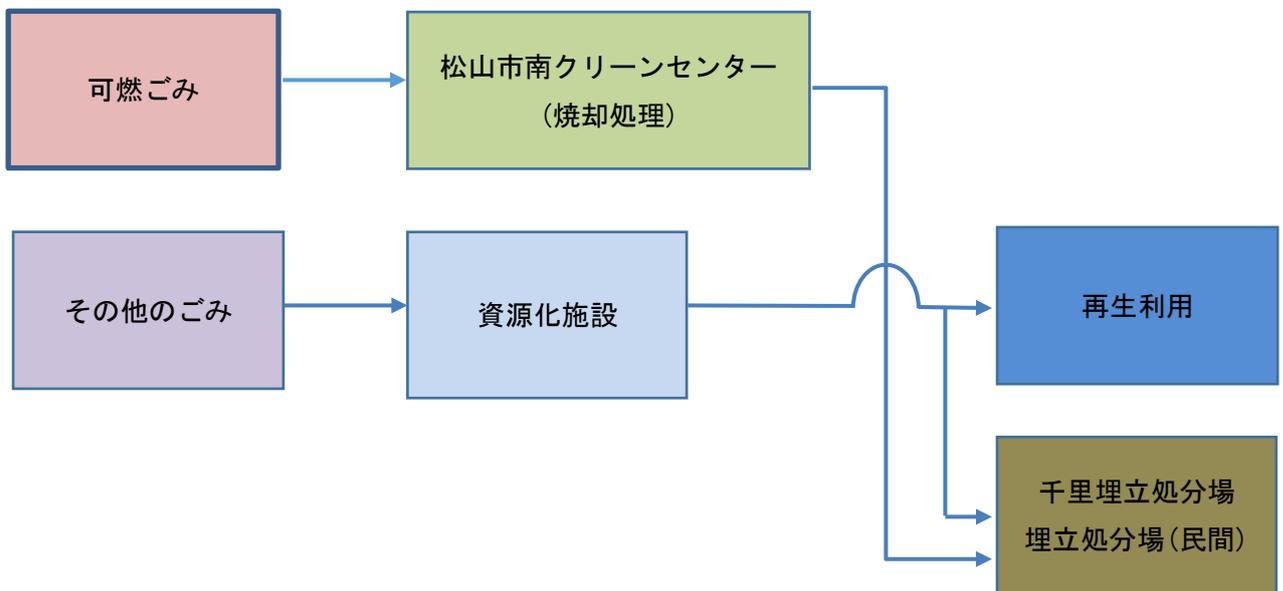
#### (1) ごみ処理の経緯

本町の旧砥部町と旧広田村合併後のごみ処理の主な経緯と現在のごみ処理の流れは次のとおりです。

##### ◆本町合併後のごみ処理の主な経緯(平成17年度～令和3年度)

◇平成17年1月1日	砥部町と広田村が合併し、新砥部町が誕生 ごみ処理は合併以前のまま、砥部地域は砥部町で処理、広田地域は「内山衛生事務組合」で処理を継続
◇平成19年度	生活系ごみの有料化を実施（平成19年10月1日開始）
◇平成20年度	広田地域の可燃ごみ以外のごみについて砥部町での処理を実施
◇平成26年度	「内山衛生事務組合」が解散し、砥部町内すべてのごみ処理を一元化
◇令和2年度	美化センター固形燃料化施設の稼働を休止
◇令和3年度	可燃ごみ処理を松山市へ委託 プラスチック製容器包装の分別区分を追加

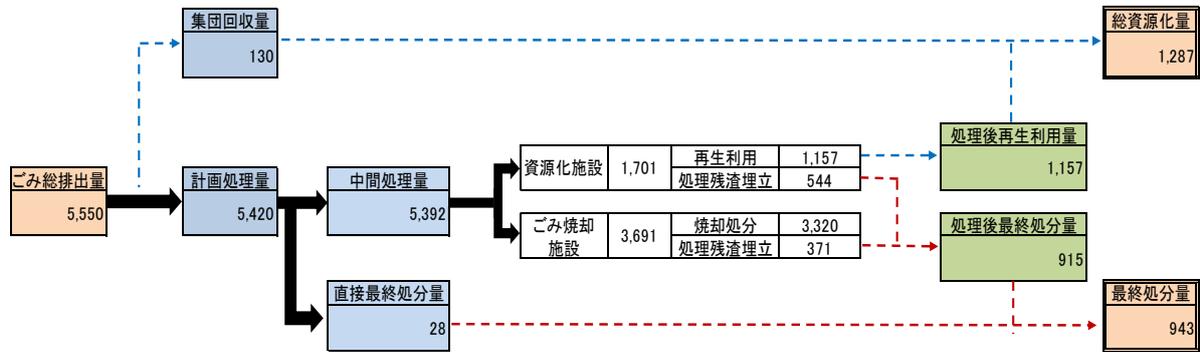
##### ◆ごみ処理の流れ(令和3年度)



## (2) ごみ処理フロー

本町のごみ処理は、焼却・再資源化・最終処分に分かれており、焼却処理は全体の約 60%、再資源化は約 23%、最終処分は約 17%となっております。

### ◆本町のごみ処理フロー図（令和 3 年度）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

### (3) ごみ処理体制

#### 1) ごみの分別区分

本町における分別区分と対象品目、その排出方法は次に示す 14 種類に分別されています。

分別区分 ごみの種類	分別区分	具体例
可燃ごみ	1. 可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品、再生利用できない紙、布製品
資源ごみ	2. 剪定枝	枝打ちした直径15cm未満で長さ1mまでのもの
	3. プラスチック製 容器包装	トレイ、発泡スチロール等
	4. 空きびん	飲料用のびん等
	5. 空き缶	アルミ缶、スチール缶
	6. 金属くず	なべ、やかん、フライパン等
	7. ペットボトル	PET ボトル(清涼飲料水等)
	8. 段ボール	段ボール
	9. 紙パック	500ml 以上の紙パック
	10. 新聞・チラシ	新聞、チラシ
	11. 雑誌・雑がみ	雑誌、マンガ本、単行本、ノート、包装紙等
雑ごみ	12. 古着・古布	衣服、帽子、タオル、毛布、カーテン等
	13. 危険ごみ	蛍光灯、体温計、ライター、包丁、ガラス等
	14. 雑ごみ	机、椅子、花瓶、植木鉢、電子レンジ、掃除機、布団、カーペット、衣装ケース等

## (4) ごみ処理の実績

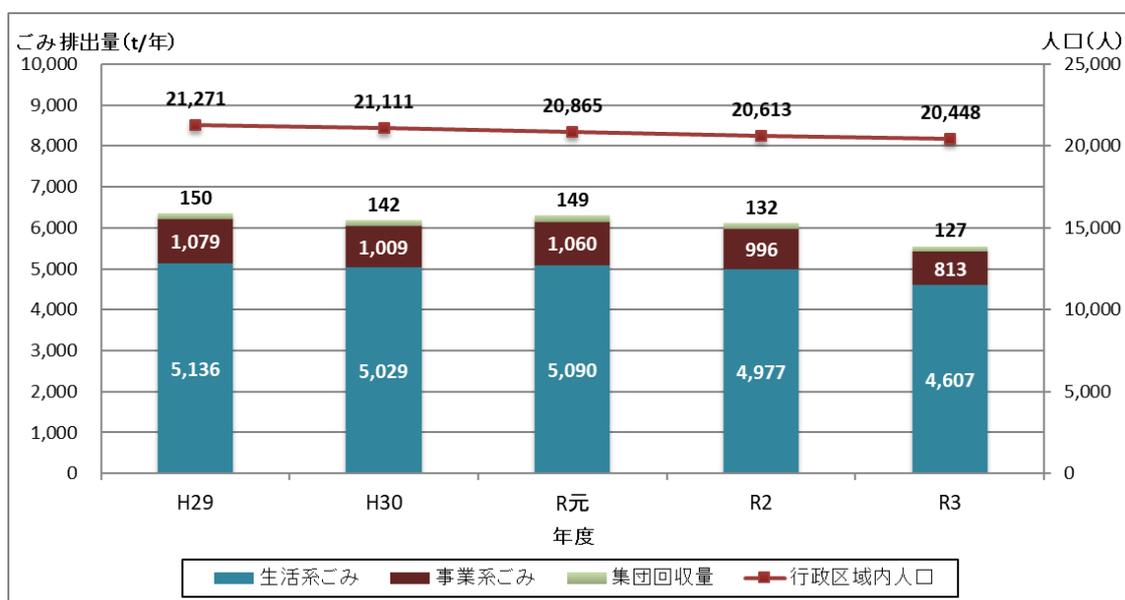
### 1) ごみ排出量

#### ① ごみ排出量

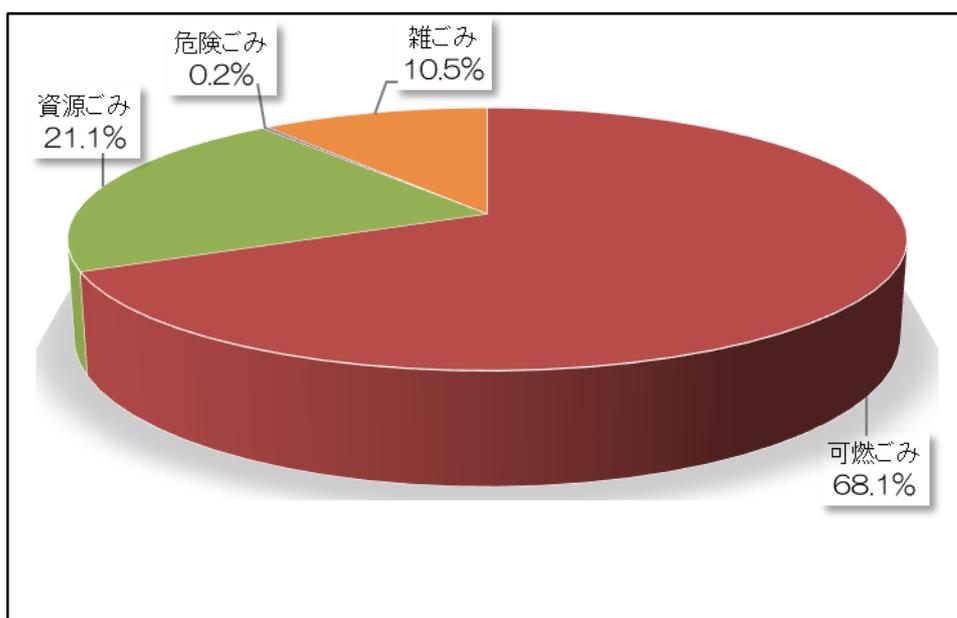
本町の過去5年間のごみ排出量は減少傾向にあり、令和3年度は分別方法の変更によるごみ減量意識の高まりから5,420 t/年と大きく減少しています。

また、令和3年のごみ排出量の内訳は、可燃ごみ量 3,691 t/年(68.1%)、資源ごみ量 1,157 t/年(21.3%)、雑ごみ 572 t/年(10.6%)等となっています。

#### ◆ごみ排出量の推移



#### ◆ごみ排出量の割合 (令和3年度)



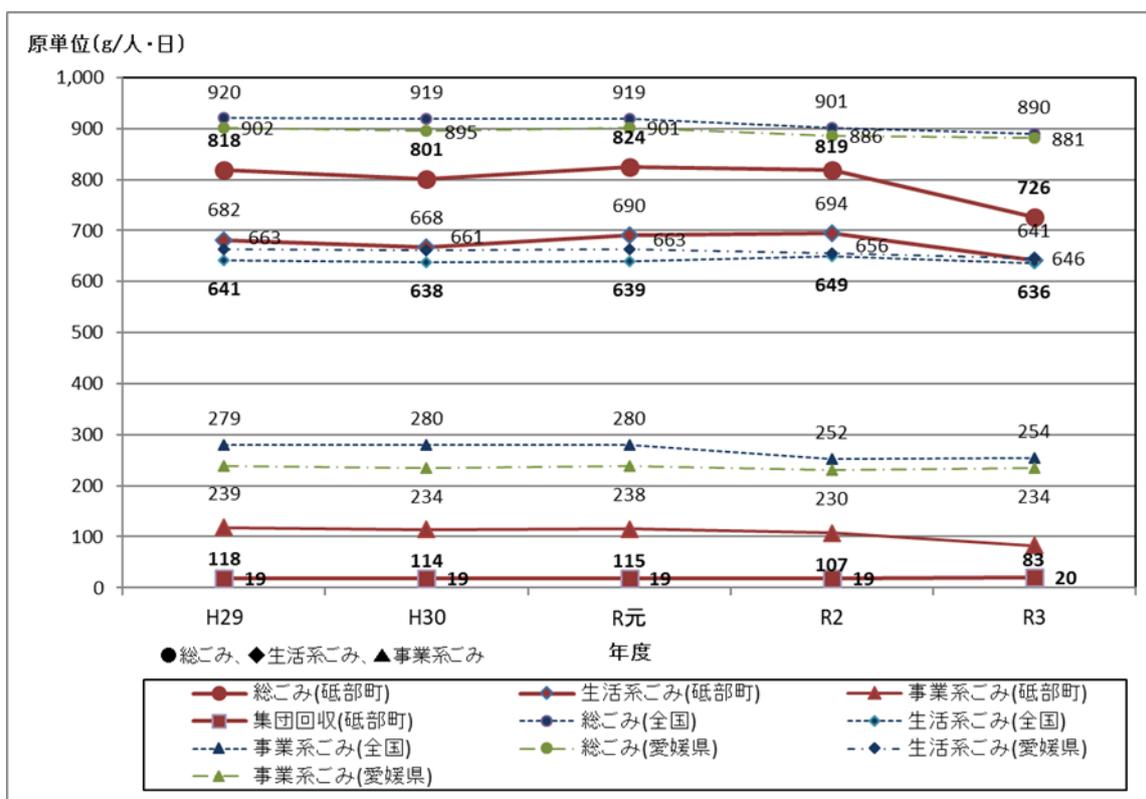
注) 集団回収量は除きます。

## ② 1人1日あたりごみ排出量(総ごみ)

本町における過去5年間の1人1日あたりごみ排出量の実績は、全国や愛媛県全体と比べていずれも低い値となっており、令和3年度で726 g/人・日(うち、集団回収 20 g/人・日)となっています。

生活系ごみについては、全国や愛媛県と比較すると概ね近い値を示していますが、事業系ごみの値は下回った値となっています。年度別推移を見ると、生活系ごみは概ね横ばい傾向ですが、事業系ごみはわずかに減少しています。

### ◆ 1人1日あたりごみ排出量の推移



## 2) 収集・運搬

### ① 収集形態

生活系の可燃ごみ、資源ごみ、雑ごみ及び危険ごみの各ごみは、ステーション方式で受け入れています。生活系ごみのうち、可燃ごみと雑ごみは指定袋制を導入しています。ごみ収集運搬は、すべて民間委託により実施しています。また、事業系ごみは、事業者自らが処理するか、一般廃棄物処理許可業者に依頼して処理を行っています。

#### ◆生活系ごみ収集実施形態

分別区分	収集形態	収集方式	収集回数		ごみ収集・処理手数料	搬入先
			広田地域以外	広田地域		
可燃ごみ	委託	ステーション方式	週2回	週2回 週1回 (山間部)	指定ごみ袋 大：45ℓ 400円/10枚 中：30ℓ 300円/10枚 小：20ℓ 200円/10枚	松山市南クリーンセンター
剪定枝・葉・草	委託	ステーション方式	週1回	週1回	無料	砥部町美化センター
プラスチック製容器包装	委託	ステーション方式	週1回	週1回	無料	委託業者資源化施設
資源ごみ	委託	ステーション方式	月2回	月2回	無料	委託業者資源化施設
雑ごみ	委託	ステーション方式	月1回	月1回	指定ごみ袋 大：120ℓ 600円/5枚 中：60ℓ 450円/5枚 小：30ℓ 300円/5枚 極小：10ℓ 150円/5枚	委託業者資源化施設
危険ごみ	委託	ステーション方式	月1回	月1回	無料	委託業者資源化施設

## ② 直接持込

収集のほかに、直接、ごみ処理施設へ持ち込むことができます。その場合、重量に応じて処理料金を徴収しています。

### ◆直接持ち込みごみの処理手数料

美化センターで処理する主なごみ	20kg 以上のごみ、一時多量ごみ(引越しごみ、自治会清掃ごみ等)、パソコン、畳、自転車、雑ごみ用指定袋に入らないごみ、事業活動に伴って発生する一般廃棄物のうち、可燃ごみと資源ごみの対象になるごみ
千里埋立処分場で処理する主なごみ	ブロック、コンクリート、瓦、かべ土、レンガ、石 ※事業者の持ち込みは原則不可

### ◆直接持ち込みごみの処理手数料

重量	処理料金
20kg 以下	180 円
21kg～40kg	370 円
41kg～60kg	560 円
61kg～80kg	750 円
81kg～100kg	940 円
100kg を超える	20kg 増すごとに 188 円を加える。(10 円未満切り捨て)

注) 事業系廃棄物は、100kg を超える場合、100kg を増すごとに 940 円を加算。(100kg 未満の端数があるときは、その数量を 100kg として計算)

### ◆ごみ処理施設の位置



### 3) ごみ処理

#### ① ごみ処理の対象廃棄物

中間処理する廃棄物は、収集される生活系ごみと直接搬入される生活系ごみ及び事業系ごみです。

#### ② ごみ処理の方法

収集及び直接搬入される可燃ごみは、令和2年度までごみ固形燃料化施設で固形燃料化し、製品化された固形燃料は町外にある工場等でボイラー燃料として活用されていましたが、現在は松山市のごみ処理施設で焼却処分を行っています。また、資源ごみは民間の資源化施設へ処理を委託しています。

#### ③ ごみ処理施設の概要

##### ◆可燃ごみ委託処理施設の概要

項目	内容
施設名称	松山市南クリーンセンター
所在地	愛媛県松山市市坪西町1000番地1
敷地面積	28,666 m <sup>2</sup>
延床面積	工場棟 6,189.34 m <sup>2</sup> 、管理棟 735.71 m <sup>2</sup>
処理能力	300t/日(100t/24h×3炉)
稼動開始年月	平成6年3月
管理形態	市営

##### 《参考》

##### ◆ごみ固形燃料化施設の概要

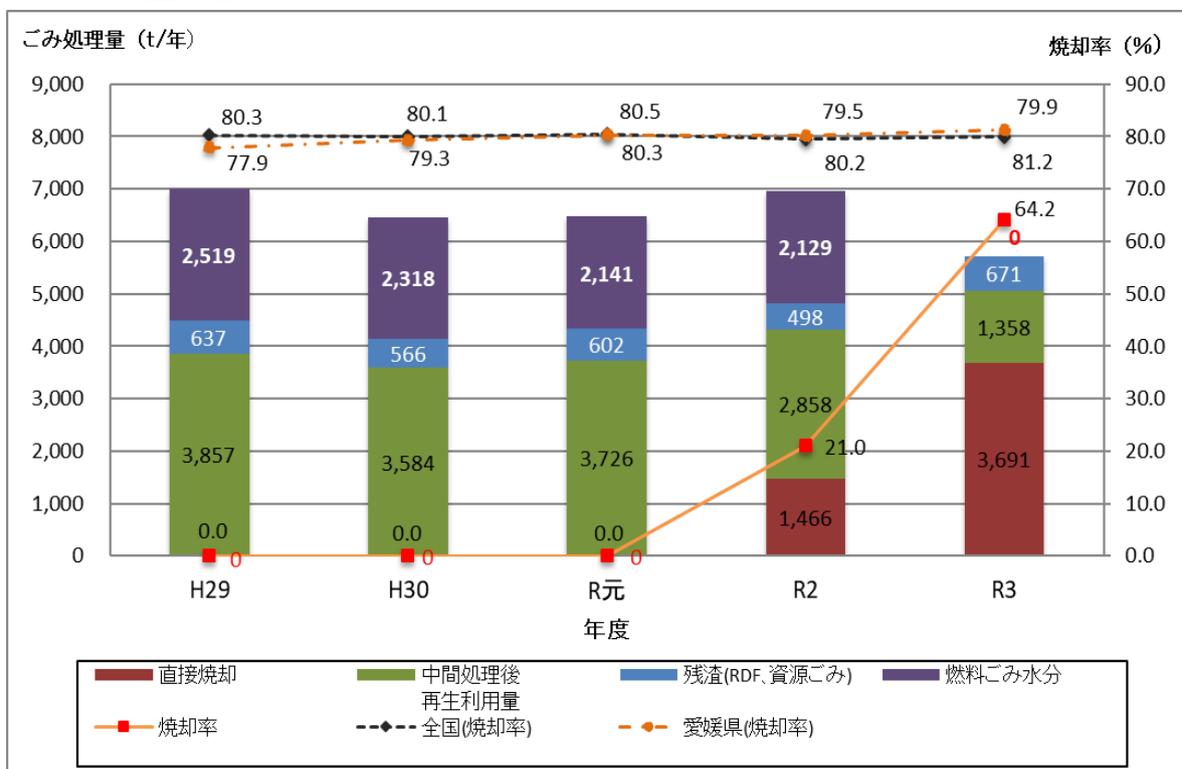
項目	内容
施設名称	砥部町美化センター
所在地	愛媛県伊予郡砥部町川井566番地2
敷地面積	6,225 m <sup>2</sup>
延床面積	工場棟 1,442 m <sup>2</sup> 、管理棟 572 m <sup>2</sup> 、倉庫棟 395 m <sup>2</sup>
処理能力	23t/日(8時間)
稼動開始年月	平成14年2月
管理形態	直営

注) ごみ固形燃料化施設は、令和2年度をもって休止しています。

#### ④ ごみ処理量

本町における過去5年間のごみ処理量の実績は、平成29年度以降、ごみ総排出量とともにほぼ横ばいの傾向にあります。

#### ◆ごみ処理量の推移



注) R3年度より可燃ごみ処分を松山市に委託

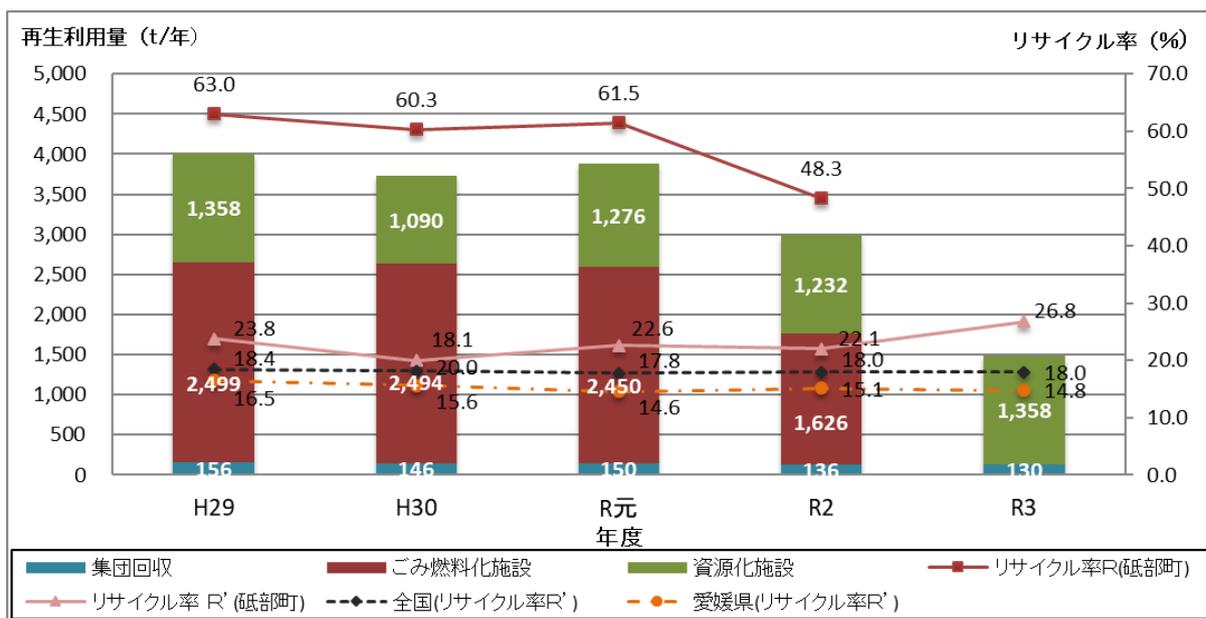
#### 4) 再生利用

##### ① 再生利用量

本町における可燃ごみと資源ごみの再生利用量の実績は、平成 29 年度以降減少傾向となっています。また、令和 3 年度よりごみ燃料化施設の稼働を休止しているため、令和 3 年度の固形燃料化量を含むリサイクル率は発生しておりません。

固形燃料化を除くリサイクル(R')率は、令和 3 年度で 26.8%であり、過去 5 年間の全国や愛媛県全体と比較すると、すべての年度で上回った数値を示しています。

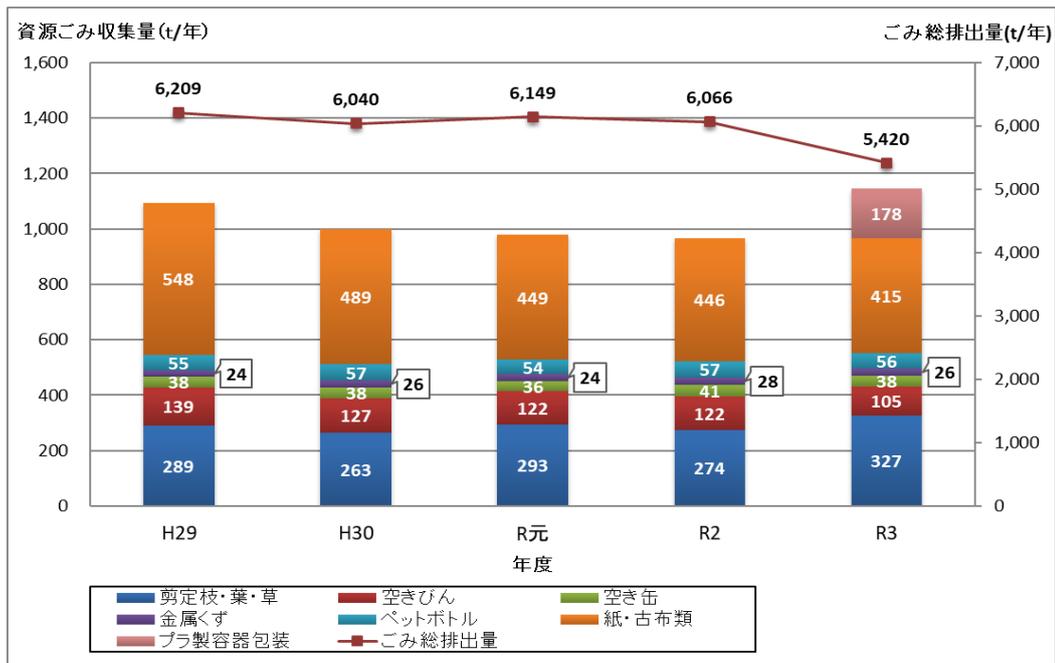
##### ◆再生利用量の推移



## ② 収集資源ごみの資源化量

収集資源ごみ量は毎年変動がありますが、概ねごみ排出量に準じて推移しています。令和3年度の資源ごみ収集量は、紙・古布が415t(36.2%)、剪定枝・葉・草が327t(28.6%)、プラ製容器包装が178t(15.5)、空きびんが105t(9.2%)、ペットボトルが56t(4.9%)、空き缶が38t(3.3%)、金属くずが26t(2.3%)で、全体で1,145tとなっています。

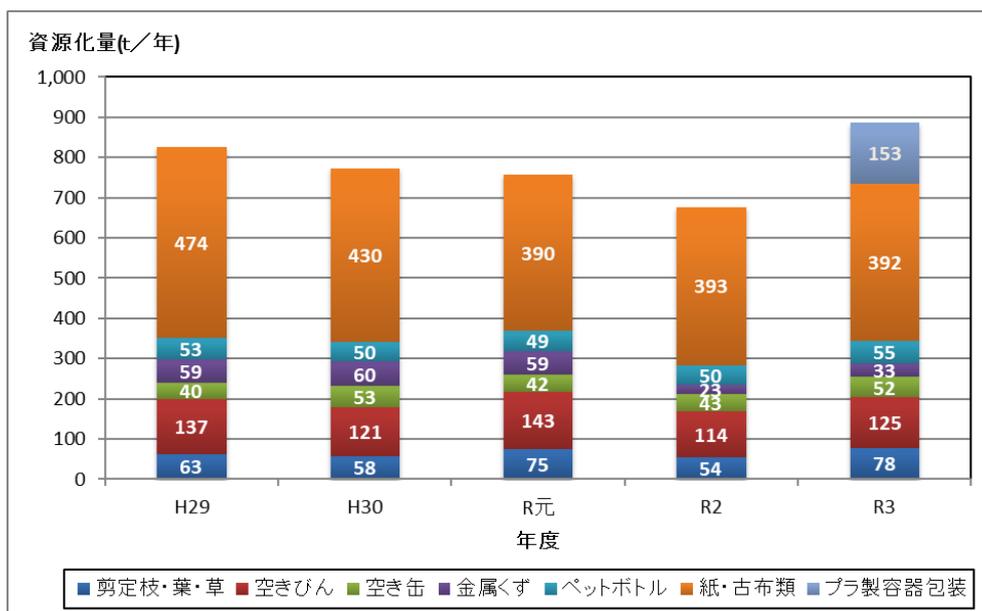
### ◆資源ごみ収集量の推移



注) R3年度よりプラスチック製容器包装分別区分追加

収集された資源ごみは、令和3年度には収集量の77.6%が資源化されています。

### ◆収集資源ごみ資源化の実績

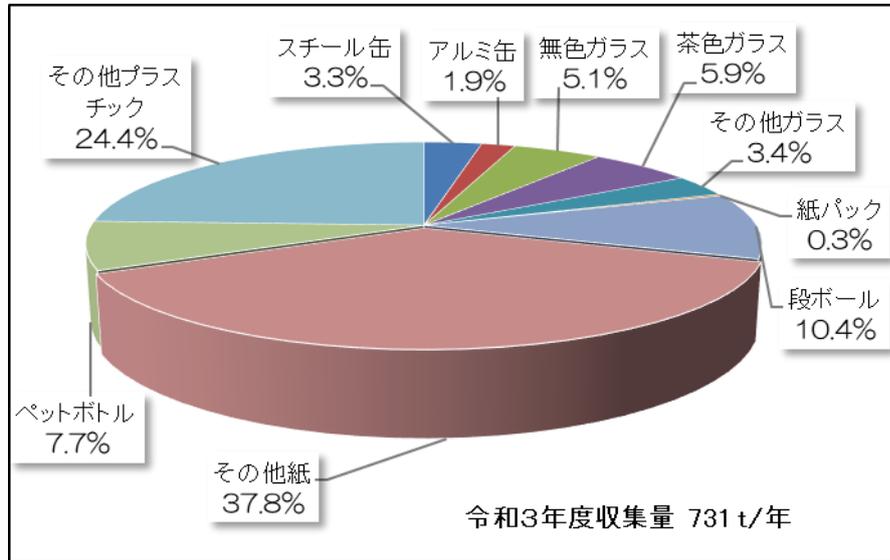


注) R3年度よりプラスチック製容器包装分別区分追加

### ③ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量

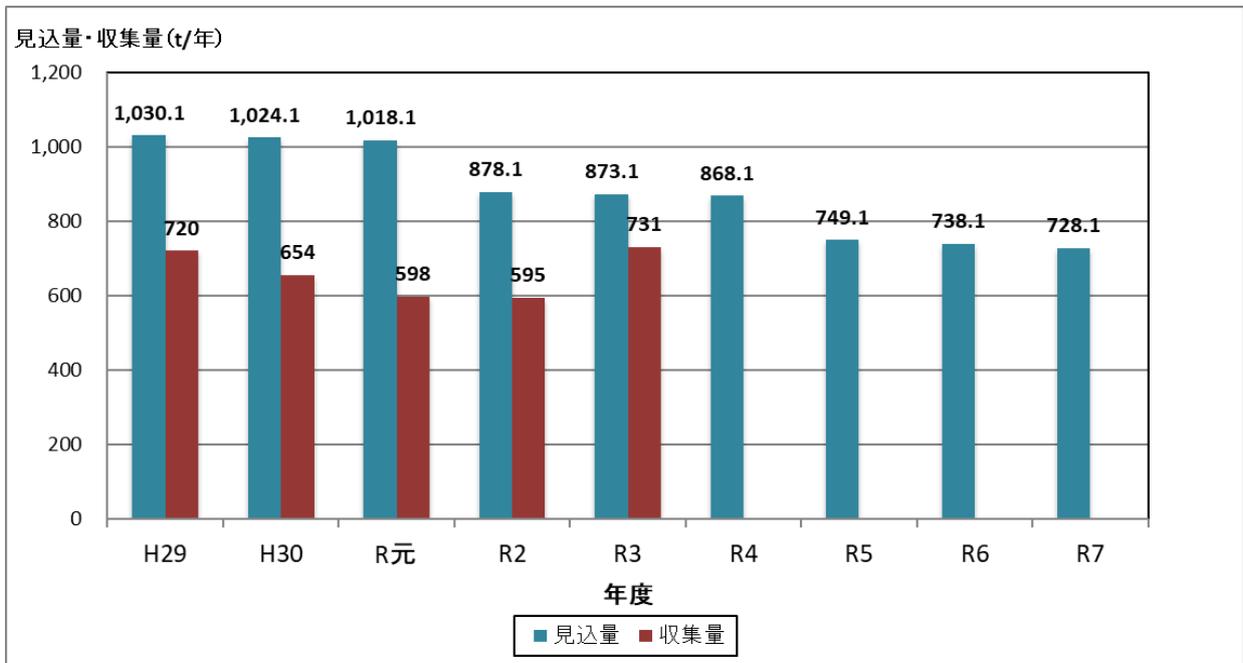
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(平成7年 法律第112号)に基づく分別収集の令和3年度の収集量実績は、731 t/年となっており、その他紙が約38%、その他プラスチックが約24%を占めています。

◆容器包装廃棄物分別収集量(令和3年度)



### ◆容器包装廃棄物の種類別分別見込量と収集量

◇合計



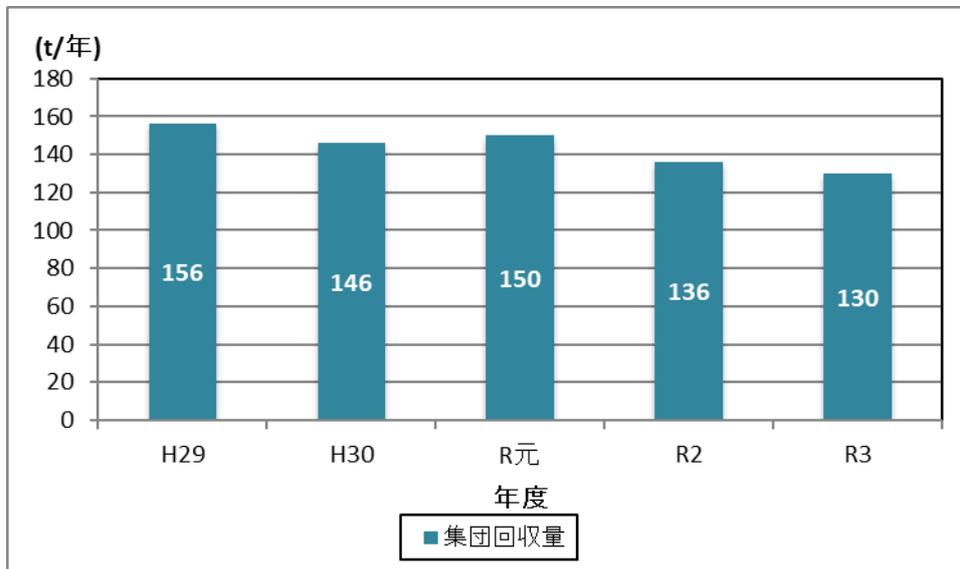
注) 見込量は、R5～R7年度は第10期分別収集計画、R2～R4年度は第9期分別収集計画、H29～H31年度は第8期分別収集計画によるものです。

収集量は、民間委託業者の収集量です。

#### ④ 住民団体の集団回収量

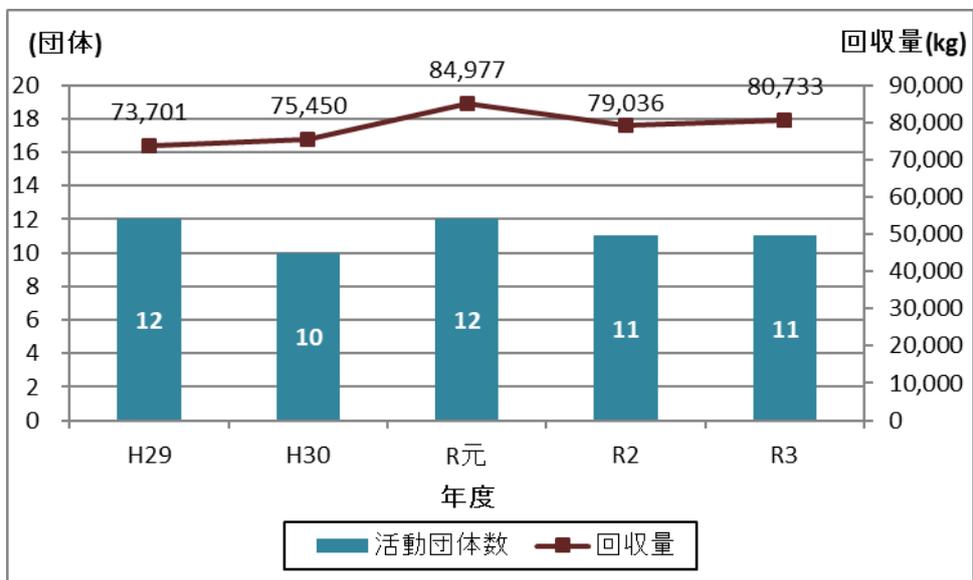
集団回収量は、平成 29 年度以降、毎年 140 t 前後で推移しています。

##### ◆集団回収量の実績



「砥部町ごみ減量化及び資源化推進事業補助金交付要綱 平成 20 年 7 月 7 日 告示第 73 号」に基づく、資源回収事業における集団回収の活動団体数は、令和 3 年度で 11 団体あり、回収量は 81 t/年となっています。

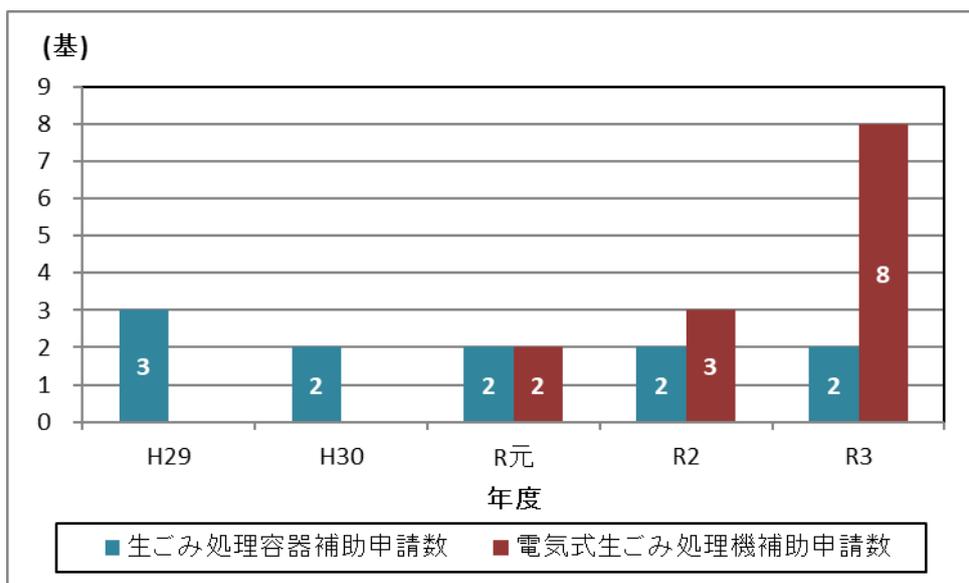
◆集団回収活動団体数と回収量



⑤ 電気式生ごみ処理容器等補助基数

「砥部町ごみ減量化及び資源化推進事業補助金交付要綱 平成 20 年 7 月 7 日 告示第 73 号」に基づく、電気式生ごみ処理機等購入事業(1号事業)における生ごみ処理容器、生ごみ処理機の補助申請数は、毎年 2~10 基の推移となっています。

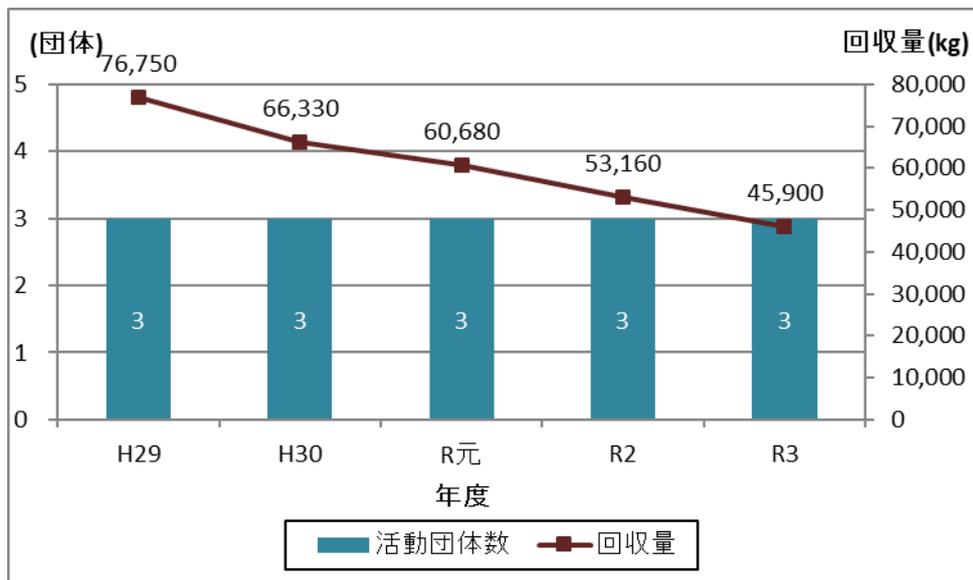
◆生ごみ処理容器及び生ごみ処理機補助制度による申請数



## ⑥ 廃品回収

「砥部町ごみ減量化及び資源化推進事業補助金交付要綱 平成20年7月7日 告示第73号」に基づく、廃品回収事業(4号事業)の活動団体数は、令和3年度で3団体あり、回収量は46 t/年となっています。

### ◆廃品回収活動団体数と回収量



## 5) 最終処分

雑ごみの最終処分は民間委託を行っています。コンクリート、陶磁器くず等は砥部町千里埋立処分場で最終処分しています。

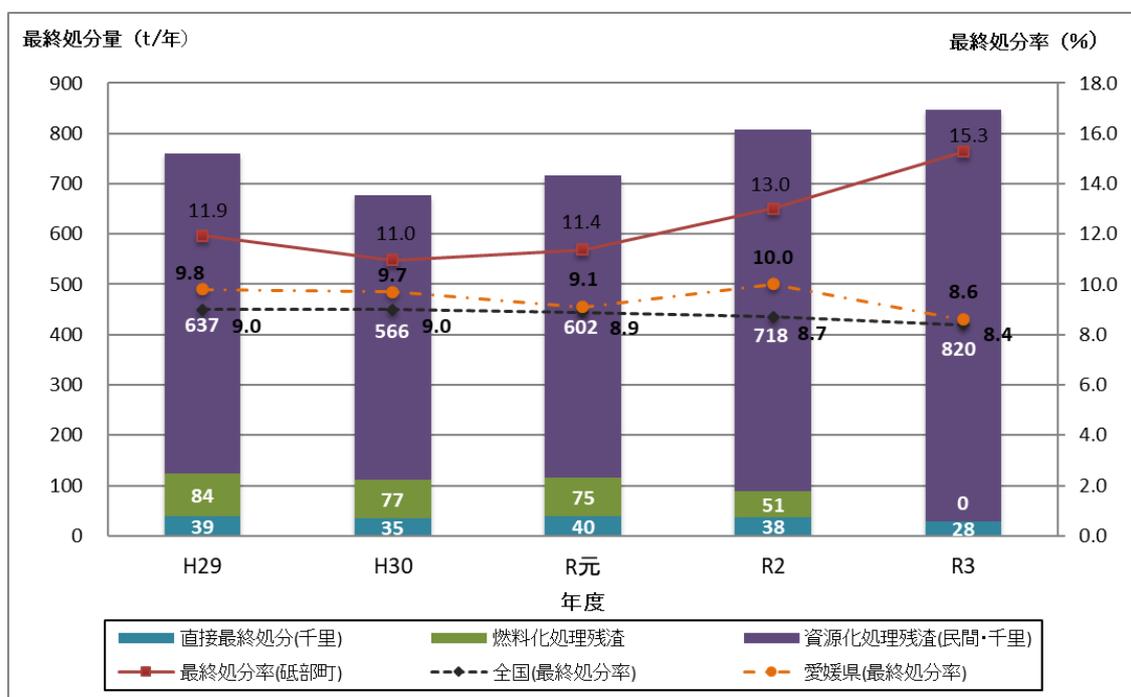
### ◆最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	砥部町千里埋立処分場
所在地	愛媛県伊予郡砥部町川登 3 5 5 8 - 1
埋立地面積	総面積 31,283 m <sup>2</sup> 、埋立面積 11,000 m <sup>2</sup>
埋立容積	60,000m <sup>3</sup>
埋立計画期間	平成 5 年度(供用開始)～令和 19 年度
水処理施設	処理方式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+消毒、処理量 60m <sup>3</sup> /日
遮水方式	遮水シート、保護シート
埋立方法	セル式(サンドイッチ圧縮)
運営管理体制	直営

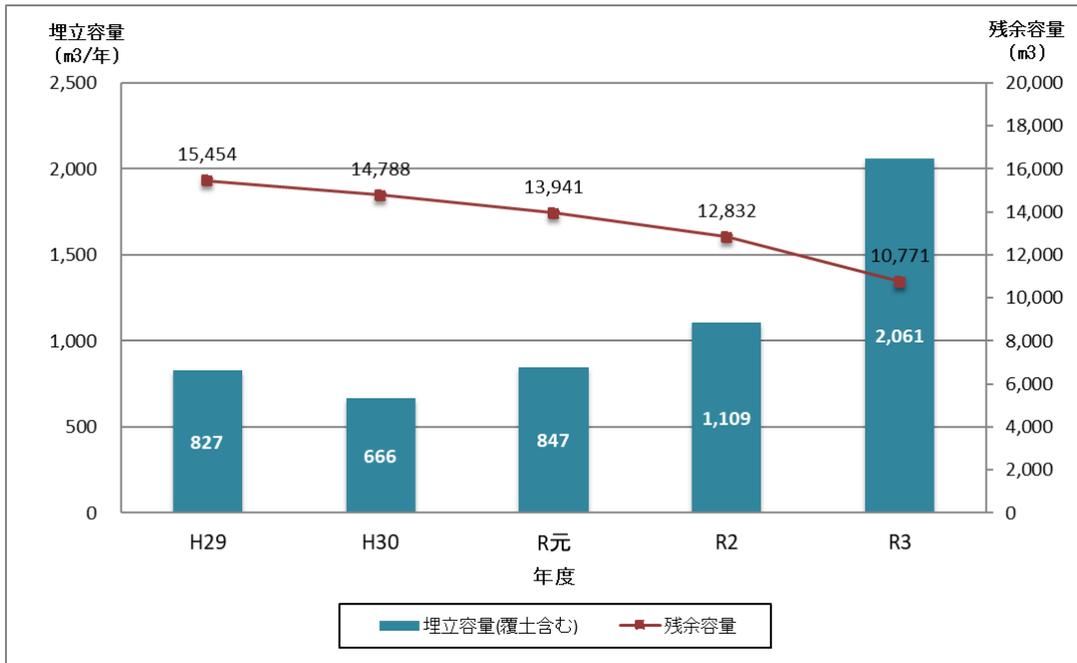
### ① 最終処分量

本町の最終処分量は、平成 30 年度以降増加傾向にあります。最終処分率は、令和 3 年度で 15.3%となっており、過去 5 年間の全国や愛媛県全体と比較すると、ほとんどが上回った数値を示しています。

### ◆最終処分量の推移



◆ 砥部町千里埋立処分場の最終処分量の推移

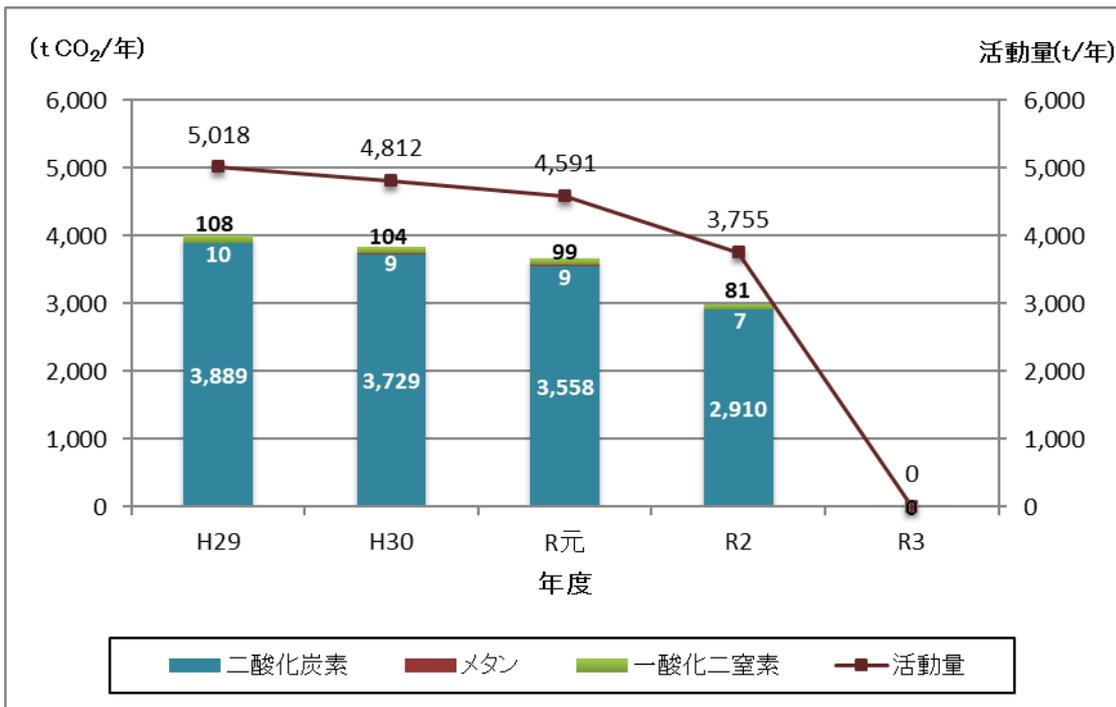


注) R2・3年度は災害土砂を含んでいるため、一時的に増加しています。

6) 温室効果ガス排出量

ごみ処理における温室効果ガスの排出量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver 4.0)」(環境省 経済産業省 平成 27 年 5 月) により算定すると、令和 2 年度において約 2,900 t CO<sub>2</sub>/年となります。年度別温室効果ガス排出量は、活動量(砥部町美化センター処理量)に比例しています。また令和 3 年度より稼働を休止しているため、温室効果ガスは発生しておりません。

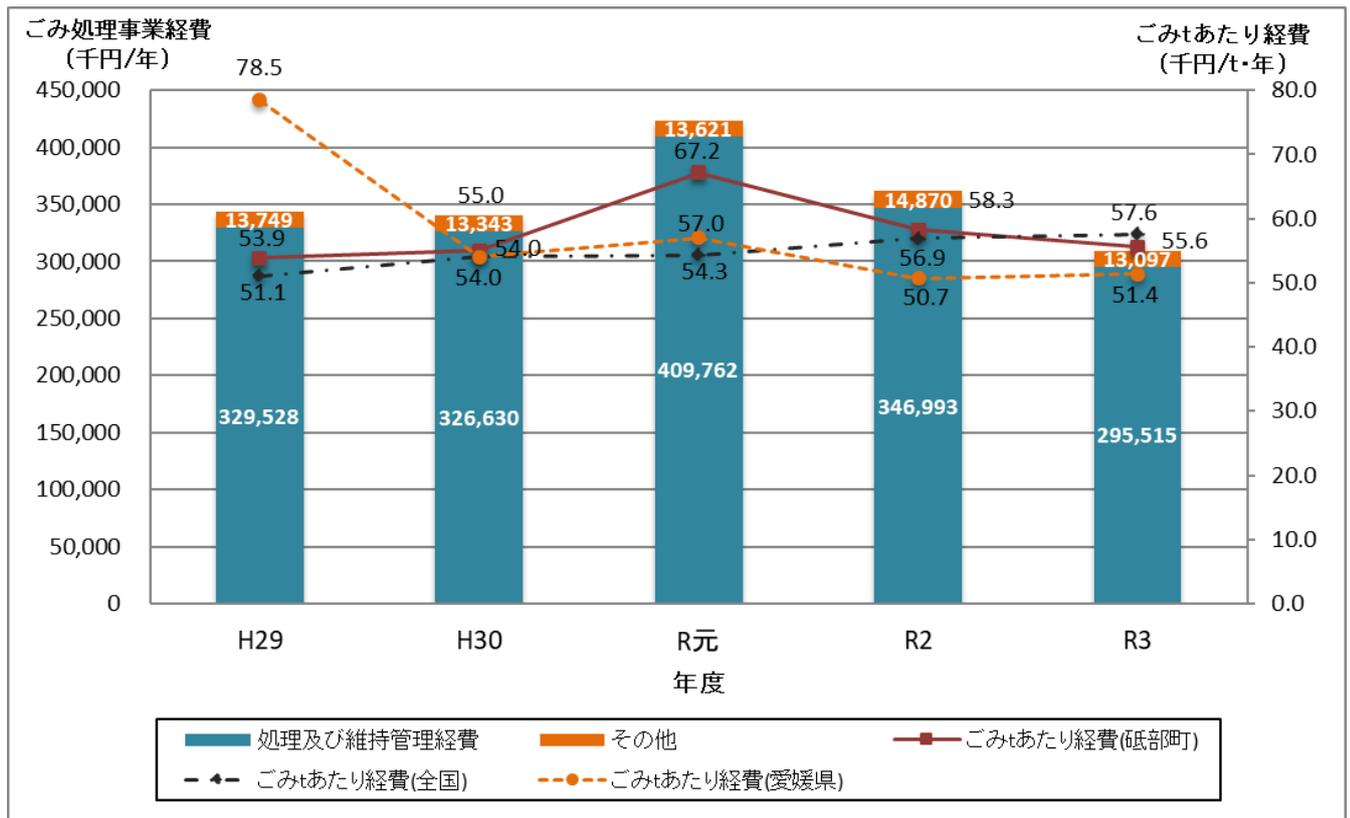
◆ 美化センター温室効果ガス排出量の推移



## (5) ごみ処理事業経費

本町のごみ処理事業経費は、令和3年度で308,612千円/年となっています。この金額は、町民1人あたりで見ると、年間15.1千円で、同年度の全国(18.7千円)や愛媛県全体(16.5千円)の数値を下回っていますが、ごみtあたりで見ると、本町の経費は令和3年度で55.6千円/t・年となり、概ね同年度の全国値(57.6千円)と似通っており、愛媛県全体(51.4千円)からは上回った数値となっています。

### ◆ごみ処理事業経費の推移



## (6) ごみの不法投棄

不法投棄が多発する場所は、年間を通じて職員によるパトロールを実施するとともに、太陽光発電監視カメラを設置して不法投棄の抑制に努めています。投棄者には厳正に対処するとともに悪質な事案については、警察に協力要請を行っています。

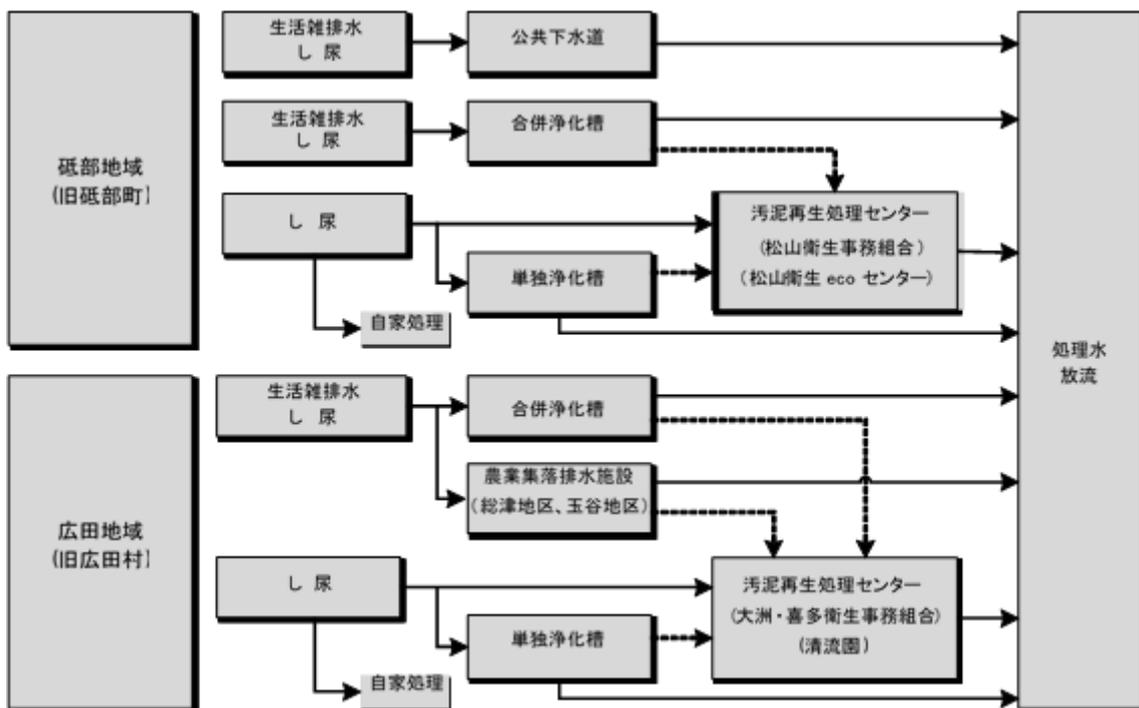
## 4. 生活排水処理の現状

### (1) 生活排水処理の状況

#### 1) 生活排水処理フロー

本町における生活系雑排水やし尿の生活排水は、砥部地域と広田地域毎に、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汚泥再生処理センターで処理を行っています。

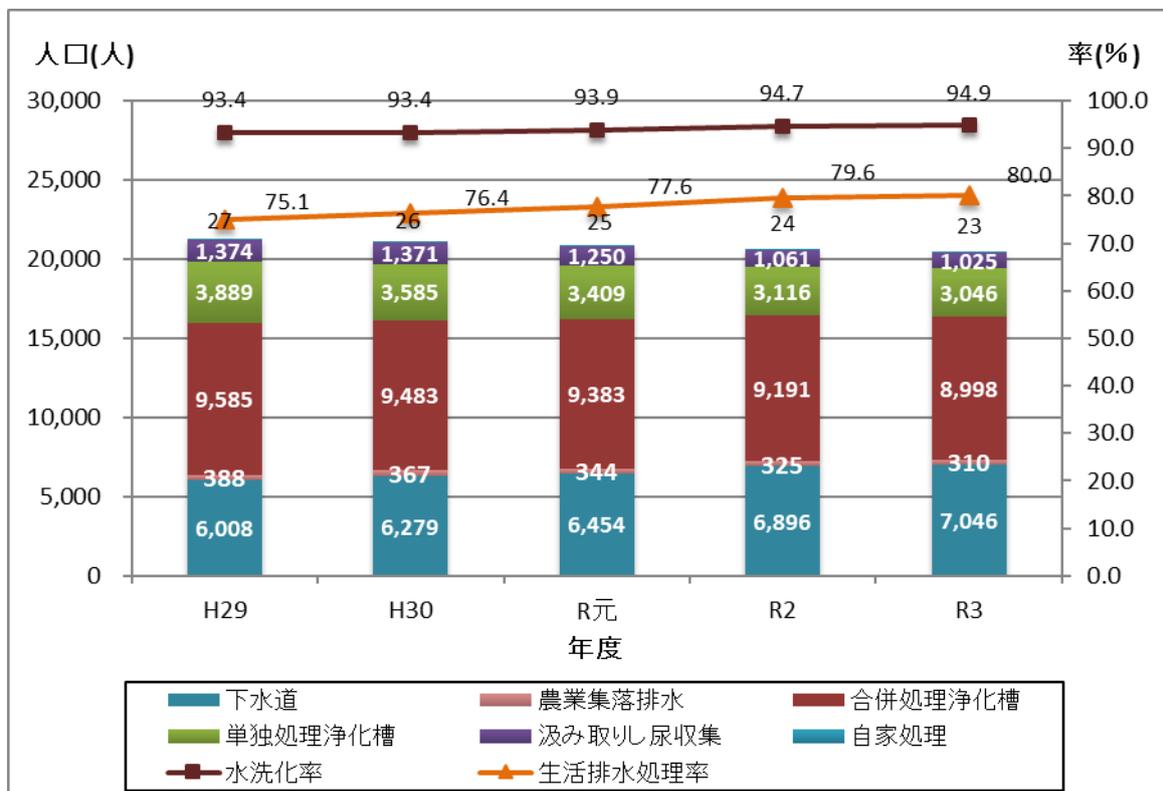
#### ◆生活排水の処理フロー



## 2) 生活排水処理形態別人口

本町における生活排水処理形態別人口の推移は、公共下水道の普及に伴い浄化槽や汲み取りし尿が減少する傾向にあります。令和3年度の水洗化率は94.9%、生活排水処理率は80.0%となっており、いずれも毎年微増しています。

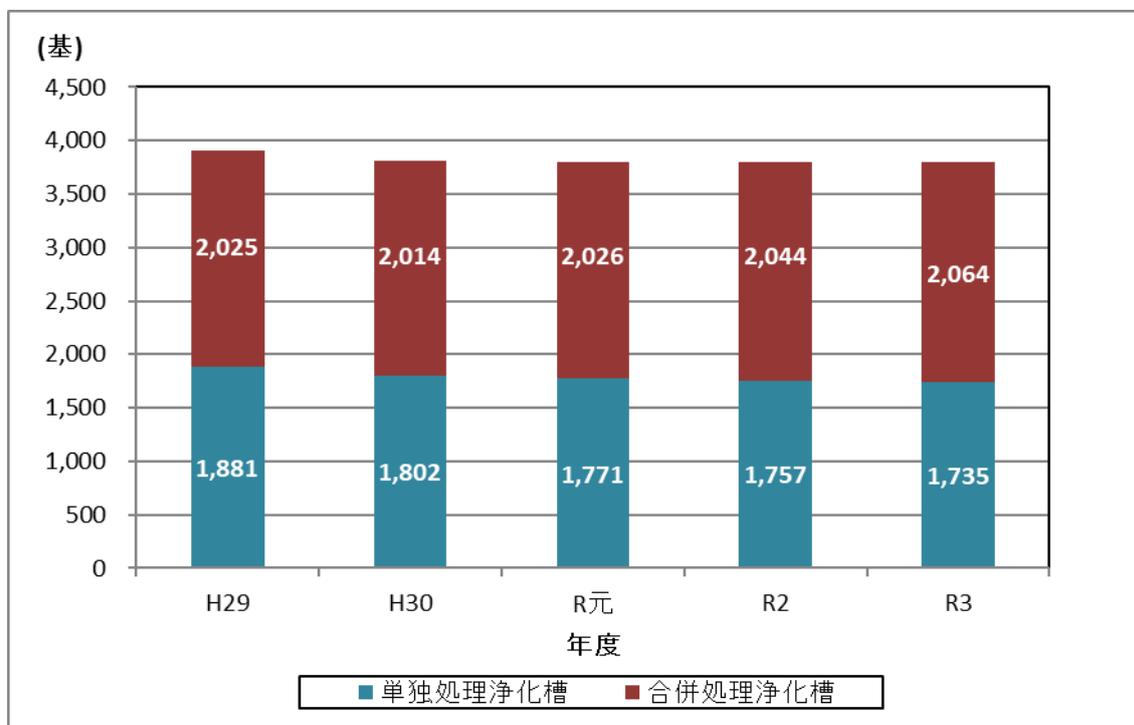
### ◆処理形態別人口の推移



### 3) 浄化槽の設置状況

本町における浄化槽の設置状況は、令和3年度で、3,799基で、そのうち、合併処理浄化槽が2,064基となっています。

#### ◆浄化槽設置状況



### 4) 公共下水道

本町における公共下水道全体計画の概要は下記のとおりで、計画区域人口は全町人口の約1/2となっています。

#### ◆公共下水道砒部処理区全体計画の概要

項目	内容
目標年度	令和24年度
下水道計画区域面積	274.3 ha
排除方式	分流式
下水道計画区域人口	9,000人(令和24年度)
処理方式	長時間エアレーション法
処理能力	4,200 m <sup>3</sup> /日
放流先	砒部川

出典) 令和5年度 砒部町公共下水道全体計画書

## 5) 農業集落排水施設

本町における農業集落排水施設は総津地区と玉谷地区にあり、し尿や生活雑排水等の汚水を処理しています。

### ◆総津地区農業集落排水施設の概要

項目	内容
施工年度	平成 15 年度～平成 19 年度
供用開始	平成 19 年 4 月
対象地域	総津地区 約 24.5 ha
計画処理人口	530 人
処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
処理能力	175 m <sup>3</sup> /日
放流先	玉谷川

### ◆玉谷地区農業集落排水施設の概要

項目	内容
施工年度	平成 7 年度～平成 12 年度
供用開始	平成 12 年 12 月
対象地域	玉谷・大内野地区 約 7.4 ha
計画処理人口	240 人
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式
処理能力	79.2 m <sup>3</sup> /日
放流先	玉谷川

## 6) し尿処理施設

本町におけるし尿は、砥部地区のし尿と浄化槽汚泥は松山衛生事務組合の松山衛生 eco センターに搬入、広田地区のし尿と浄化槽汚泥は大洲・喜多衛生事務組合の清流園に搬入して処理しています。収集は、すべて許可収集により行っています。

### ◆砥部地区のし尿処理施設の概要

項目	内容
事業主体	松山衛生事務組合
施設名称	松山衛生 eco センター
構成市町	松山市、東温市、砥部町(砥部地区)、久万高原町
所在地	愛媛県松山市吉田町 77 番地 31
処理方式	前脱水+標準脱窒素処理方式
処理能力	373kL/日 (し尿 32kL/日、浄化槽汚泥 340kL/日、農業集落排水施設汚泥 1kL/日)
稼動開始年月	令和 2 年 4 月

### ◆広田地区のし尿処理施設の概要

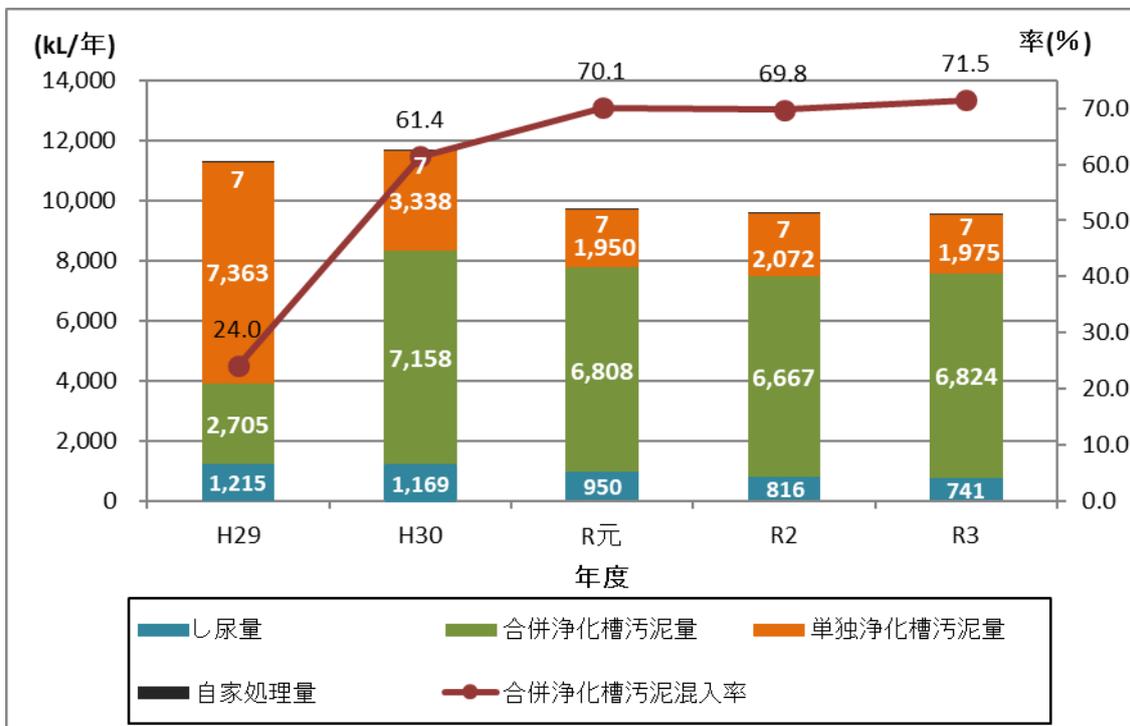
項目	内容
事業主体	大洲・喜多衛生事務組合
施設名称	清流園
構成市町	大洲市、内子町、伊予市、砥部町(広田地区)
所在地	愛媛県大洲市米津乙 1 番地の 2
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
処理能力	100kL/日 (し尿 60.4kL/日、浄化槽汚泥 39.6kL/日)
稼動開始年月	平成 12 年 3 月

## (2) 生活排水処理の実績

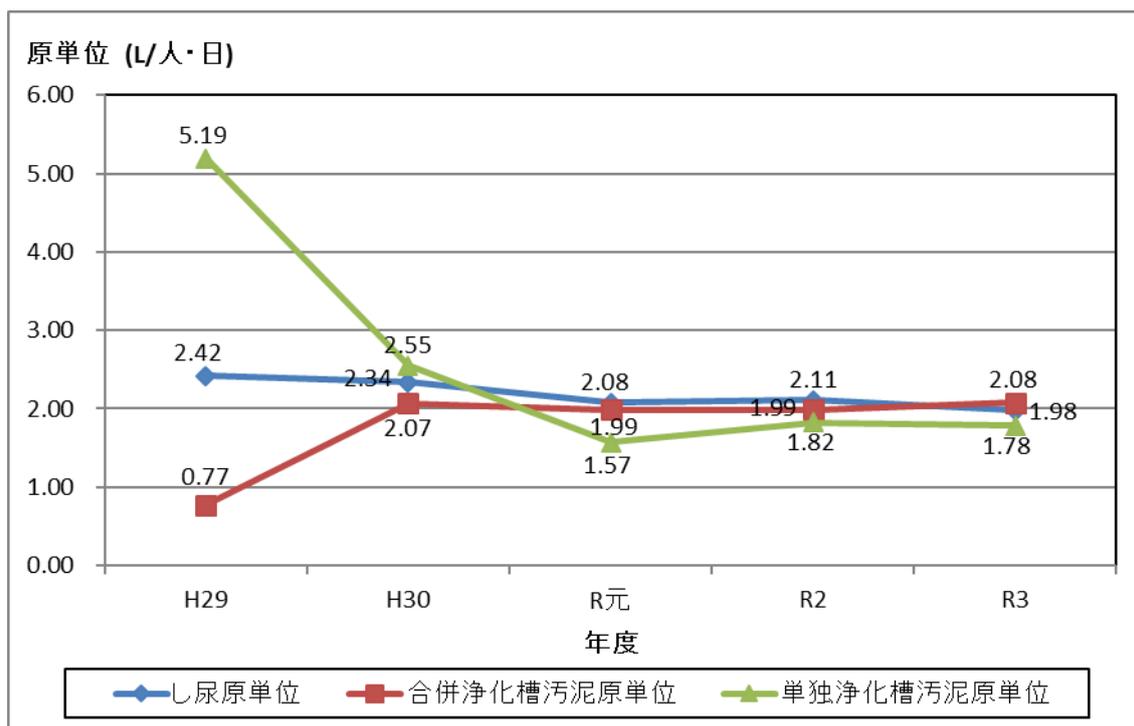
### 1) し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量

本町における汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量は令和3年度で9,540 kL/年となっており、し尿量、浄化槽汚泥量とも年々減少しています。

#### ◆し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量



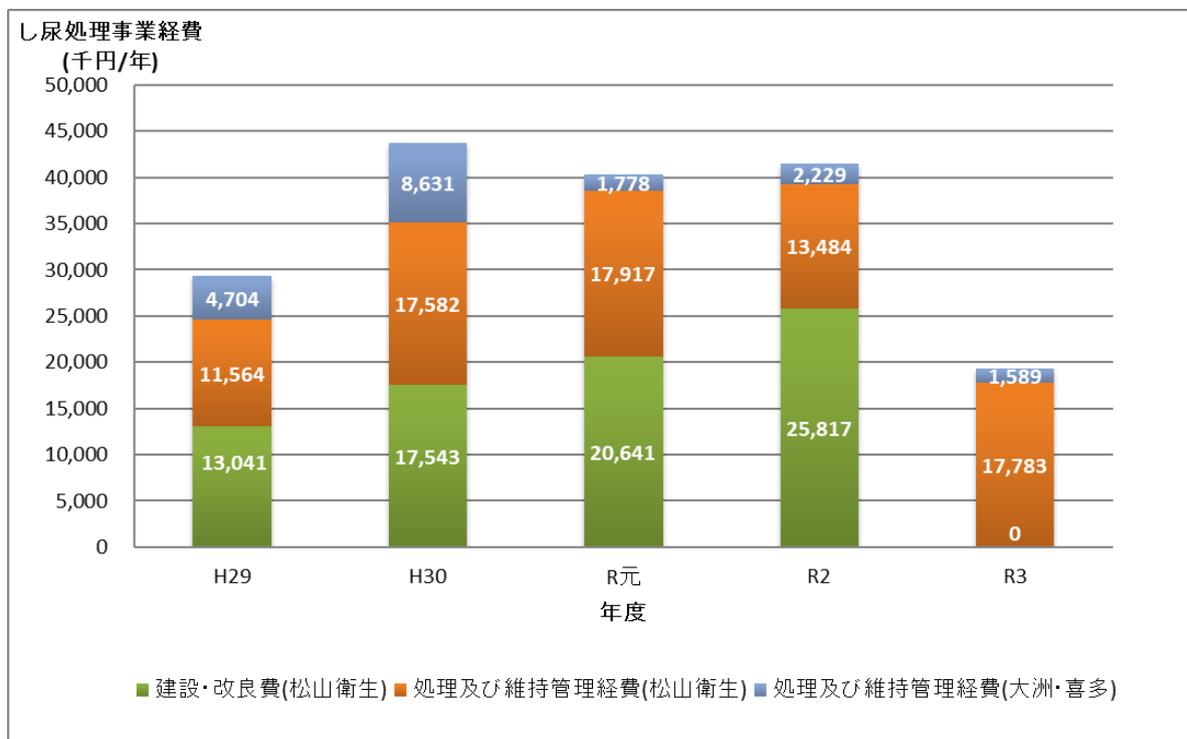
#### ◆し尿及び浄化槽汚泥収集の原単位



### (3) し尿処理事業経費

本町のし尿処理事業経費は、令和3年度で19,372千円/年となっています。この金額は、町民1人あたりで見ると、約950円/人となっています。

#### ◆生活排水処理経費



## 5. 廃棄物処理行政の動向

### (1) 国の動向

国は、ごみ処理に関して、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 28 年環境省告示第 7 号。以下「国の基本方針」といいます。）を策定しています。

#### 1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

「第四次循環型社会形成推進計画」では、循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として、以下の 7 つの柱が設定されています。

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、一般廃棄物の減量化等の目標値を以下のとおり設定しています。

#### ◆第四次循環型社会形成推進基本計画

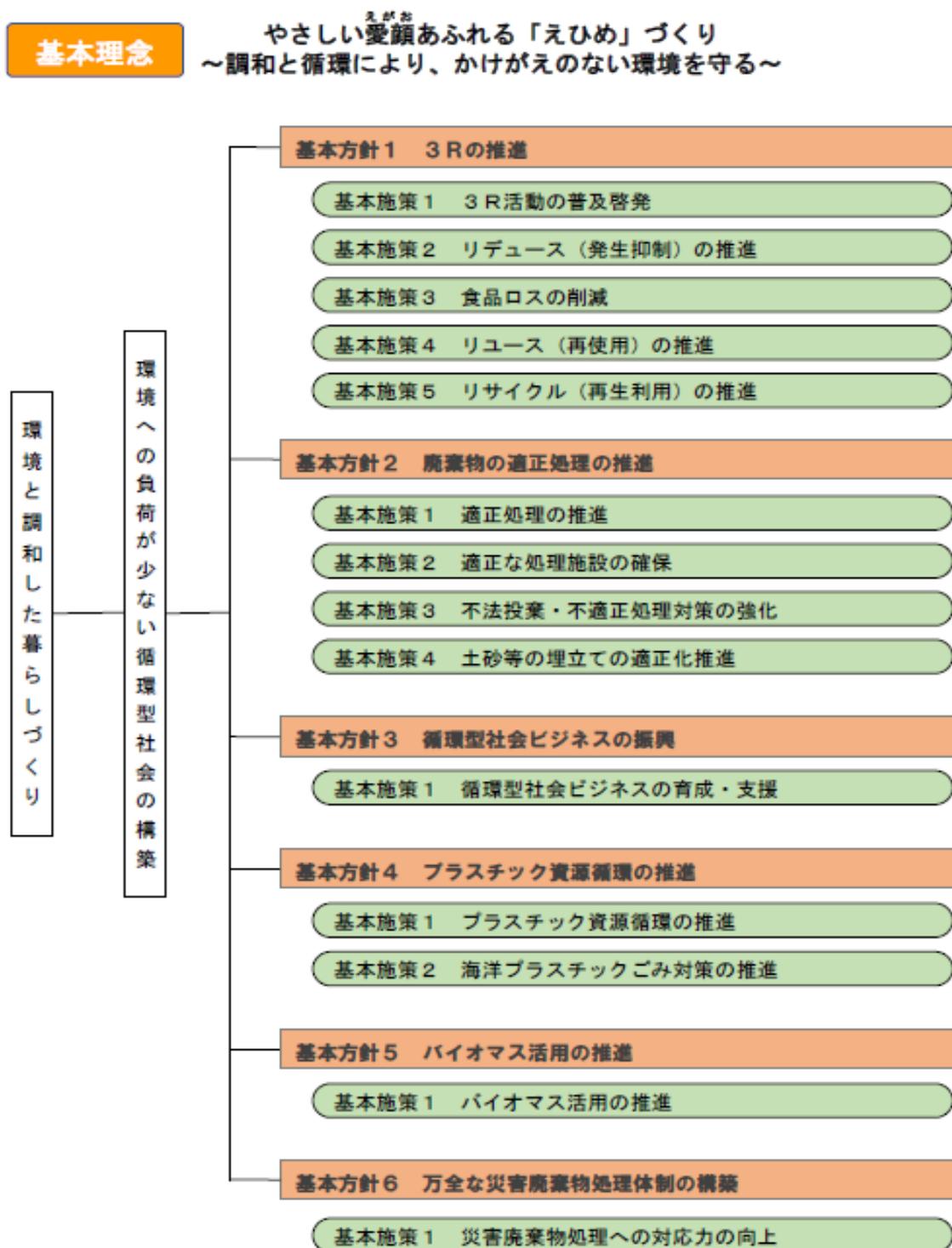
項目	平成 28 年度 (基準年度)	指標	令和 7 年度 (目標年度)
1 人 1 日あたりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む排出量)	約 950 g/人・日	約 8% 削減	約 850 g/人・日
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)	約 507 g/人・日	約 13% 削減	約 440 g/人・日

## (2) 愛媛県の動向

### 1) 第五次えひめ循環型社会推進計画

#### ① 施策の体系

「第五次えひめ循環型社会推進計画（令和 3～7 年度）」では、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指します。



## ② 一般廃棄物(ごみ)の減量化目標

「第五次えひめ循環型社会推進計画(令和3～7年度)」では、排出抑制に資する生活スタイルの意識啓発やリサイクル推進の更なる取組等により、令和7年度における一般廃棄物の減量化目標を以下のとおり定めています。

### ◆一般廃棄物の減量化目標

項目	実績(速報)値 令和2年度	予測値 令和7年度	目標値 令和7年度
ごみ総排出量(千t)	438	415	402
1人1日あたり排出量(g/人・日)	882	893	865
再生利用率(%)	16.7	16.2	28.0
最終処分量(千t)	40	37	35

### (3) 近隣自治体

#### 1) 愛媛県ごみ処理広域化計画

愛媛県では、市町が連携してごみの減量化・資源化を推進するとともに、小規模なごみ焼却施設を一定規模以上(原則 100t/日以上)の全連続炉へ集約し、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量を削減するため、広域的視点から今後のごみ処理を総合的、効率的に推進するためのごみ処理体制を構築するものとし、愛媛県を5つの広域ブロックに区割りする計画としています。

本町は、松山市、伊予市、東温市、松前町及び久万高原町とともに「松山ブロック」に属しています。

#### ◆愛媛県広域ブロック図



ブロック	人口	面積	構成市町
西 条	303,483 人	1,166k m <sup>2</sup>	新居浜市、西条市、四国中央市
今 治	158,181 人	450k m <sup>2</sup>	今治市、上島町
松 山	637,742 人	1,541k m <sup>2</sup>	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜	131,669 人	1,472k m <sup>2</sup>	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島	103,766 人	1,048k m <sup>2</sup>	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

出典) 第五次えひめ循環型社会推進計画

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1. 基本方針

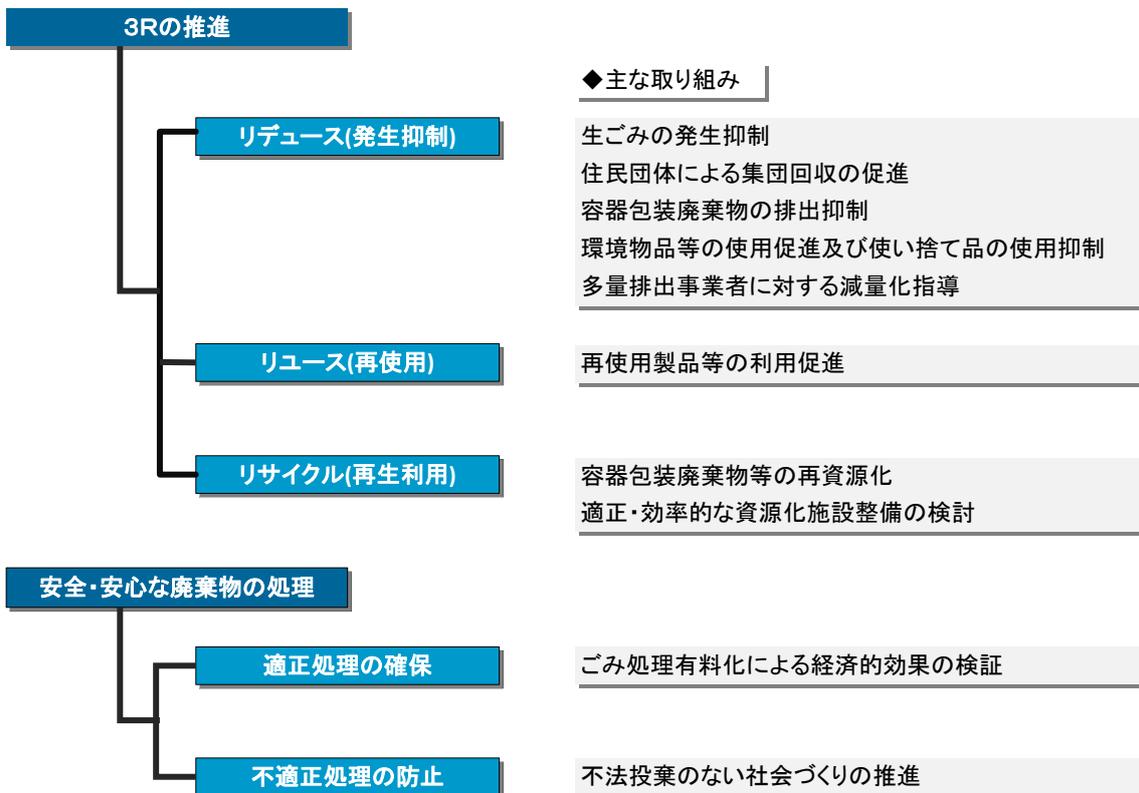
これまで大量生産、大量消費、大量廃棄によってもたらされた地球環境の危機を克服するために、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより持続可能な社会が求められています。

廃棄物の発生と排出が抑制され、やむを得ず排出された不要物が資源やエネルギー源として地域で最大限の循環利用(再使用、再生利用、エネルギー回収)がされ、有効活用される「豊かな自然環境や地域資源を活かした環境への負荷ができる限り低減される社会」をめざして持続可能な「循環型社会」づくりを推進します。

#### ◆基本理念

豊かな自然環境や地域資源を活かした持続可能な循環型地域社会の構築

#### ◆基本方針



## 2. ごみの発生量及び処理量の見込み

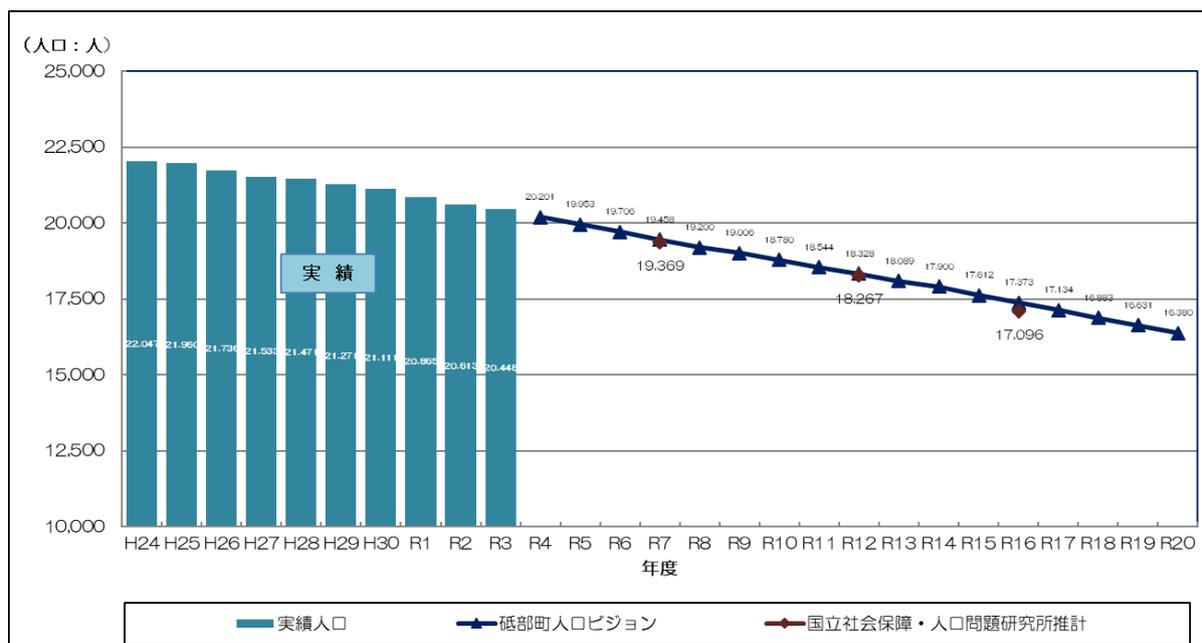
### (1) 人口及び事業活動等の将来予測

#### 1) 人口の将来予測

人口は、全国的に少子高齢化が進み、減少すると予測されています。本町においても同様の傾向にあります。

本計画の将来人口は、「砥部町人口ビジョン」で示されている将来人口を基本とします。

#### ◆将来人口



#### 2) 事業活動の将来予測

事業系ごみについては、従業者や事業所数の推移や経済状況の変化等に左右されます。本町においても少子高齢化が進んでおり、人口の減少が見込まれています。そのため、事業所数は減少の傾向に向かうものと予測します。

## (2) ごみ発生量の将来推計

### 1) 現状施策においてのごみ発生量の推計

#### ① ごみ発生量の推計方法

将来において、これまでどおりの住民生活や事業活動を続けた場合、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについて予測を行います。

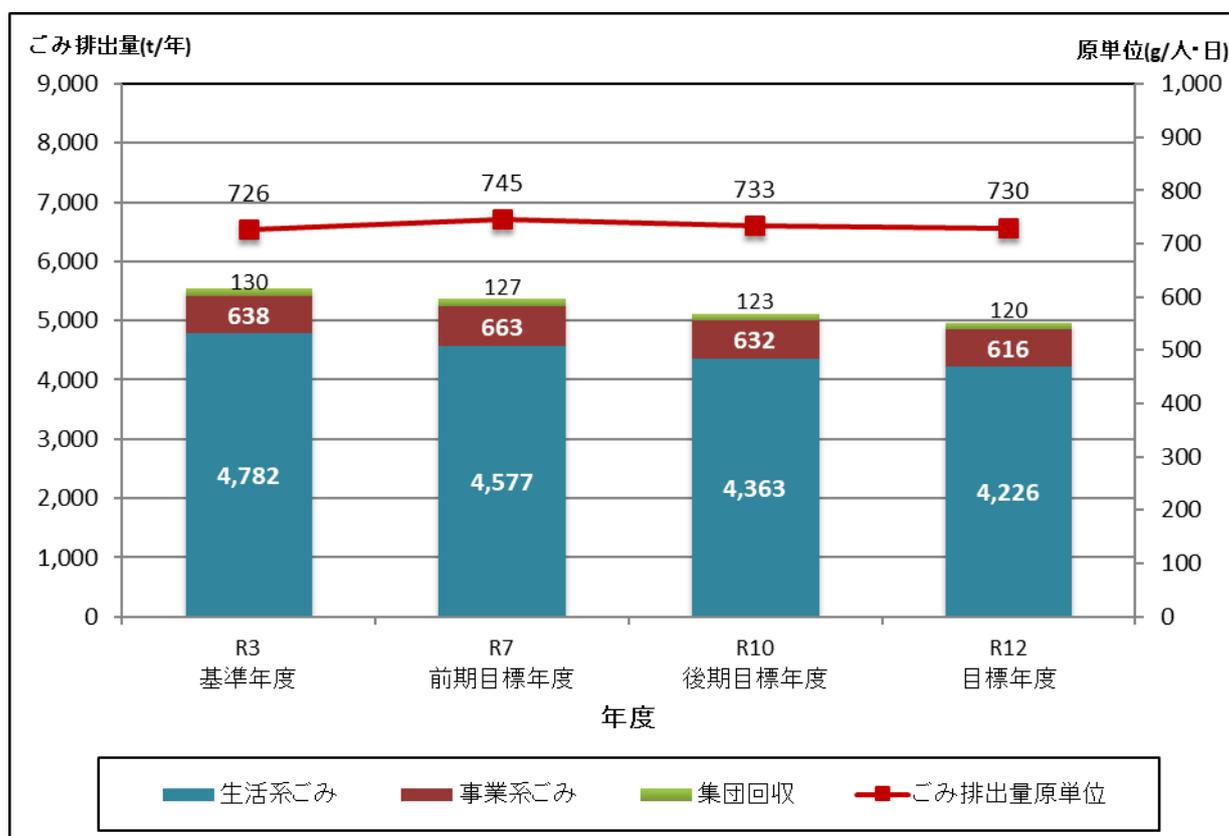
今後、ごみの排出抑制に向けた改善策をこれまでどおり継続する場合、1人1日あたりの排出量(ごみの原単位)は過年度と同様のペースで推移すると考えられます。なお、過年度の実績値に変動が少なく安定的に推移している場合は、現況固定により予測します。

#### ② ごみ排出量の見込み

平成29年度～令和3年度におけるごみ排出量及び将来人口を基に予測した「ごみ排出量の見込み」を以下に示します。

本計画の目標年度(令和12年度)におけるごみ総排出量は、人口と過去の1人1日あたりごみ排出量ともに減少傾向にあるため、基準年度(令和3年度)と比べて減少すると見込まれます。内訳は、生活系ごみは556t(約12%)、事業系ごみは22t(約3%)減少する見込みです。

#### ◆ごみ排出量の見込み

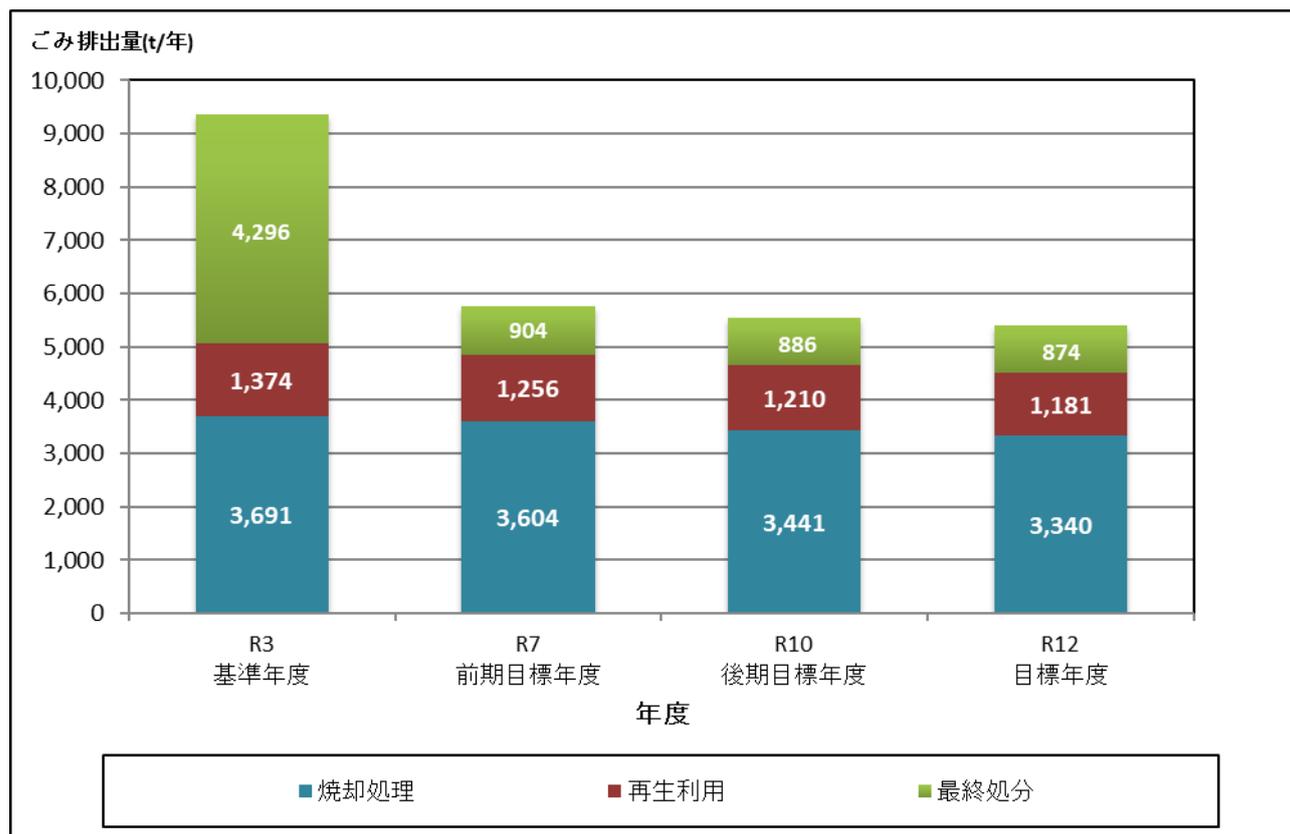


### ③ ごみ処理量の見込み

将来において、ごみの排出抑制や再生利用に向けた改善策に取り組みを行い、どうしても処理しなければならない量について予測を行います。

本計画の目標年度(令和12年度)におけるごみ処理量は、基準年度(令和3年度)9,361 t/年が約5,395 t/年となり、減少となる見込みです。

#### ◆ごみ処理量の見込み



注) R3年度は災害土砂を含んでいるため、一時的に増加しています。

### 3. ごみ処理の評価と課題

#### (1) ごみ処理の評価

本町のごみ処理状況について、ごみ処理の実績とそれに基づくごみ排出量と処理量の推計結果から、国や愛媛県の目標値に照らしあわせて評価します。

##### 1) 国の目標値達成状況

###### ◆国の目標値

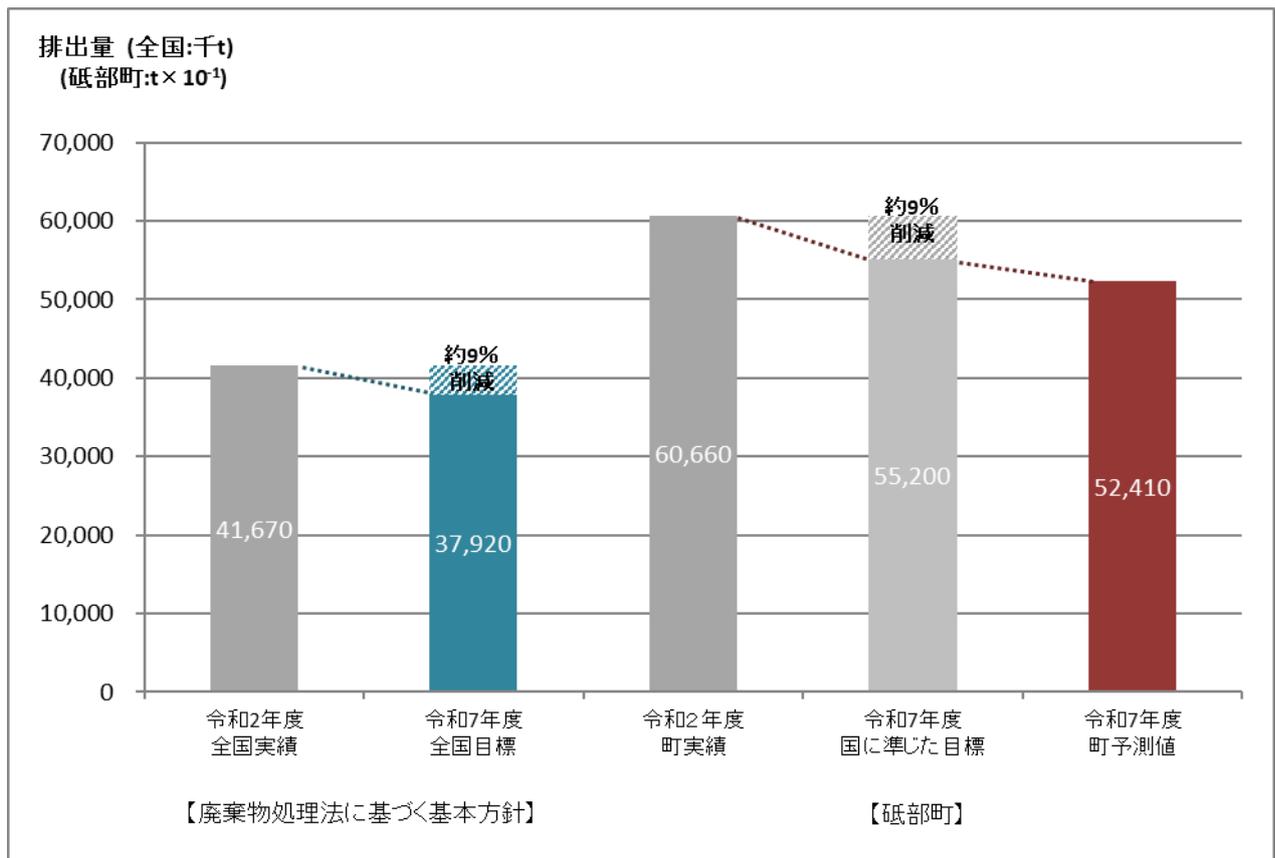
項目	国の目標値
ごみ排出量	令和7年度の総ごみ排出量を令和2年度比で、約9%削減の約3,800万トンにする。 また、令和7年度の1人1日あたりのごみ排出量は平成28年度比で、約8%削減の約850gにする。 事業系ごみ排出量：約15%削減(約1,100万トン) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：約13%削減(約440g)
循環利用率	令和9年度に一般廃棄物の出口側の循環利用率は約28%に増加させる。
最終処分量	令和7年度の最終処分量を平成29年度比で、約17%削減の約320万トンにする。

出典) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針・循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画

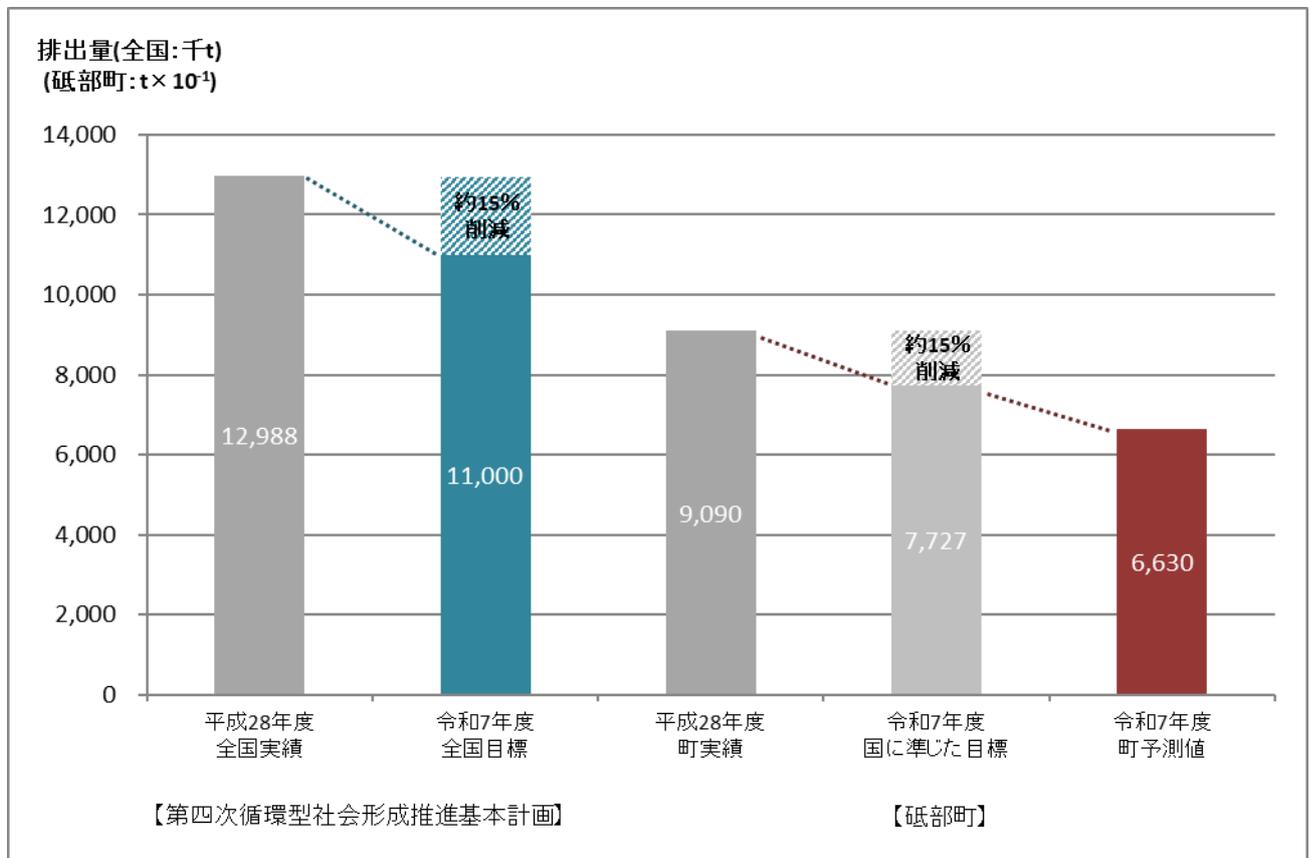
###### ◆国が定めた目標の達成状況

項目	国が定めた目標の達成状況
ごみ排出量	ごみ排出量は、廃棄物処理法に基づく基本方針である令和2年度比で令和7年度に約9%削減の目標を達成できる見込みです。 事業系ごみ排出量については、第四次循環型社会形成推進基本計画の平成28年度比で令和7年度に約15%削減の目標を達成できる見込みです。
1人1日あたり排出量	1人1日あたり排出量は、第四次循環型社会形成推進基本計画の平成28年度比で令和7年度に約8%削減とする目標を達成できる見込みです。 生活系ごみについては、第四次循環型社会形成推進基本計画の平成28年度比で令和7年度に約13%削減の目標を達成できない見込みです。
循環利用率	循環利用率は、廃棄物処理法に基づく基本方針である令和9年度に28%とする目標を達成できない見込みです。
最終処分量	最終処分量は、廃棄物処理法に基づく基本方針である平成29年度比で令和7年度に約17%削減の目標を達成できる見込みです。 第四次循環型社会形成推進基本計画の平成29年度比で令和7年度に約4%削減の目標も達成できる見込みです。

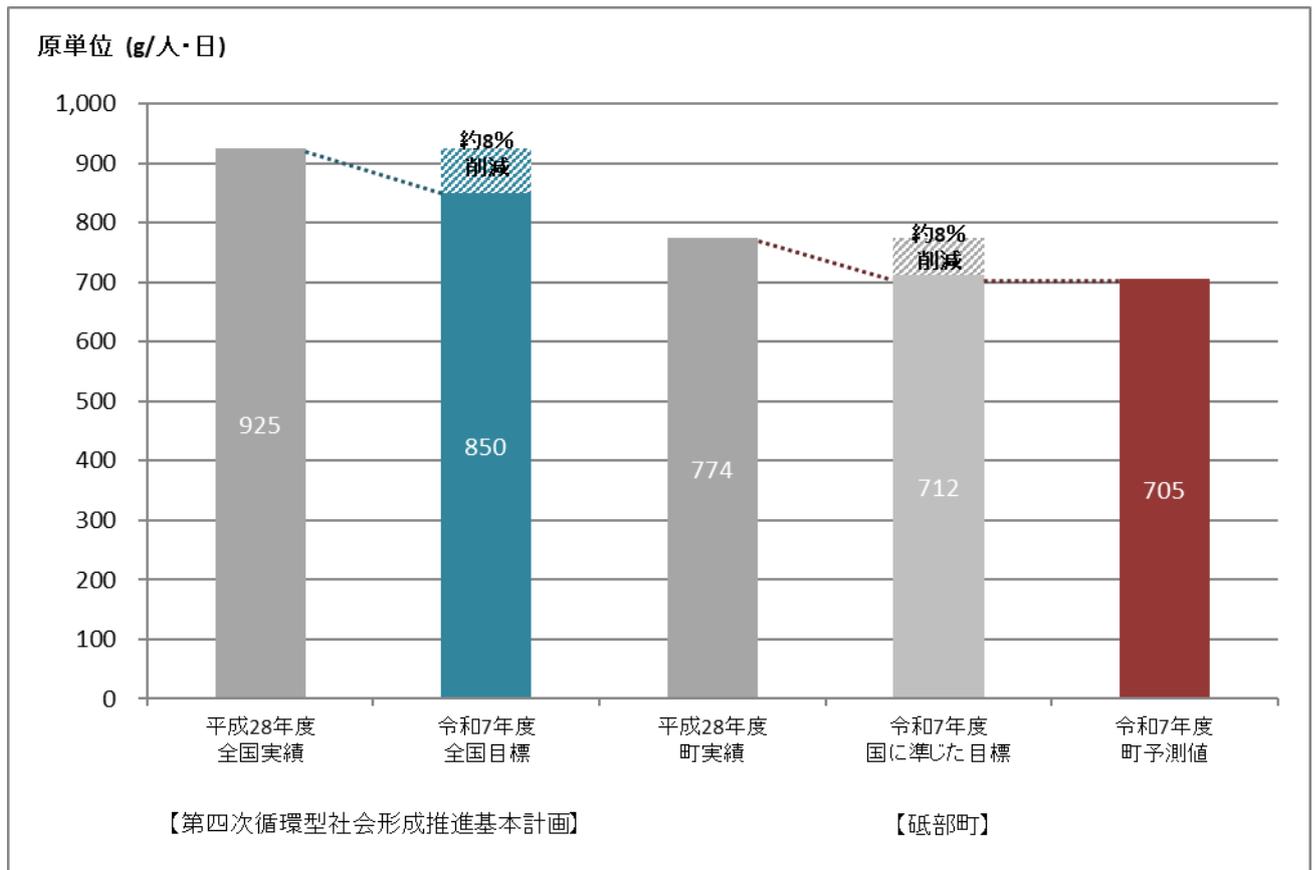
◆ごみ排出量の目標



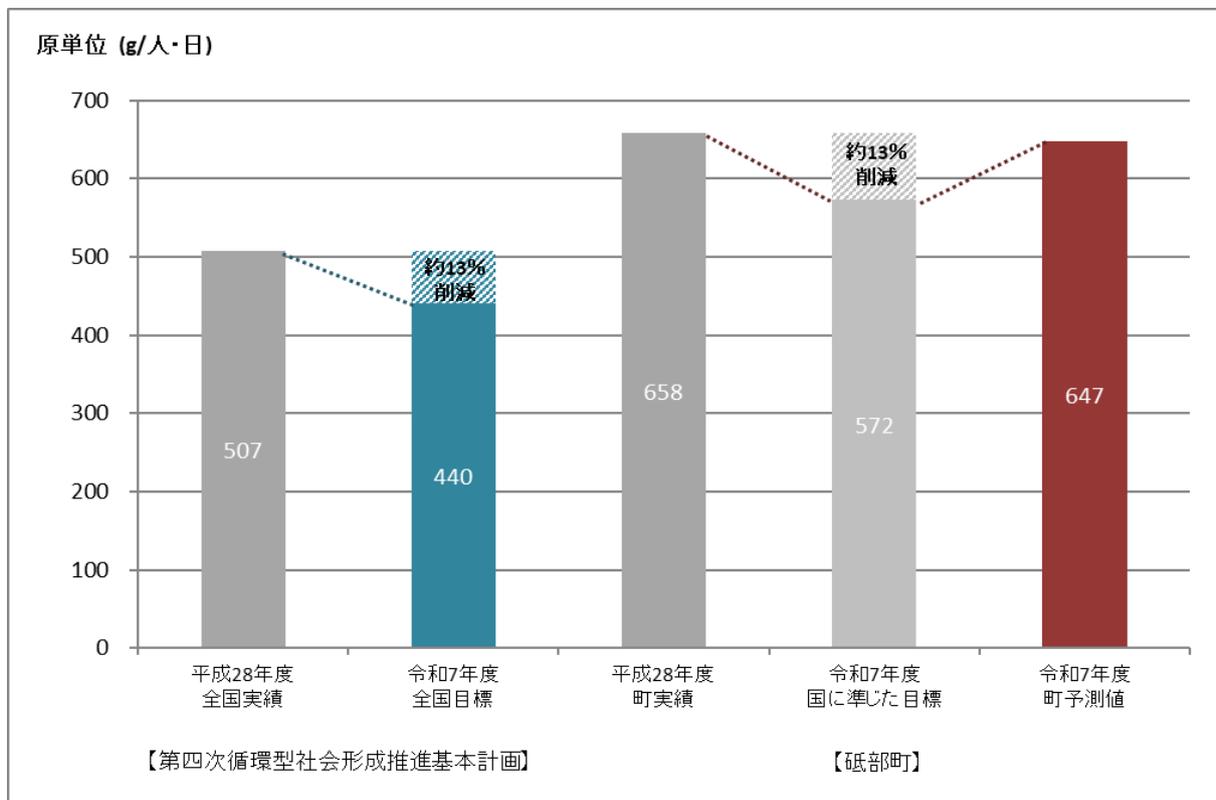
◆事業系ごみ排出量の目標



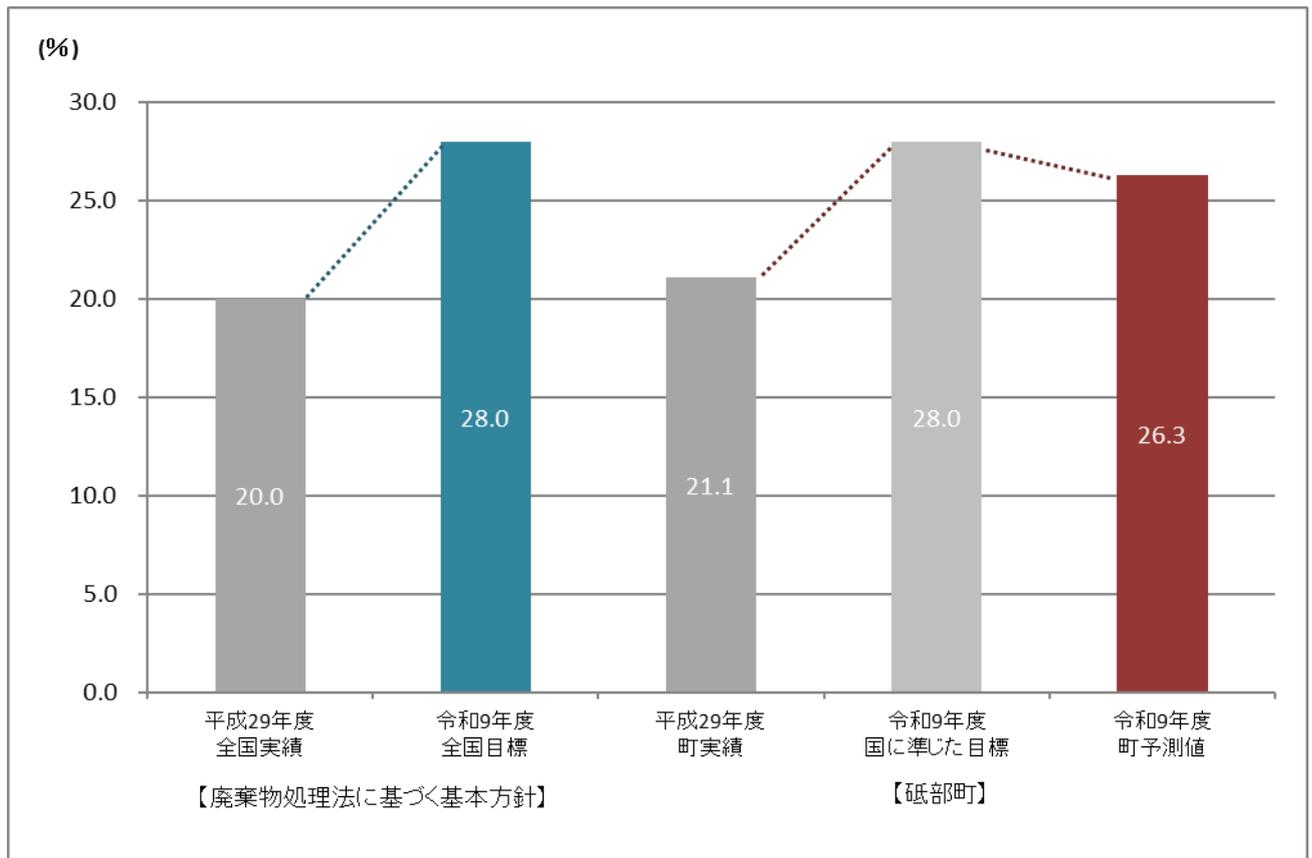
◆ 1人1日あたりごみ排出量の目標



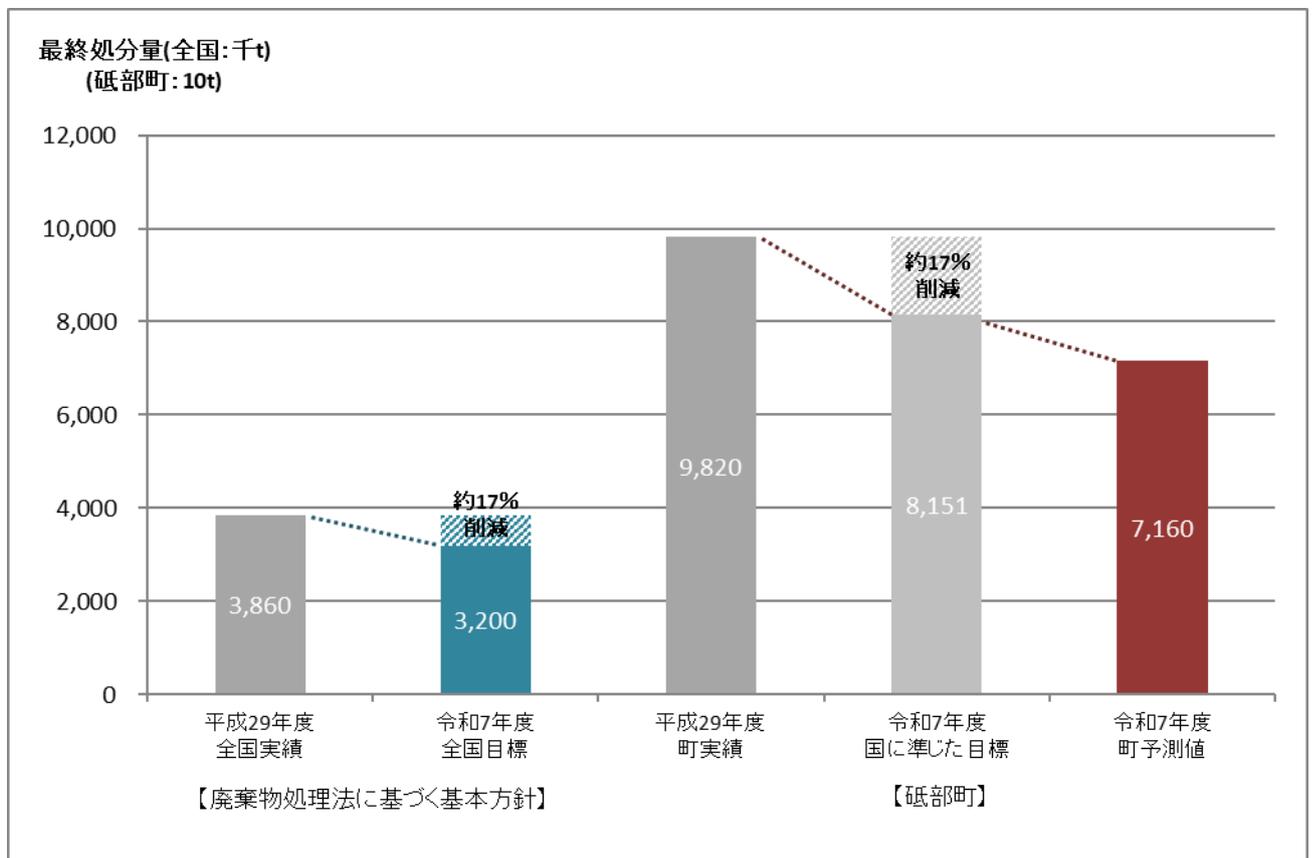
◆ 生活系1人1日あたりごみ排出量の目標



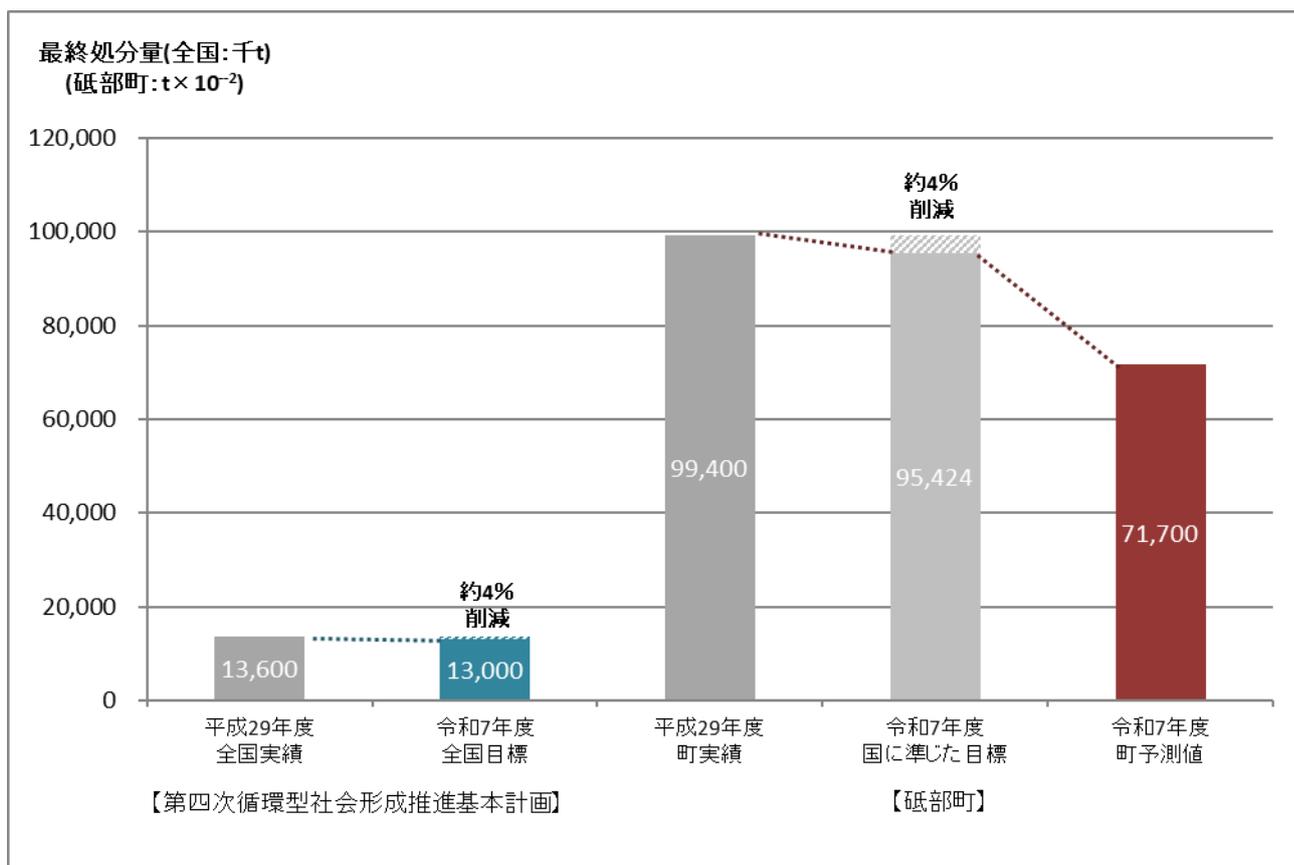
◆循環利用率の目標



◆最終処分量の目標(1)



◆最終処分量の目標(2)



2) 愛媛県の目標値達成状況

◆愛媛県の目標値

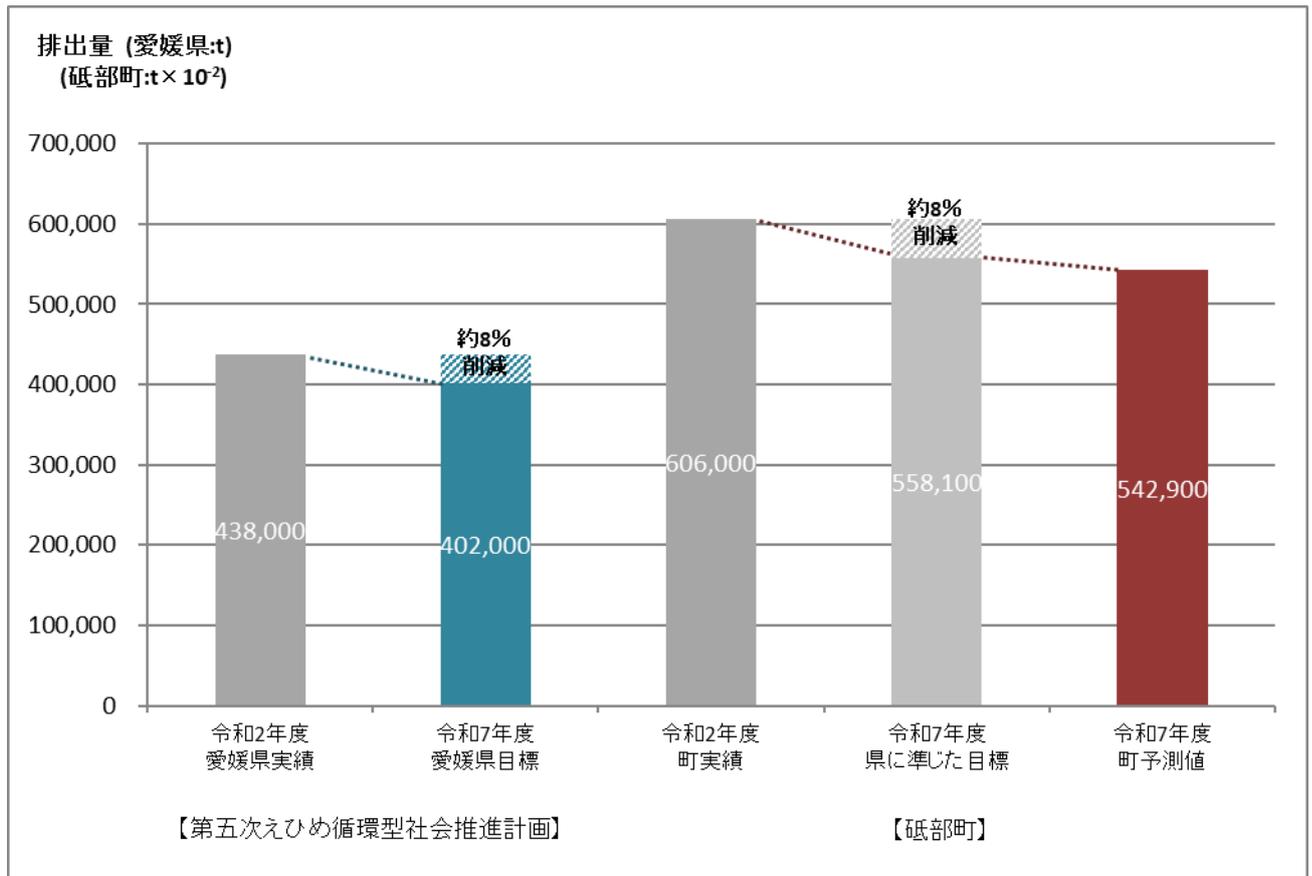
項目	愛媛県の第五次えひめ循環型社会推進計画 (令和3年度～令和7年度)
ごみ排出量	ごみ総排出量は、令和2年度から約8%削減する。
1人1日あたり排出量	1人1日あたり排出量を令和2年度から約2%削減する。
循環利用率	循環利用率を約28%に増加する。
最終処分量	最終処分量を令和2年度から約12%削減の35千tにする。

出典) 第五次えひめ循環型社会推進計画 令和4年3月

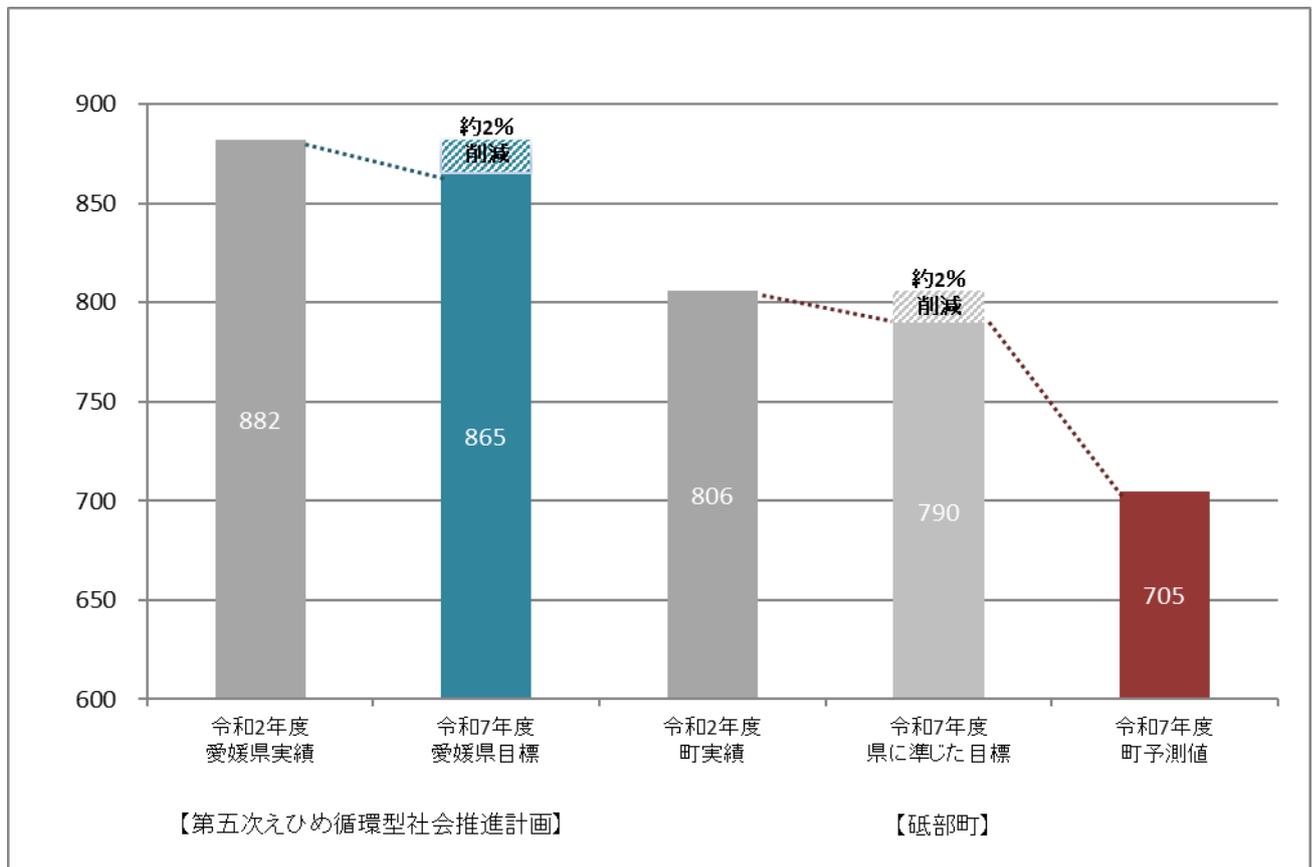
◆愛媛県が定めた目標の達成状況

項目	愛媛が定めた目標の達成状況
ごみ排出量	ごみ排出量は、第五次えひめ循環型社会推進計画の令和2年度比で令和7年度に約8%削減の目標を達成できる見込みです。
1人1日あたり排出量	第五次えひめ循環型社会推進計画の令和2年度比で令和7年度に約2%削減の目標を達成となる見込みです。
循環利用率	循環利用率は、第五次えひめ循環型社会推進計画の令和7年度に約28%とする目標は達成できない見込みです。
最終処分量	最終処分量は、第五次えひめ循環型社会推進計画の令和2年度比で令和7年度に約12%削減の目標を達成できない見込みです。

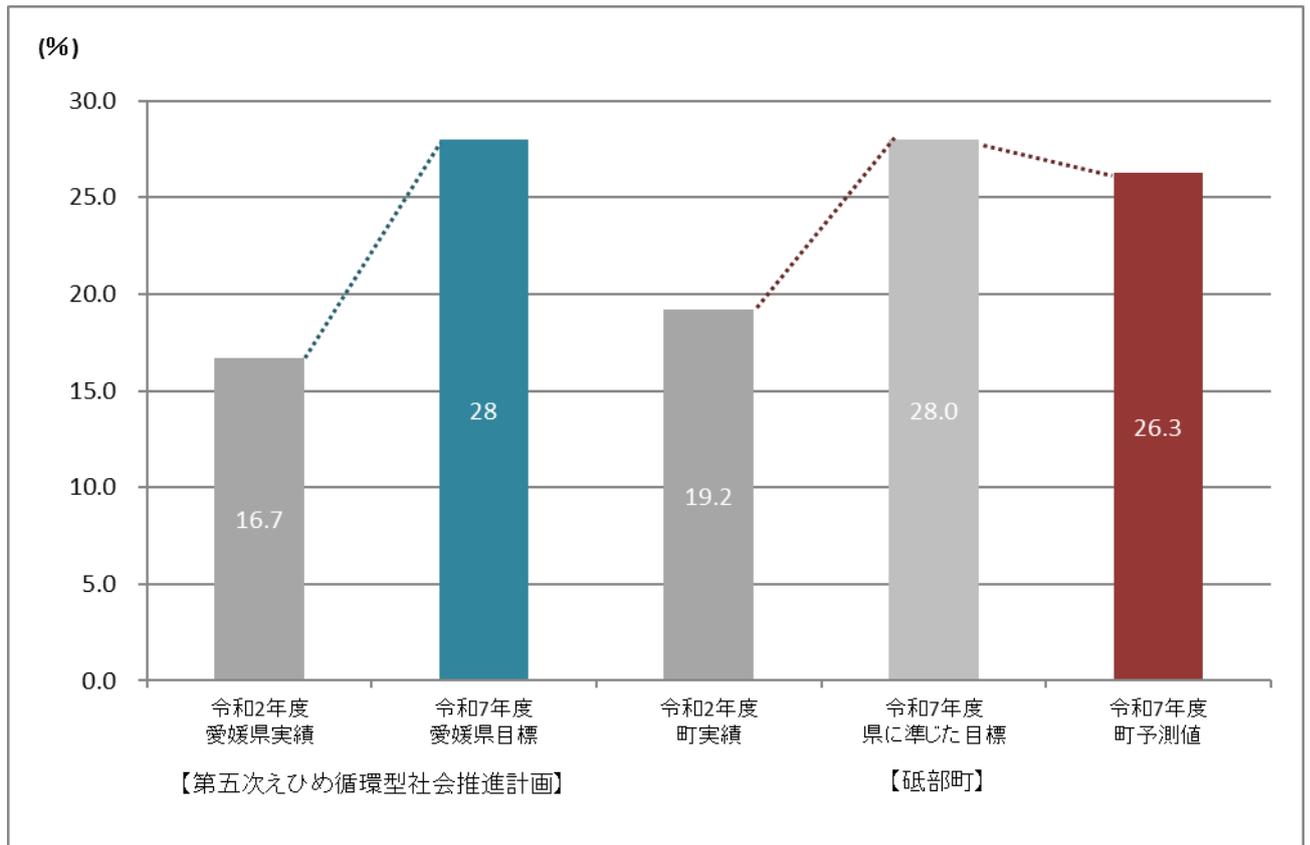
◆ごみ排出量の目標



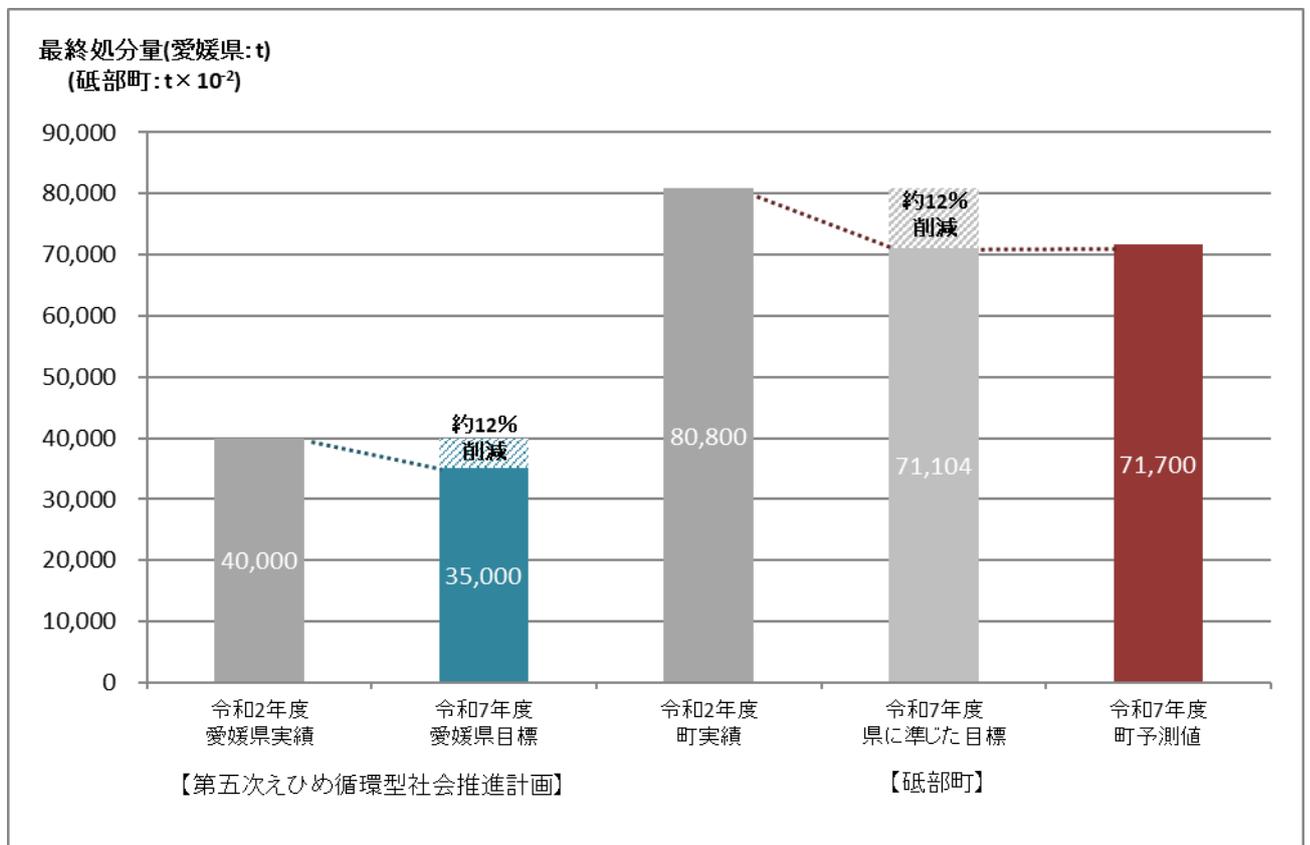
◆1人1日あたりごみ排出量の目標



◆循環利用率の目標



◆最終処分量の目標



### 3) 砥部町の指標達成状況

#### ◆第2次砥部町総合計画成果指標

項目	第2次砥部町総合計画の成果指標 (令和9年度)	砥部町の実績	第2次砥部町総合計画成果指標の達成状況
排出量	1人1日あたり排出量を現状(令和3年度)726g/人・日から令和9年度に700g/人・日とする。	平成30年度実績 778 g/人・日 令和3年度実績 726 g/人・日 いずれも集団回収を除いた数値です。	令和3年度の1人1日平均排出量は、成果指標を達成しています。
資源化率	資源化率を、現状(令和3年度)24.4%から令和9年度に26.3%にする。	平成30年度実績 R =60.3% R' =18.1% 令和3年度実績 R' =24.4%	平成30年度のリサイクル率(R)は、RDF化されていることから成果指標を達成しています。令和3年度からは美化センターの休止に伴い、RDF化が行われていませんが、RDF化分を除いたリサイクル率(R')は25.3%の成果指標を概ね達成できる見込みです。

出典) 第2次砥部町総合計画 平成30年3月

#### ◆第2次砥部町環境基本計画指標(令和2年2月)の達成状況

項目	第2次砥部町環境基本計画の指標 (令和11年度)	砥部町の実績	第2次砥部町環境基本計画指標の達成状況
資源化率	資源化率は、砥部地域、広田地域ともに平成30年度の現状値以上とする。	平成30年度実績 R =60.3% R' =18.1% 令和3年度実績 R' =24.4%	令和3年度のリサイクル率(R')は、平成30年度の実績値を上回っており、指標目標値を達成しています。
電気式生ごみ処理機等購入事業	平成30年度を継続する。	平成30年度から令和3年度までの実績 ・生ごみ処理容器8基 ・電気式生ごみ処理機13基	平成16年度以降、事業を継続して実施しています。
ごみ集積所整備事業	平成30年度を継続する。	平成30年度から令和3年度までの実績 27箇所	平成16年度以降、事業を継続して実施しています。
資源化促進事業	資源化量は、平成30年度を継続する。	再生利用量 平成30年度実績 75,450kg 令和3年度実績 80,733kg	令和3年度の再生利用量は、平成30年度を上回っており、指標目標値を達成しています。
廃品回収事業	廃品回収量は、平成30年度を継続する。	平成30年度実績 66,330kg 令和3年度実績 45,900kg	令和3年度の廃品回収量は、平成30年度を下回っています。

出典) 第2次砥部町環境基本計画 令和2年2月

## (2) ごみ処理の課題の抽出

本町のごみ処理に関する課題を、発生抑制、リサイクル率の向上等、最終処分について抽出すると次のとおりです。

### 1) 発生抑制

#### ① 1人1日あたりごみ排出量の削減

##### 【背景】

本町の令和3年度における1人1日あたりごみ排出量は726 g/人・日で、愛媛県1人1日あたりのごみ排出量（令和2年度、882 g/人・日）及び全国平均（令和2年度901 g/人・日）より低い水準となっています。

##### 【課題】

- ◆1人1日あたりのごみ排出量の削減（排出抑制）
  - ・ごみ総量の約70%を占める可燃ごみの排出抑制
  - ・ごみ排出量の削減に関する啓発

#### ② リサイクル率の向上

##### 【背景】

本町の令和3年度におけるリサイクル率(R')は24.4%で、愛媛県リサイクル率（令和2年度16.7%）及び全国平均（令和2年度20.0%）より高い水準にあります。

今後、より資源ごみの分別収集品目の拡充や、従来の資源ごみ分別品目と合わせて、リサイクル意識の定着を進めるとともに、住民と行政が一体となって減量化・再資源化を継続して推進することが求められます。

##### 【課題】

- ◆リサイクル率の向上
  - ・分別の徹底による資源ごみの増加
  - ・資源ごみの分別収集品目の拡充（その他プラスチック等）
  - ・リサイクル意識の啓発

### 2) 最終処分

#### ① 最終処分場の整備及び適正な維持管理

##### 【背景】

ごみの最終処分は、直接最終処分するものと中間処理後に最終処分するものがあり、いずれも千里埋立処分場で埋立処分を行っています。

埋立処分は、生活環境に支障が生じないように、自然界の代謝機能を利用して廃棄物を生物的、物理的に安定な状態（安定化・無害化）にするために、今後とも減量・減容化を図り、埋立処分対象物、埋立処分量、生活環境等を考慮して適正な処分を実施していく必要があります。

##### 【課題】

- ◆最終処分場の適正な維持管理
  - ・最終処分場の延命化

## 4. ごみ処理計画

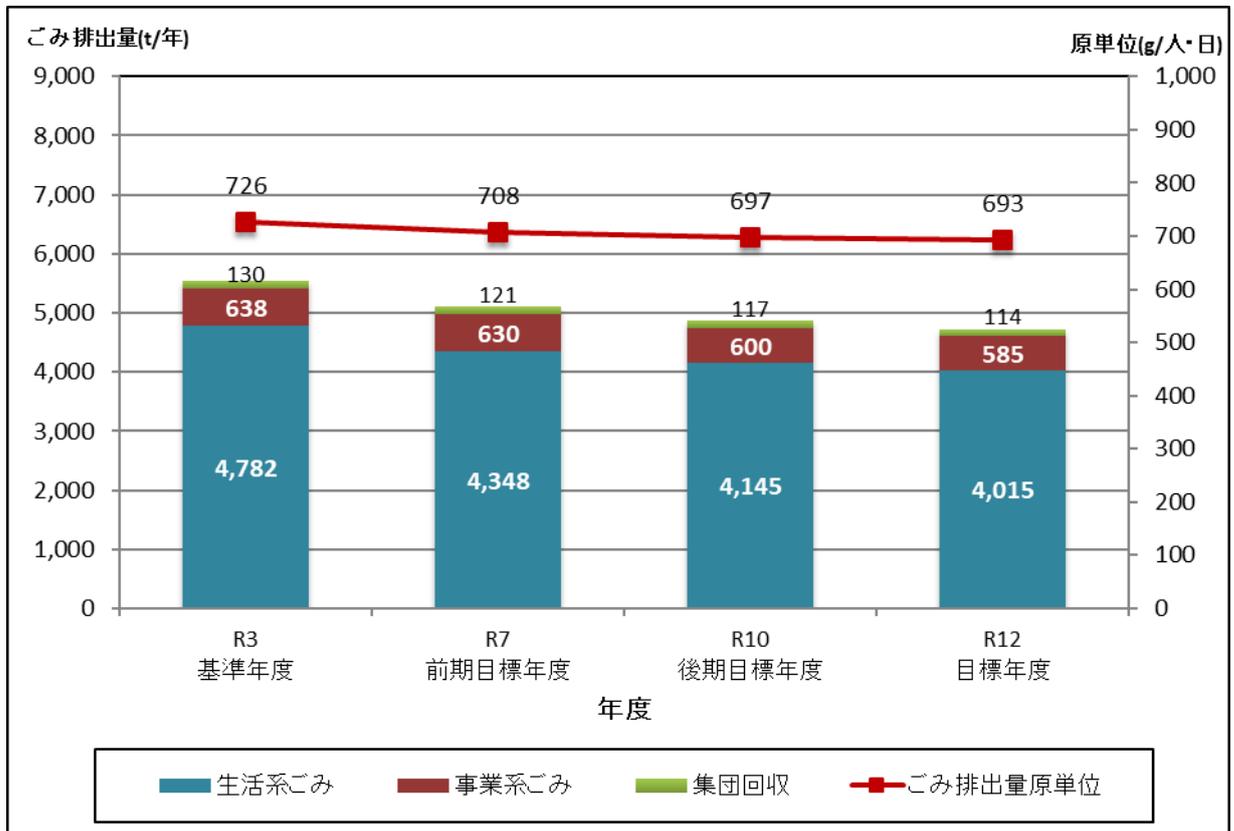
### (1) 廃棄物減量化目標

本町では、一般廃棄物の資源化率の向上や最終処分量の削減のため、令和 12 年度における廃棄物減量化目標を次のとおりとします。

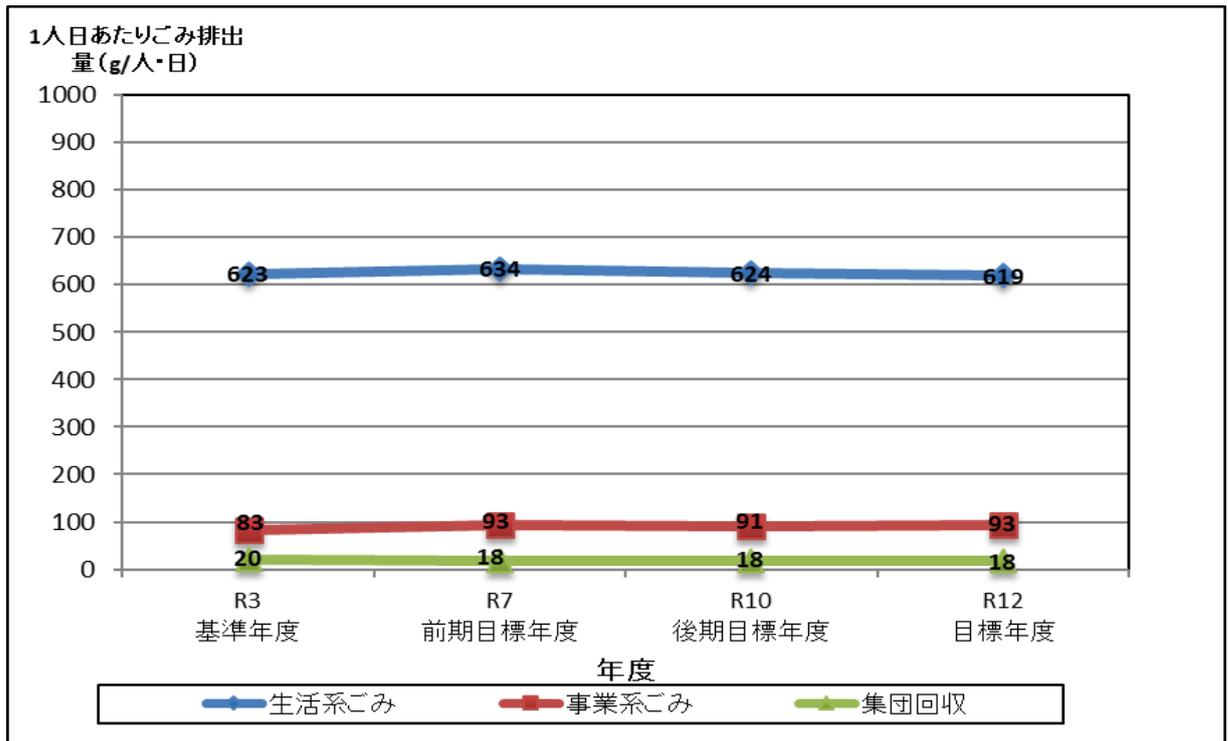
#### ◆廃棄物減量化目標(令和 12 年度)

- ◇ごみ総排出量は令和 3 年度から約 16%削減する。
- ◇事業系ごみ排出量を令和 3 年度から約 8%削減する。
- ◇1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量は、約 619g/人・日とする。

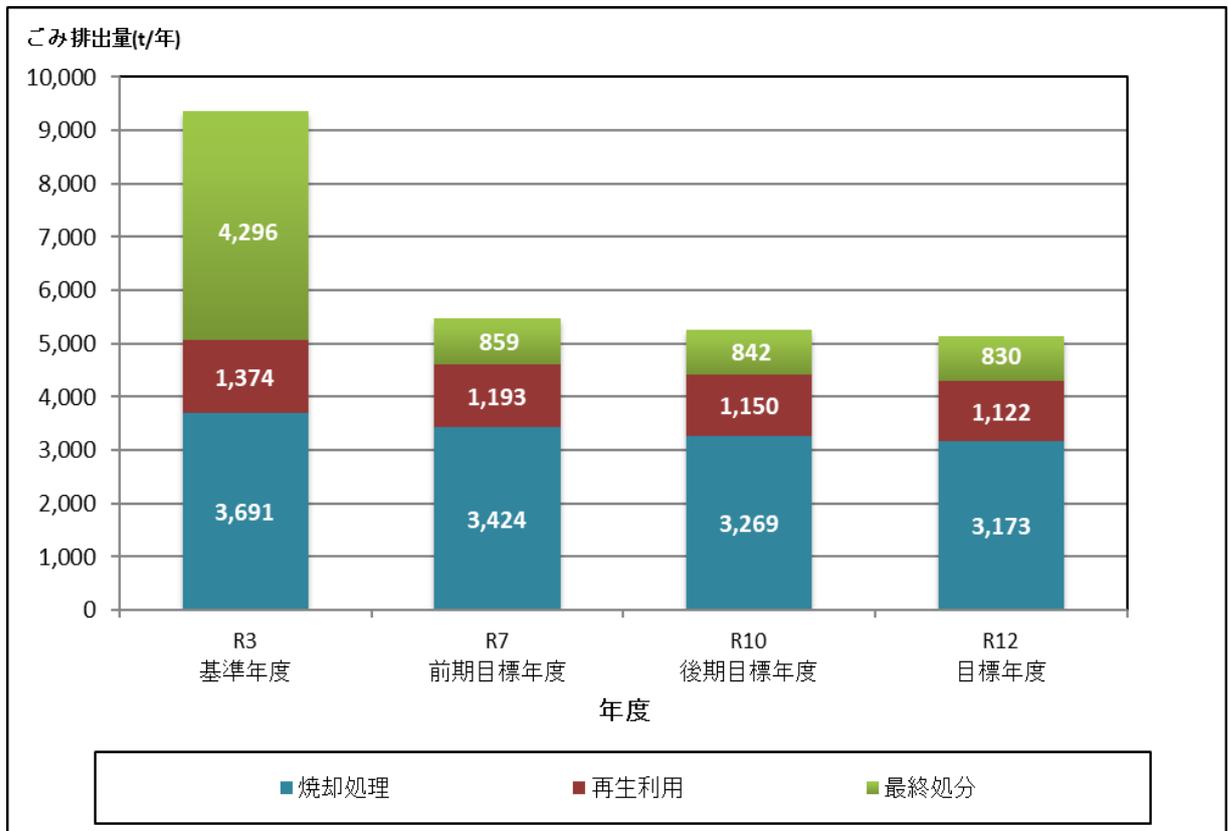
#### ◆ごみ排出量の目標



◆ 1人1日あたりごみ排出量の目標



◆ ごみ処理量の目標



注) R3 年度は災害土砂を含んでいるため、一時的に増加しています。

## (2) 循環型社会形成のための主な取組

### 1) 3Rの推進

#### ①リデュース(発生抑制)

##### ○ 生ごみの発生抑制

食べ残しをしない、野菜を使いきる、生ごみは水切りをする等、生ごみの量を減らすような社会の熟成に努めていきます。

##### ○ 住民団体による集団回収の促進

古新聞、古雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトルについては、資源ごみとして出すように努めるほか、リターナブルびんについては、販売店に戻す等により資源としての再使用に努めることが必要です。また、民間団体による古新聞等の集団回収や衣類、家庭用品等の不用品交換は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的な実施に努めることが必要です。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、町や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却や交換することに努めていきます。

##### ○ 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入にあたっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、レジ袋の使用を控える必要があります。また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器(リターナブル容器)を用いている商品等を選択することによって、できる限り容器包装廃棄物の排出抑制に努めることが必要です。

##### ○ 環境物品等の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

環境に配慮した物品等の使用を促進、使い捨て品の使用を抑制、トイレットペーパーに再生品を使用する等、可能な限りものを無駄に費消しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスの選択に努める必要があります。

##### ○ 多量の排出事業者に対する減量化指導

多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該廃棄物の減量に関する計画の作成指導を徹底する等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じていきます。

#### ②リユース(再使用)

##### ○ 再使用製品等の利用促進

長く使えるものを選び、壊れた場合は修理する等、ものを大切に使い、不要なものは買わないことが必要です。詰め替え製品や包装の少ない製品を選ぶ必要があります。

本町自らも事業者としてグリーン購入・契約等循環型社会の形成に向けて行動を率先して実行していきます。地域においてリターナブルびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。

#### ③リサイクル(再生利用)

##### ○ 容器包装廃棄物等の再資源化

容器包装リサイクル法に基づく本町の分別収集計画に基づき、地域の実情に応じて容器包装リサイクル法に定める品目についての分別収集・処理を促進します。

このほか、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、資源有効利用促進法等各種リサイクル関連法において、個別品目別のリサイクルについても関係法令に基づき取組を進めます。

○ 適正・効率的な資源化施設整備の検討

資源ごみ類を適正・効率的にかつ総合的にストック、資源化することができる資源化施設の整備について検討します。

## 2) 廃棄物の適正処理

### ①適正処理の確保

○ ごみ処理有料化による経済的効果の検証

平成 19 年度に実施した生活系ごみの有料化実施による排出抑制と処理経費の経済的手法についてその成果等を検証し、廃棄物会計による処理システムの最適化について検討します。

○ 廃棄物処理手数料の見直しを検討

処理経費に対する受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料の見直しを検討します。

### ②不適正処理の防止

○ 不法投棄のない社会づくりの推進

不法投棄のない社会づくりを推進し、町と町民、事業者等が連携することにより、不法投棄等の不適正処理の早期発見や未然防止を図ります。不法投棄の早期発見の機会を広げるため、町職員や地域住民による地域パトロールを実施するとともに迅速な情報提供を得ることができるよう連携します。

## 3) 事業系ごみ減量の実践

○ 事業者に対してごみ分別の徹底

事業系ごみの多量排出者に対するごみ分別による減量化や事業所の組織単位での取り組みの推進を図ります。

○ 自主回収ルート活用の啓発

製造事業者等による自主回収ルートを活用するための啓発に努めます。

## (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

### ごみの種類、分別区分及び排出方法

本町における分別区分と対象品目及び排出方法は、現在の体制を維持していきます。ごみは、可燃ごみ、資源ごみ 11 種類、危険ごみ、雑ごみ(不燃ごみ)の合計 14 種類に分別します。

収集方法についてはステーション方式を継続します。また、ステーションの場所及び箇所数は、人口の状況、ステーションまでの距離や地域住民の要望等を考慮し、適宜見直しを行うものとします。持ち込みを原則とするごみ、町で処理できないごみについても現在の体制を維持していきます。

今後、ごみ処理計画の見直し内容に応じて、ごみの種類及び分別区分の見直しを行ってまいります。

#### (4) 収集・運搬計画

本町内で排出されるごみは、現在の収集・運搬体制を継続しますが、ごみ集積所の適正な維持管理や収集運搬車両の環境対応車両導入の検討等毎年度策定する「ごみ処理実施計画」により、効率的でかつ適正な収集・運搬計画に必要な応じて見直しを行い実行します。

##### 1) 分別区分等

###### ① 収集運搬体制

区 分	可燃ごみ	資源ごみ	危険ごみ	雑ごみ
生活系ごみ	委託	委託	委託	委託
事業系ごみ	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者

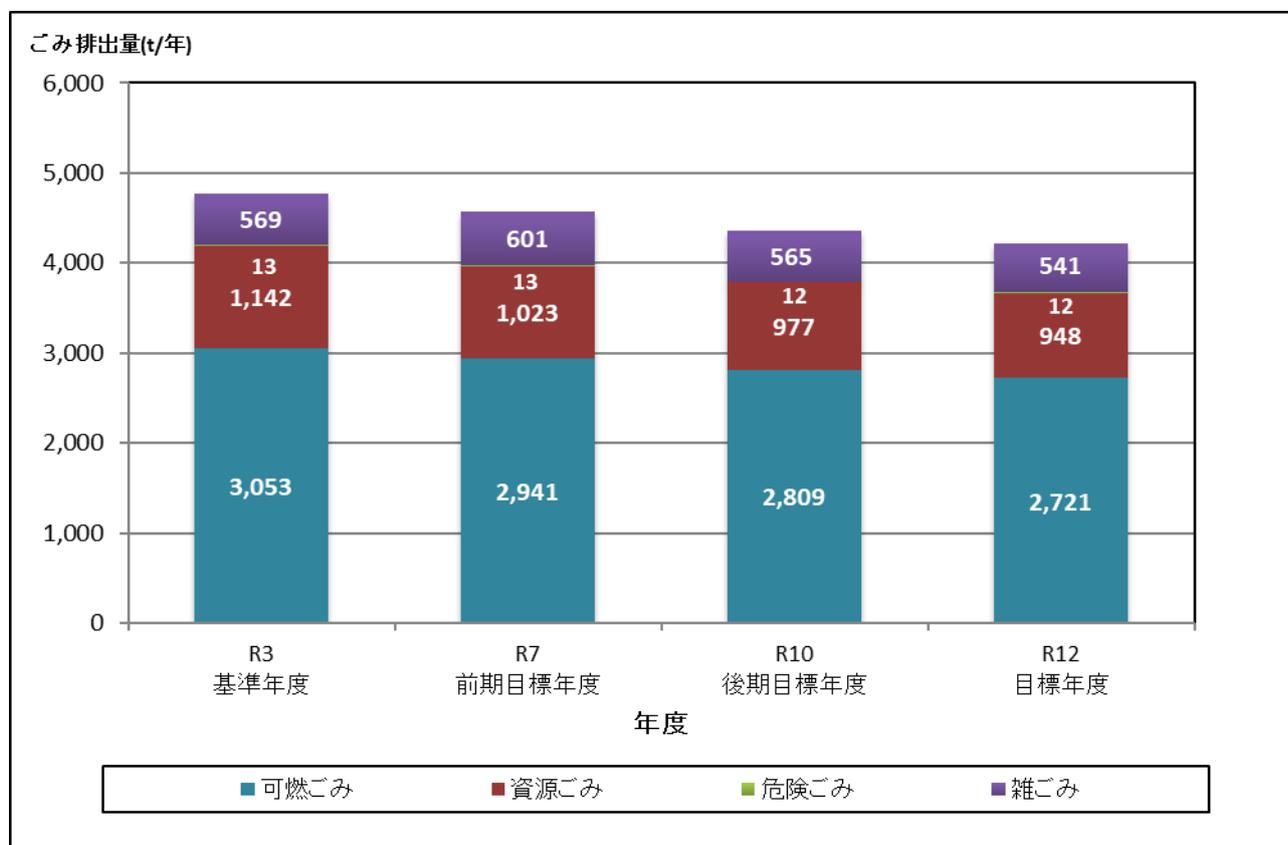
###### ② 収集頻度

分別区分	収集形態	収集方式	収集回数		ごみ収集・処理手数料	搬入先
			広田地域以外	広田地域		
可燃ごみ	委託	ステーション方式	週2回	週2回 週1回 (山間部)	指定ごみ袋 大：45 ㊮ 400円/10枚 中：30 ㊮ 300円/10枚 小：20 ㊮ 200円/10枚	松山市南クリーンセンター
剪定枝・葉・草	委託	ステーション方式	週1回	週1回	無料	砥部町美化センター
プラスチック製容器包装	委託	ステーション方式	週1回	週1回	無料	委託業者資源化施設
資源ごみ	委託	ステーション方式	月2回	月2回	無料	委託業者資源化施設
雑ごみ	委託	ステーション方式	月1回	月1回	指定ごみ袋 大：120 ㊮ 600円/5枚 中：60 ㊮ 450円/5枚 小：30 ㊮ 300円/5枚 極小：10 ㊮ 150円/5枚	委託業者資源化施設
危険ごみ	委託	ステーション方式	月1回	月1回	無料	委託業者資源化施設

### ③ 収集・運搬量

令和 12 年度における収集運搬量は、4,222 t/年となり、可燃ごみ 2,721 t/年、資源ごみ 948 t/年、危険ごみ 12 t/年及び雑ごみ 541 t/年と見込まれます。

#### ◆収集・運搬量の見込み



### 2) 特別管理一般廃棄物及び在宅医療廃棄物

本町では、特別管理一般廃棄物及び在宅医療廃棄物の収集を行っておらず、現在、受け入れを開始する予定はありません。

### 3) 収集車両の低公害化

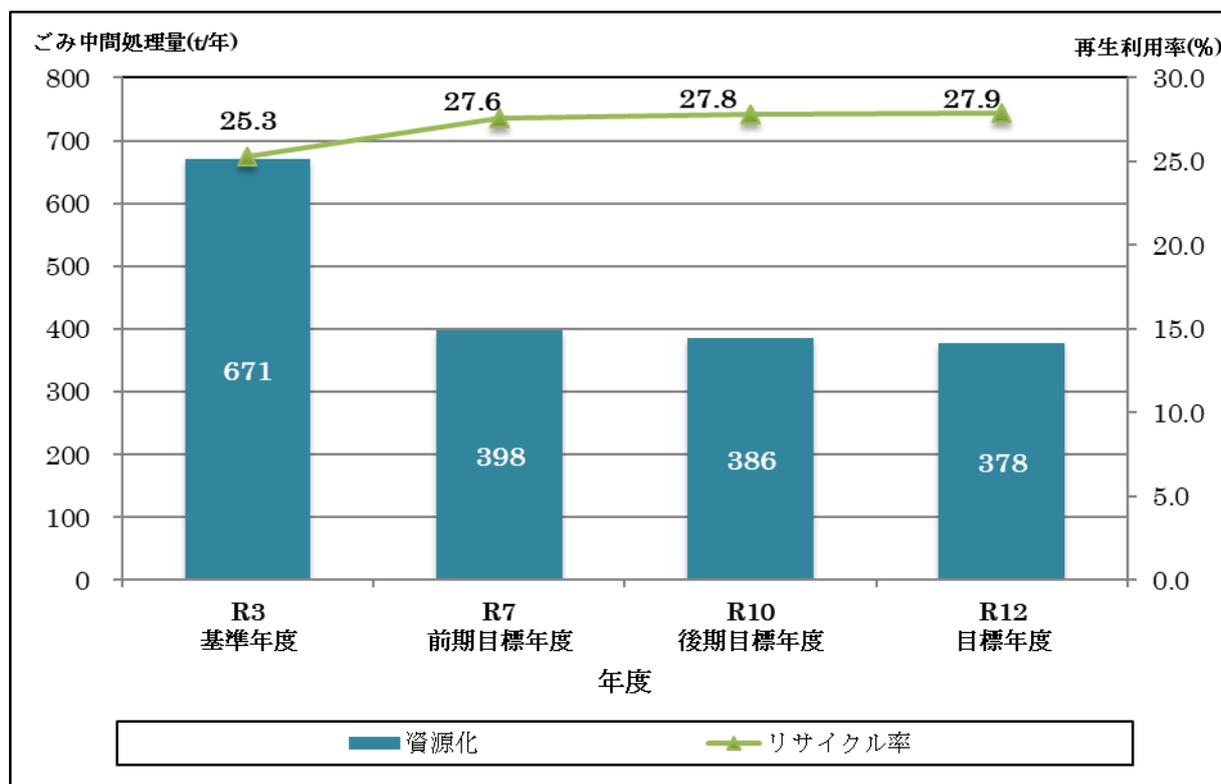
収集・運搬に関わる車両は、軽油またはガソリン車です。今後、車両購入時に、低燃費車両の導入を指導、誘導していきます。

## (5) 中間処理計画（再生利用含む）

### 1) 対象となるごみ量の検討と予測

本町のごみ処理における中間処理は、資源ごみで、令和12年度における中間処理資源化量は、378 t/年となる見込みです。リサイクル率は、27.9%となります。

#### ◆中間処理量の見込み



### 2) 最適な処理方法について

本町の資源ごみは民間の資源化施設へ処理を委託しています。当面この処理形態を継続し、適正な再生利用・適正処分を実施するべく、ごみ処理広域化を含めた最適な処理方法を検討します。

### 3) 感染性廃棄物の処理について

本町では、感染性廃棄物の処理を行っておらず、処理施設への誤混入もありません。また、感染性廃棄物の受け入れを開始する予定はありません。

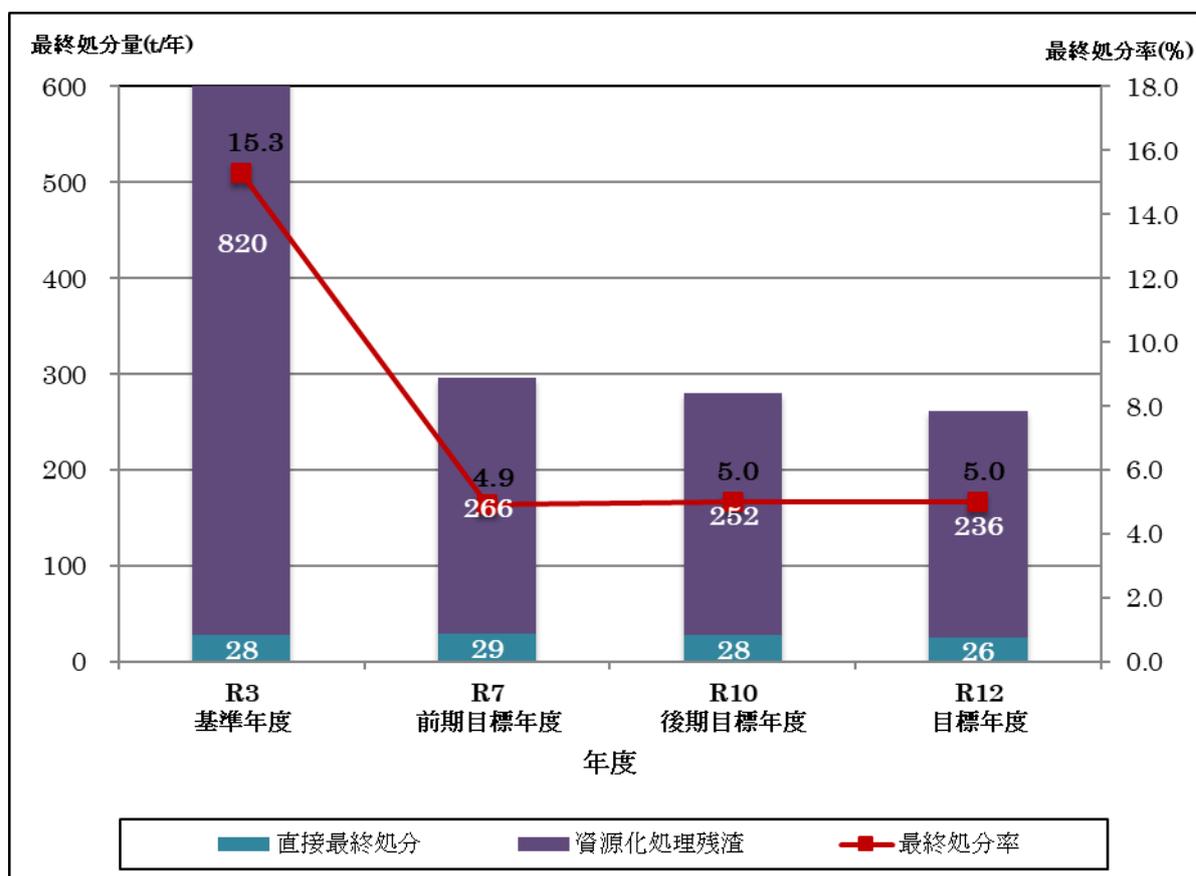
在宅医療廃棄物については、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（環境省）」に沿った処理体制の構築の働きかけや、清掃作業員等を対象とした研修会を開催し、情報不足の解消を図るとともに、家庭からの排出方法について啓発していきます。

## (6) 最終処分計画

### 1) 対象とするごみ量の検討と予測

令和 12 年度のごみ最終処分量は 262 t/年となり、その内訳は、直接最終処分量 26 t/年、資源化処理残渣 236 t/年で、最終処分率 5.0%と見込まれます。

#### ◆最終処分量の見込み



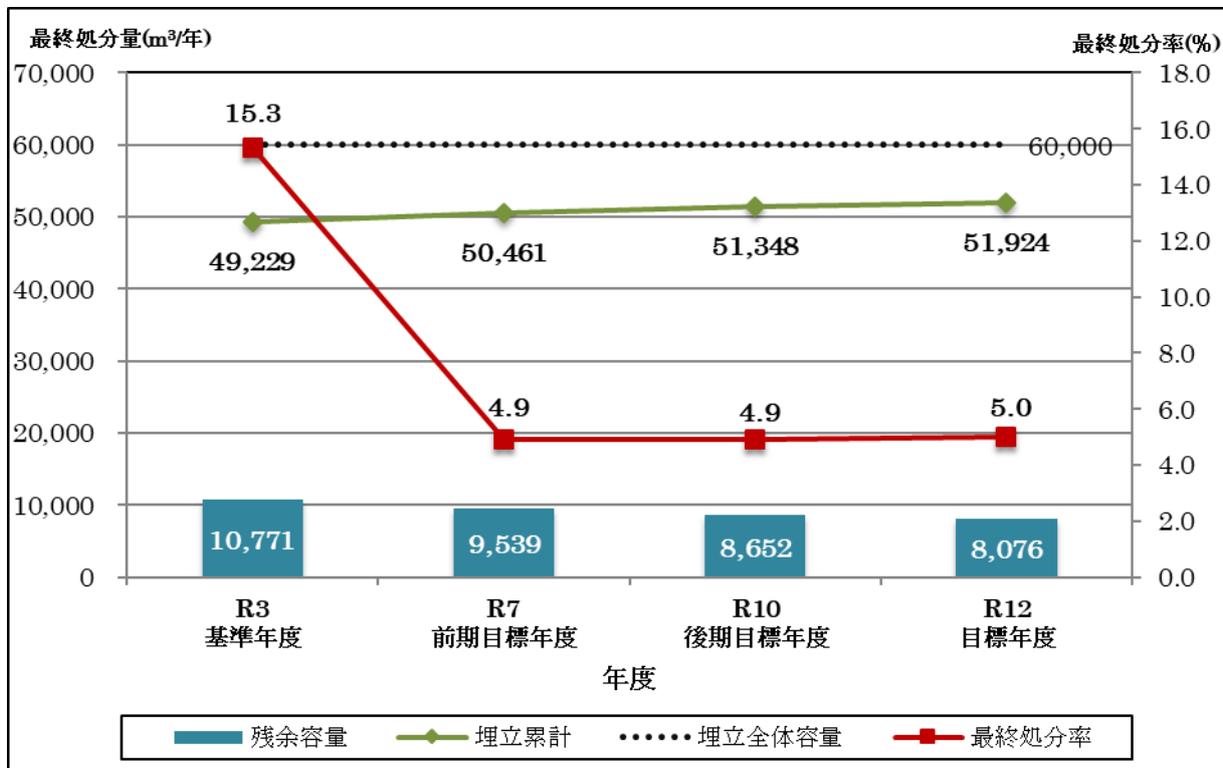
### 2) 最適な処理方法について

本町のごみ処理における最終処分は、中間処理過程において生じた処理残渣を埋め立てています。これらは、現有施設の適正な維持管理を図っていくものとし、今後も減量化を図りながら一般廃棄物最終処分場（千里埋立処分場）で受け入れ処分するものとします。

### 3) 埋立処分すべき量及び既存施設の残余容量

千里埋立処分場は、令和12年度の残余容量は、約8,076 m<sup>3</sup>となる見込みです。

#### ◆一般廃棄物最終処分場（千里埋立処分場）の処分量及び残余容量の見込み



## (7) ごみ処理施設の整備に関する事項

### 1) 可燃ごみ処理施設

本町のごみ処理固形燃料化施設(砥部町美化センター)は、令和2年度に稼働を休止し、令和3年度から可燃ごみの処分は松山市に委託しています。

今後のごみ処理については、令和2年9月に立ち上げた松山ブロックごみ処理広域化検討協議会において、ごみ処理広域化や施設整備など議論しています。

### 2) 資源化施設

資源ごみは、本町で資源化施設を保有していないことから民間の資源化施設へ処理を委託しており、今後も民間活用を図っていきます。

## (8) その他ごみ処理に関して必要な事項

### 1) 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度について

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、引き続き廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量化等推進員の制度を推進します。

### 2) 製造事業者等及び廃棄物再生事業者の協力内容について

ごみ問題に対する協力は、ごみ処理事業の意義と実態を理解してもらうことが重要です。施策内容の広報活動を積極的に行い、住民や事業者に理解を求めていきます。

### 3) 災害時の廃棄物処理に関する対応

大災害時に発生するがれき・残骸物については、「砥部町地域防災計画 平成26年度」、「砥部町災害廃棄物処理計画 平成31年度」、「愛媛県がれき・残骸物処理マニュアル」及び「愛媛県災害廃棄物処理基本計画」等に基づき、迅速かつ適正に処理体制の整備及び仮置場の整備に努めることとしています。

本町では、災害発生時のごみ処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握して廃棄物の処理を適正に行います。事前に仮置場、一時保管場所を選定しておきます。住民、自主防災組織等に廃棄物を決められた場所に分別して搬出する等、廃棄物処理活動に協力を求めていきます。

また、近隣の自治体等と協力・連携体制の構築を検討していきます。

### 4) 不適正処理、不法投棄対策について

野焼き、多量保管や不法投棄等の不適正処理対策として必要に応じて町職員による定期的パトロール等を実施し、不適正な処理の防止に努めていきます。

また、住民や事業者等に対し啓発を行うとともに、警察等の関係機関や住民との連携や不法投棄の防止に有効な監視カメラを県の制度を活用して設置する等不適正処理・不法投棄の監視体制を強化していきます。

## 5) 計画の進行管理

一般廃棄物処理基本計画は5年ごとに見直していく予定です。計画の点検、見直し、評価は、PDCAサイクル(PDCA: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))により進行管理を行っていきます。

今後、本計画で策定した施策の取り組み状況を確認し、評価結果を公表するとともに、評価意見を踏まえて、計画の見直しを行います。

# 第3章 生活排水処理基本計画

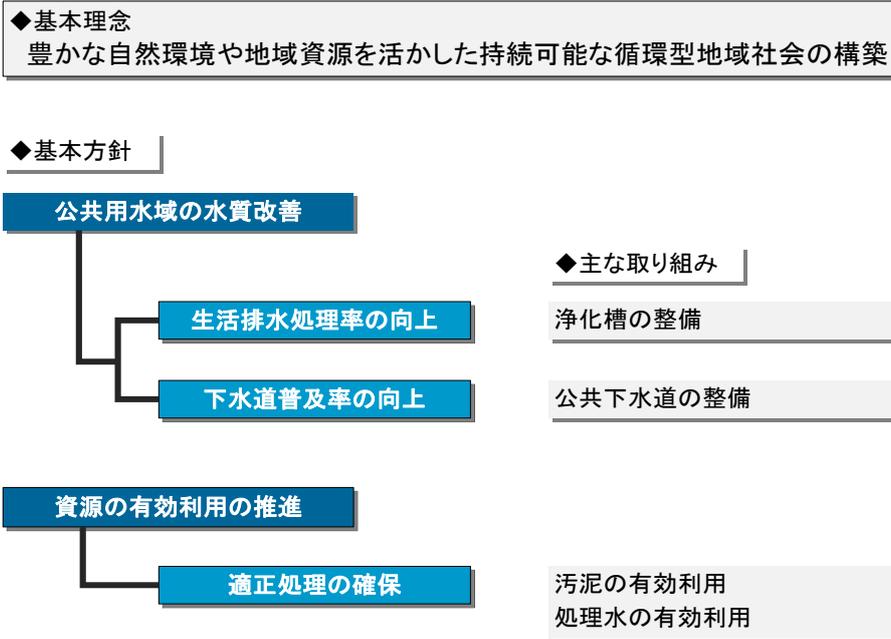
## 1. 基本方針

本町には、河川、池、ダム湖の水環境があり、これら河川等の水質を保全するために公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業等を行っています。

本町の河川水環境は、これまでの生活排水対策の実施により、全般的には改善傾向にあります。

しかし、住宅密集地域の河川で有機性汚濁の代表的指数である生物化学的酸素要求量（BOD）※・ph・SS・D0※等その他の項目でも環境基準を上回る値が見られており、家庭からの生活排水が主な原因と推定されます。

また、近年の日常用水の使用量の増大等を背景に生活系負荷の比重が高まってきており、公共用水域の水質保全を図るために、今後とも事業場の排水規制と併せて生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。



※生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと、数値が大きいほど水質が汚濁しています。環境基準とは、75%値（1年間の日間平均値を小さい順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ $n$ はデータ数）の値→整数でない場合は端数を切り上げ）で評価します。

※ph・SS・D0：ph（水素イオン濃度指数のこと、水の酸性、中性、アルカリ性を示します。）

SS（浮遊物質・懸濁物質のこと、水中の粒子状物質の含有量を示します。）

D0（溶存酸素量のこと、水の中にどれだけの濃度で酸素が溶存しているかを示します。）

## 2. し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

### (1) 計画処理区域

本計画の対象区域は、町全域とします。

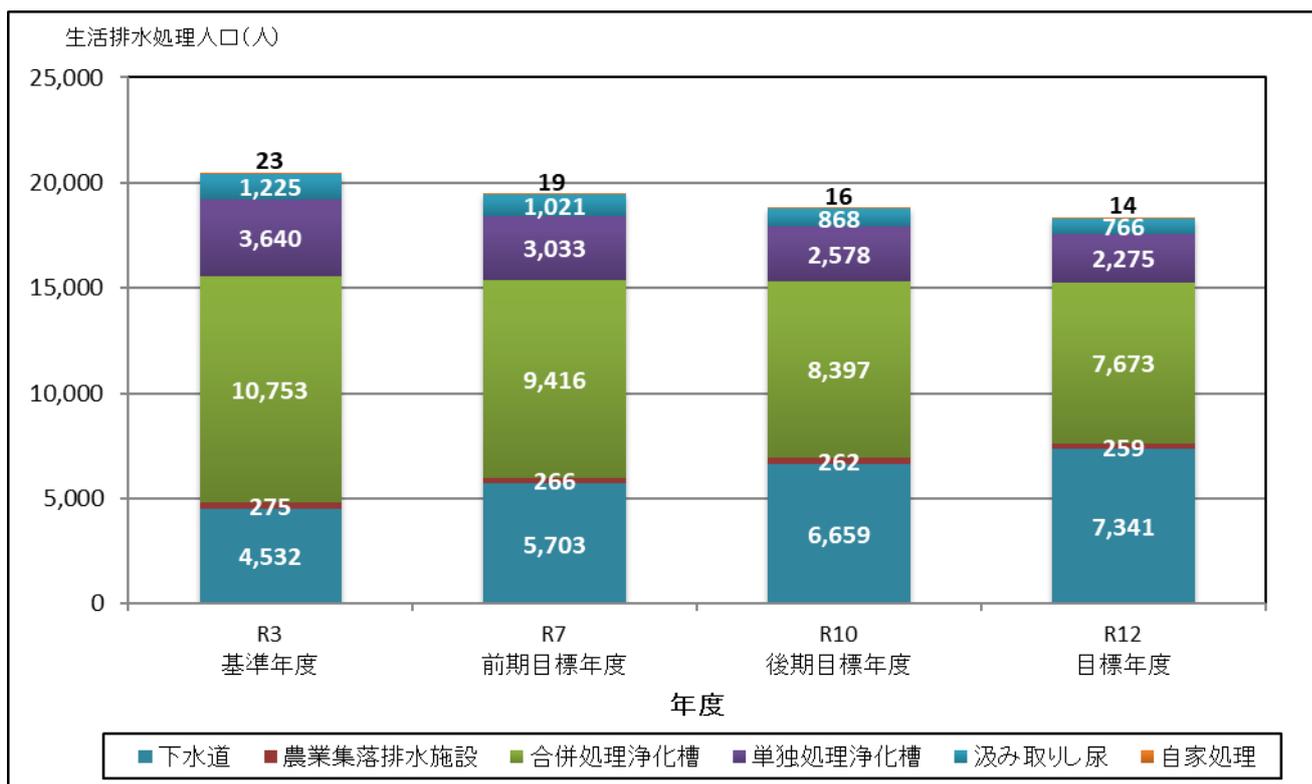
### (2) 計画処理区域内人口の予測

第2章 ごみ処理基本計画によります。

### (3) 計画処理区域内における処理形態別人口推計

- ◆合併処理浄化槽人口は、直近5年間の平均増減率より設定。
- ◆汲み取りし尿人口は、直近5年間の平均増減率より設定。
- ◆単独処理浄化槽人口は、計画処理区域内人口より合併処理浄化槽人口と汲み取りし尿人口を差し引いた人数。

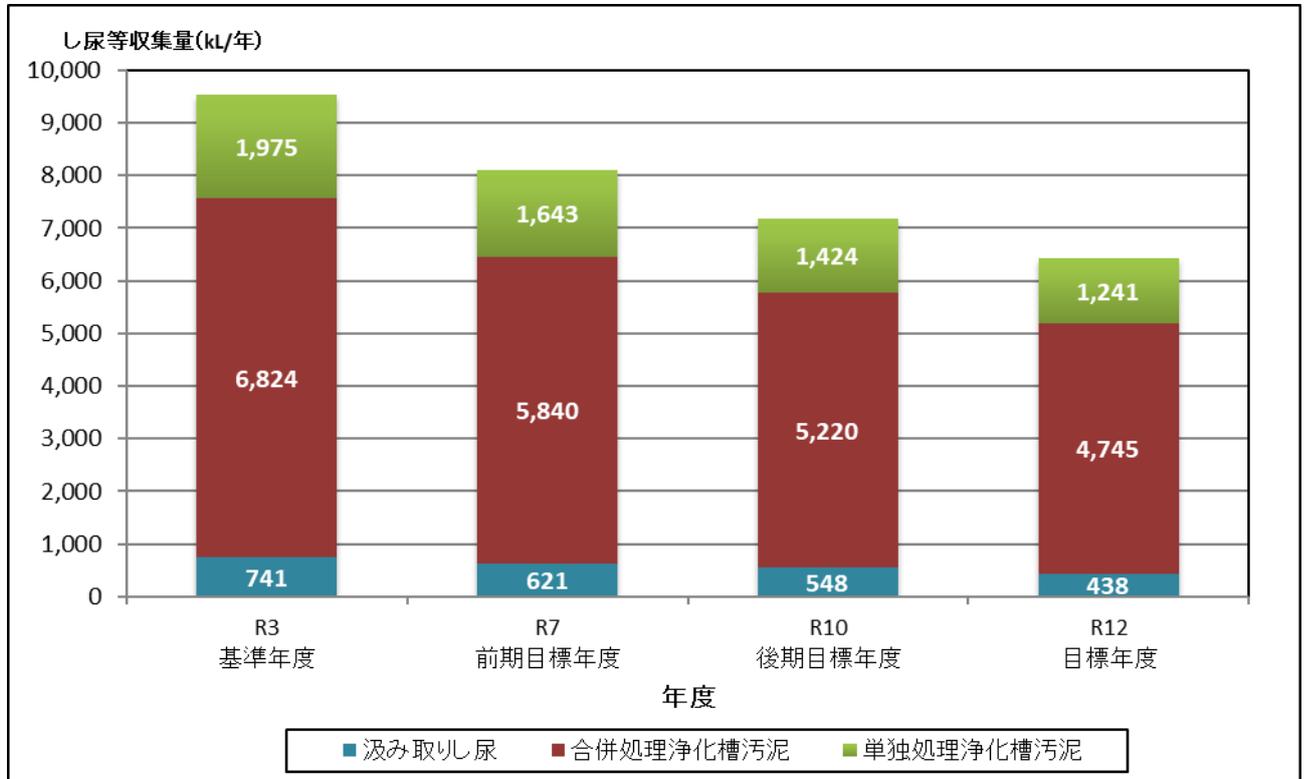
#### ◆処理形態別人口の見込み



#### (4) し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量

本町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは次のとおりです。

##### ◆し尿及び浄化槽汚泥発生量及び処理量の見込み



### 3. 生活排水処理の評価と課題

#### (1) 生活排水処理の評価

本町における生活排水処理状況について前項までに整理した生活排水処理の実績をもとに、第2次砥部町総合計画と第2次砥部町環境基本計画の指標に照らしあわせて評価します。

##### 1) 砥部町の指標達成状況

###### ◆第2次砥部町総合計画成果指標(平成30年3月)の達成状況

項目	第2次砥部町総合計画 成果指標 (令和4年度)	砥部町の実績	第2次砥部町総合計画 成果指標の達成状況
汚水処理人口 普及率(生活 排水処理率)	汚水処理人口普及率を 令和4年度に84.4% とする。	平成28年度実績 71.4% 平成30年度実績 76.4%	平成30年度の汚水処理 率は、令和4年度指標 に達していませんが、 今後、達成できる見込 みです。
下水道普及率	下水道普及率を令和4 年度に33.9%にする。	平成28年度実績 27.3% 平成30年度実績 31.5%	平成30年度の下水道普 及率は令和4年度指標 に達していませんが、 今後、達成できる見込 みです。
下水道処理人 口、水洗化率	下水道人口を令和4年 度に6,899人、水洗化 率を84.4%にする。	平成28年度実績 ・下水道人口 5,869人 ・水洗化率 93.4% 平成30年度実績 ・下水道人口 6,646人 ・水洗化率 93.4% 水洗化率には、単独処理 浄化槽の人口を含む。	平成30年度の下水道人 口は令和4年度指標に 達していませんが、今 後、達成できる見込み です。 平成30年度の水洗化率 (単独処理浄化槽を含 む)は、成果指標を上回 っています。

出典) 第2次砥部町総合計画 平成30年3月

###### ◆第2次砥部町環境基本計画指標(令和2年2月)の達成状況

項目	第2次砥部町環境基 本計画の指標 (令和11年度)	砥部町の実績	第2次砥部町環境基本計 画指標 の達成状況
合併浄化槽設置 整備事業	合併浄化槽設置基数 は、平成30年度の現 状値以上とする。	平成30年度実績 539基(累計) 令和元年度実績 574基(累計)	令和元年度合併浄化槽設 置基数は指標を上回っ ています。
生活排水処理率	生活排水処理率は、 砥部地区、広田地区 ともに平成30年度の 現状値以上とする。	平成30年度実績 76.4% 令和元年度実績 77.6%	令和元年度の生活排水処 理率は、指標を上回っ ています。

出典) 第2次砥部町環境基本計画 令和2年2月

## (2) 生活排水処理の課題の抽出

本町の生活排水処理に関する課題は概ね次のとおりです。

### 1) 生活排水処理率と水洗化率の向上

#### ① 合併処理浄化槽の設置促進と単独処理浄化槽の削減

##### 【背景】

本町の単独処理浄化槽人口は、毎年減少傾向にありますが、令和3年度で3,046人となり、計画処理区域内人口の約15%を占めています。一方、合併処理浄化槽人口も、毎年減少傾向にあり、令和3年度で8,998人となり、計画処理区域内人口の約44%となっています。

今後、生活雑排水の処理実施のため、単独処理浄化槽の削減と合併処理浄化槽の設置を促進することが求められます。

##### 【課題】

◆合併処理浄化槽の設置促進による単独処理浄化槽からの転換

### 2) 下水道普及率の向上

#### ① 下水道普及の促進

##### 【背景】

本町の下水道人口は、毎年増加傾向にありますが、令和3年度で7,356人となり、その普及率は約36%となっています。

今後、生活雑排水の処理を促進するため、下水道の普及を進めることが求められます。

##### 【課題】

◆下水道普及の促進

・砥部町公共下水道(砥部処理区)の効率的で持続可能な公共下水道事業の推進

## 4. 生活排水処理計画

### (1) 生活排水処理目標

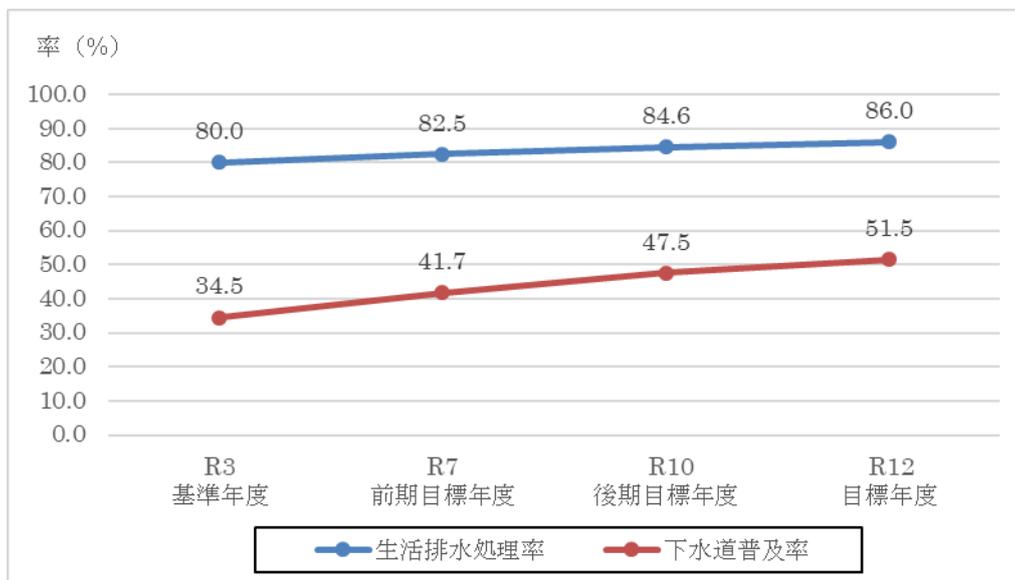
生活雑排水等による海や河川等の汚染を防止し、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全をする必要があり、本町においては公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の推進と合併処理浄化槽設置整備事業等を行っています。

本町では、生活排水の改善のため、令和12年度における生活排水処理目標を次のとおりとします。

#### ◆生活排水処理目標(令和12年度)

- ◇生活排水処理率を約85%以上とする。
- ◇下水道普及率を約50%以上とする。

#### ◆生活排水処理目標



### (2) 循環型社会形成のための主な取組

#### 1) 公共用水域の水質改善

##### ①生活排水処理率の向上

- 浄化槽の整備

浄化槽設置整備事業等により公共下水道の整備が行われない区域への、合併処理浄化槽の設置を促進し、汲み取りや単独処理浄化槽からの転換を図ります。

##### ②下水道普及率の向上

- 公共下水道整備の推進

公共下水道の整備、接続を推進します。

### (3) 生活排水の処理主体

本町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現在の形態を継続して地域別に直営及び許可業者の方法で行います。

#### ◆汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬形態

地 区	汲み取りし尿		浄化槽汚泥	
	形 態	収集頻度	形 態	収集頻度
砥部地域	許 可	不定期	許可業者	原則年1回
広田地域	許 可	不定期	許可業者	原則年1回

### (4) 生活排水処理計画

目標を達成するため、非水洗化世帯及び自家処理世帯や単独処理浄化槽世帯に対し、対象地域を絞った補助制度による支援を行ったり、広報やホームページを活用した啓発を行ったりするなど、合併処理浄化槽への転換の普及を図るとともに、公共下水道整備区域は、下水道への接続の啓発に努めます。

### (5) し尿・汚泥処理計画

#### 1) 排出抑制・再資源化計画

汲み取りし尿や浄化槽から発生する汚泥の抑制に努めます。

#### 2) 収集・運搬計画

##### ① 基本方針

汲み取りし尿や浄化槽汚泥については許可業者により収集運搬を行っており、今後とも、許可業者により適正な収集運搬を行います。

さらに、省エネ型の浄化槽の採用や人口の減少に伴い、処理量の減少が見込まれる中で、今後の収集及び運搬は当面、現在の許可業者で行う体制を維持しつつ、収集量の変動に応じて、し尿収集・運搬体制の見直しを図っていくこととします。

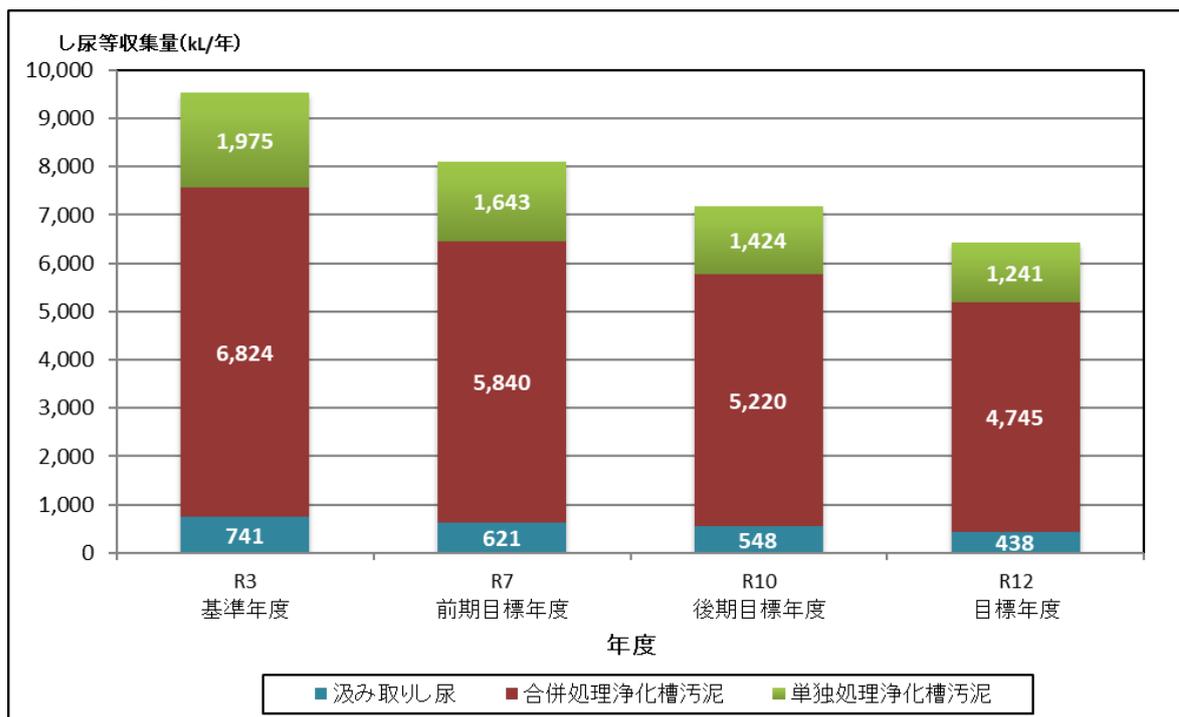
##### ② 収集区域の範囲

収集区域は、本町の全域とします。

##### ③ 収集・運搬の方法及び量

現在の体制を継続し、汲み取りし尿や浄化槽汚泥については許可業者により収集運搬を行います。

## ◆収集・運搬量



### 3) 中間処理計画

#### ① 基本方針

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は、砥部地域は「松山衛生事務組合」の松山衛生 eco センターで処理し、広田地域は「大洲・喜多衛生事務組合」の清流園で広域処理を行っています。今後もこの処理形態を継続していくものとします。

#### ② 中間処理施設及びその整備計画の概要

各広域組合の計画によります。

### 4) 最終処分計画

#### ① 基本方針

各し尿処理施設の処理過程で発生する汚泥は、各広域組合の処理方法で処分しています。今後も、現在のシステムを継続し、汚泥を衛生的に処理・処分します。

#### ② 最終処分の方法及び量

各広域組合の計画によります。

## (6) その他し尿処理に関して必要な事項

### 1) 住民に対する広報・啓発活動

住民に対する啓発運動として、発生源対策、処理施設対策、浄化槽対策及び洗剤対策を講じるものとして生活排水対策をより一層強化・促進して河川等水域の水環境の改善をめざすこととします。

- 発生源対策
  - ・排水の適正化（調理くず、食べ残し等の除去、食用油を流さない）
- 処理施設対策
  - ・各一部事務組合と連携し、処理施設の延命化
- 浄化槽対策
  - ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適正使用、適正管理
- 洗剤対策
  - ・石けんまたは合成洗剤（リンを含まない洗剤）の使用

これらを推進するため、町は住民に排水処理対策の実施や協力等を得て、支援、指導、助言等を行っていきます。また保健所と連携し、定期的な保守点検、清掃及び定期検査の実施について、住民、保守点検業者及び清掃業者に対し啓発、指導等を行っていきます。

## 2) 関連計画との整合

合併処理浄化槽設置整備事業計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていきます。

また、地域の開発計画等の策定に際しては、生活排水処理基本計画に基づき合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとします。

## 3) 災害時の廃棄物処理に関する対応

大災害発生時のし尿処理は、避難所等におけるし尿処理の需要の発生、し尿処理施設の損傷による処理能力の低下に対して、災害後直ちに、被害の状況に応じて許可業者による収集を行い各戸の当面の使用を可能にする方法をとります。必要に応じて県へ災害緊急援護物資等の供給を要請するとともに、収集については災害時における砥部町指定施設の汲み取り等に関する協定による迅速な収集を行い、市町間のし尿処理についての調整及び県外のし尿業者等の斡旋について要請するものとします。